

# 官報 号外

昭和四十七年四月二十五日

## 第六十八回国 衆議院会議録 第二十四号

昭和四十七年四月二十五日(火曜日)

議事日程 第二十号

昭和四十七年四月二十五日

午後一時開議

第一 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案

(内閣提出)

第二 沖繩開発庁設置法案(第六十七回国会、内閣提出)

第三 沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案(第六十七回国会、内閣提出)

第四 世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

第五 北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件

第六 臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案(内閣提出)

日程第二 沖繩開発庁設置法案(第六十七回国会、内閣提出)

日程第三 沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案(第六十七回国会、内閣提出)

昭和四十七年四月二十五日 衆議院会議録第二十四号 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案

昭和四十七年四月二十五日 衆議院会議録第二十四号 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案

日程第四 世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第五 北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第六 臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

労働安全衛生法案(内閣提出)

漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

漁業協同組合整備促進法を廃止する等の改正法案(内閣提出)

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

出)及び公的年金の年金額等の臨時特例に関する法律案(大原亨君外六名提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時五分開議

○副議長(長谷川四郎君) これより会議を開きます。

日程第一 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

○副議長(長谷川四郎君) 日程第一、特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案を議題といたします。

右

特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案

国会に提出する。

昭和四十七年三月十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、絶滅のおそれのある鳥類の種の保存を図ることの重要性にかんがみ、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)に定めるもののほか、絶滅のおそれのある鳥類の譲渡等を規制する措置について定めるものとする。

(特殊鳥類)

第二条 この法律において「特殊鳥類」とは、本邦又は本邦以外の地域において絶滅のおそれのある鳥類で総理府令で定めるもの(その加工品で総理府令で定めるものを含む)をいう。

2 内閣総理大臣は、前項の総理府令を制定し、又は改正しようとするときは、中央鳥獣審議会の意見をきかなければならない。

(特殊鳥類の譲渡等の規制)

第三条 特殊鳥類又はその卵は、譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受けてはならない。ただし、環境庁長官が学術研究、養殖その他の事由により特に必要

であり、かつ、適切であると認めて許可した場合、この限りでない。

2 前項ただし書の許可には、条件を附することができる。

3 前項の条件は、第一項ただし書の許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(特殊鳥類の輸出及び輸入の規制)

第四条 特殊鳥類又はその卵は、輸出してはならない。ただし、国際協力として学術研究又は養殖を行なう場合その他輸出することが特にやむを得ないと認められる場合で政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 特殊鳥類又はその卵は、輸出を許可した旨の輸出国の政府機関の発行する証明書又は適法に捕獲し、若しくは採取した旨の輸出国の政府機関の発行する証明書(当該輸出国が特殊鳥類又はその卵につき輸出の許可を行なう政府機関を有しない国である場合に限り)を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。ただし、特殊鳥類又はその卵につき輸出の許可又は捕獲若しくは採取に関する証明を行なう政府機関を有しない国から輸入する場合は、この限りでない。

(罰則)

第五条 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六条 第三条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第七条 第三条第二項の規定により附された同条第一項の許可の条件に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対

昭和四十七年四月二十五日 衆議院會議録第二十四号 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案 沖縄開発庁設置法案外一案

して各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を次のように改正する。

第二十条ノ五第二項中「又ハ都道府県鳥獣審議会ハ本法ニ依リ其ノ権限ニ属シテ」に改め、「又ハ都道府県知事ヲ削リ、同項の次に次の一項を加える。

都道府県鳥獣審議会ハ本法ニ依リ其ノ権限ニ属シテシメラレタル事項ヲ行フノ外都道府県知事ノ諮問ニ応ジ鳥獣ノ保護繁殖及狩猟ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

第二十条ノ七第二項中「第二十条ノ五第二項」を「第二十条ノ五第三項」に改める。

3 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条ノ二 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第 号)の施行に關する事務を処理すること。

第十一條第一項の表中央鳥獣審議会の項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の下に「及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律」を加える。

理由

絶滅のおそれのある鳥類の種の保存を図ることの重要性にかんがみ、絶滅のおそれのある鳥類の譲渡等を規制する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(長谷川四郎君) 委員長の報告を求めます。公害対策並びに環境保全特別委員長田中武夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田中武夫君登壇〕

○田中武夫君 たいま議題となりました特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案について、公害対策並びに環境保全特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、近年野鳥の生息環境の悪化に伴い、絶滅のおそれがある鳥類の種について、保護繁殖をはかることが重要な課題を要するものとなり、日米鳥類保護条約の調印を機会に、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に定めるもののほか、絶滅のおそれのある鳥類の譲渡等を規制する措置を講じようとするものであります。

そのおもな内容について申し上げますと、本邦または本邦以外の地域において絶滅のおそれがある鳥類で総理府令で定めるものを特殊鳥類とし、その特殊鳥類またはその卵は、環境庁長官が学術研究、繁殖その他の事由により特に必要であり、かつ、適切であると認めて許可した場合を除き、譲り渡し、譲り受け等をしてはならないこととしております。

また、特殊鳥類またはその卵は、国際協力として学術研究、繁殖を行なう場合、その他輸出することが特にやむを得ないと認められる場合であつて、政令で定める要件に該当する場合を除き輸出してはならないこととしております。

また、その輸入については、輸出国の輸出許可書または適法捕獲証明書を添付したものでなければ、原則として輸入してはならないこととしております。

次に、本案の審査の経過について申し上げます。本案は、去る三月十四日日本委員会に付託され、

同月十七日大石環境庁長官より提案理由の説明を聴取し、以後、慎重に審議を重ねてまいりましたが、かくて、去る二十一日質疑を終了し、次いで採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党の五党共同提案にかかる附帯決議を付するに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(長谷川四郎君) 採決いたしました。

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 沖縄開発庁設置法案(第六十七回国会、内閣提出)

日程第三 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案(第六十七回国会、内閣提出)

○副議長(長谷川四郎君) 日程第二、沖縄開発庁設置法案、日程第三、沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

沖縄開発庁設置法案  
右  
国会に提出する。  
昭和四十六年十月十六日  
内閣総理大臣 佐藤 榮作

沖縄開発庁設置法

(目的) 第一条 この法律は、沖縄開発庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置) 第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、沖縄開発庁を設置する。

(任務) 第三条 沖縄開発庁は、沖縄(沖縄県の区域をいふ。以下同じ)における経済の振興及び社会の開発を図るため、総合的な計画を作成し、並びにその実施に関する事務の総合調整及び推進にあたることを主たる任務とする。

(所掌事務及び権限) 第四条 沖縄開発庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その管内で法律(法律に基づく命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第 号)に基づく沖縄振興開発計画(以下「振興開発計画」といふ)の作成及びその作成のために必要な調査を行なうこと。

二 振興開発計画の実施に関する事務を推進すること。

三 振興開発計画の実施に關し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

四 関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に關する経費の見積りの方針の調整を行ない、及び当該事業で政令で定めるものに関する経費の配分計画に關する事務(科学技術庁又は環境庁の所掌に属する事務を除く)を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、沖縄振興開発特別措置法の施行に關する事務を処理すること。

と(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

六 南方同胞援護会法(昭和三十一年法律第六十号)及び沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)に基づき内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

七 沖繩開発庁の所管行政に關する広報を行ない、部内の人事、會計及び庶務に關する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舍その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつ、これを管理すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む)に基づき沖繩開発庁の所掌に属せられた事務を行なうこと。

(内部部局及び所掌事務)  
第五條 沖繩開発庁に、次の二局を置く。  
総務局  
振興局

2 総務局においては、前条第一号に掲げる事務、同条第五号に掲げる事務(振興局の所掌に属するものを除く)、同条第六号及び第七号に掲げる事務、沖繩振興開発審議会の庶務に關する事務、庁務の総合調整に關する事務並びに振興局の所掌に属しないその他の事務をつかさどる。

3 振興局においては、前条第二号から第四号までに掲げる事務及び同条第五号に掲げる事務(沖繩振興開発特別措置法第六條から第八條まで及び第四十八條の規定に係るものに限る)をつかさどる。

(長官)  
第六條 沖繩開発庁の長は、沖繩開発庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

2 沖繩開発庁長官(以下「長官」という)は、沖繩開発庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること

ができる。

3 長官は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、振興開発計画の実施に關する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

(沖繩振興開発審議会)  
第七條 沖繩開発庁に、附屬機関として、沖繩振興開発審議会を置く。

2 沖繩振興開発審議会の組織、所掌事務、委員の任命その他の事項については、沖繩振興開発特別措置法の定めるところによる。

(地方支分部局)  
第八條 沖繩開発庁に、地方支分部局として、沖繩総合事務局(以下「総合事務局」という)を置く。

(総合事務局の所掌事務等)  
第九條 総合事務局は、沖繩における次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四條第一号、第二号及び第八号に掲げる事務
- 二 次に掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務
- イ 公正取引委員会の事務局の地方事務所
- ロ 財務局
- ハ 地方農政局
- ニ 通商産業局
- ホ 海運局
- ヘ 港湾建設局
- ト 陸運局
- チ 地方建設局

三 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)第六十一條第五号、第八号及び第九号に掲げる事務、同法第六十二條第一号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)、同条第二号に掲げる事務(國營に係る森林治水事業の実施に關することを除く)、同条第三号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)。

同条第三号の二に掲げる事務(國營に係る地すべり防止に關する事業の実施に關することを除く)、同条第四号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)、同条第七号に掲げる事務(林業技術の改良発達及び普及に係るものに限る)、同条第八号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)並びに同法第七十七條第二号、第三号、第五号から第七号まで、第七十八條第一号、第四号及び第五号、第七十九條並びに第八十條第二号に掲げる事務

同条第三号の二に掲げる事務(國營に係る地すべり防止に關する事業の実施に關することを除く)、同条第四号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)、同条第七号に掲げる事務(林業技術の改良発達及び普及に係るものに限る)、同条第八号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)並びに同法第七十七條第二号、第三号、第五号から第七号まで、第七十八條第一号、第四号及び第五号、第七十九條並びに第八十條第二号に掲げる事務

2 前項の事務のうち、同項第二号イに掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務については公正取引委員会が、同号ロからチまでに掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務及び同項第三号に掲げる事務については当該事務に關する主務大臣が総合事務局の長を指揮監督する。

第十條 沖繩における前条第一項第二号に掲げる事務に關しては、政令で定めるところにより、総合事務局を同号の地方支分部局と、総合事務局の長その他の職員を同号の地方支分部局の長その他の職員とみなして、これらの事務の処理に關する法令の規定を適用する。

2 前条第二項及び前項に定めるもののほか、総合事務局において所掌する事務の処理に關し必要な事項は、長官と関係行政機関の長が協議して定める。

3 前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、当該事務を所管する行政機関の長が告示するものとする。

(総合事務局の位置及び組織)  
第十一條 総合事務局の位置及び組織は、政令で定める。

(事務所)  
第十二條 総合事務局に、その所掌事務の一部を分掌させるため、事務所を置くことができる。

2 事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び組織は、總理府令で定める。

附則  
(施行期日)  
第一條 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の効力發生の日から施行する。ただし、次條の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)  
第二條 内閣總理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

(所掌事務に關する暫定措置)  
第三條 沖繩開発庁は、第四條各号に掲げる事務のほか、当分の間、沖繩の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策の推進に關する事務をつかさどる。

2 総合事務局は、第九條第一項の事務のほか、沖繩における前項の事務を分掌する。  
(沖繩・北方対策庁設置法の廃止)  
第四條 沖繩・北方対策庁設置法(昭和四十五年法律第三十九号)は、廃止する。

(國家行政組織法の一部改正)  
第五條 國家行政組織法の一部を次のように改正する。  
別表第一總理府の項中「沖繩・北方対策庁」を「沖繩開発庁」に改める。

(總理府設置法の一部改正)  
第六條 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第十六條の五」を「第十六條の六」に改める。

第三條第三号中「沖繩(硫黃島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)をいう。以下同じ)及び」を削る。  
第四條中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。  
二十 北方地域に關する事務を行なうこと。

昭和四十七年四月二十五日 衆議院會議録第二十四号 沖縄開発庁設置法案外一案

第二章第三節第十六条の五を第十六条の六とし、第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(北方対策本部)  
第十六条の二 総理府の機関として、北方対策本部を置く。

2 北方対策本部は、次の事務を行なう機関とする。  
一 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、調査研究し、関係資料を集積分析し、及び国民世論の啓発を図ること。

二 北方地域に生活の本拠を有していた者に對する必要な援護措置の実施の推進を図り、及びその援護措置の実施に關し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

三 本土(北方地域以外の地域をいう。以下同じ)と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実について、公の証明に關する文書を作成すること。

四 本土と北方地域との間において解決を要する事項について、調査し、連絡し、あつせんし、及び処理すること。

五 前各号に掲げるもののほか、北方地域に關する事務に關し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。

六 北方領土問題対策協会の監督すること。

七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき北方対策本部の所掌に属することとされた事務を行なうこと。

3 北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、総理府総務長官たる國務大臣をもつて充てる。

4 北方対策本部長は、北方対策本部の事務を總括する。

5 北方対策本部長は、北方対策本部の所掌事務を遂行するために必要がある場合には、関係行政機関の長に對して協力を求め、又は意見を述べることが出来る。  
6 北方対策本部に、北方対策本部長を置き、内閣総理大臣の指名する総理府総務副長官をもつて充てる。  
7 北方対策本部長は、北方対策本部長の職務を助ける。

第十八条の表中  
沖縄・北方対策庁  
十九号

沖縄開発庁  
沖縄開発庁設置法(昭和四十六年法律第...号)に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)  
第七條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。  
第十六条の三第一項中「職員」の下に「(沖縄総合事務局において財務局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む)」を加える。

(農林省設置法の一部改正)  
第八條 農林省設置法の一部を次のように改正する。  
第七十一条及び第七十二条を次のように改める。

(營林局及び營林署の所掌事務の特例)  
第七十一条 營林局の所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについての第六十七條の規定の適用については、同条第二号中「營林の指導並びに森林治水事業」とあるのは「營林についての技術相談並びに森林治水事業の実施」とし、營林署の所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについての前条第一項の規定の適用については、同項第二号中「營林を指導すること」とあるのは「營林についての技術相談に關すること」とする。

第九條 次に掲げる法律の規定中「北海道」の下に「又は沖縄県」を加える。  
一 港灣整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号) 第四条第二項第一号及び第二号並びに第七條第三項  
二 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号) 第三條第一項  
三 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号) 第三條  
四 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号) 第四条第二項第一号及び第二号並びに第七條第三項

理由  
沖縄における經濟の振興及び社會の開發を図るため、總理府の外局として、沖縄開発庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

8 北方対策本部に、所要の職員を置く。  
9 この法律に定めるもののほか、北方対策本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。  
第十七条中「沖縄・北方対策庁」を「沖縄開発庁」に改める。

第十九号

に改める。

(港灣整備特別会計法の一部改正)  
第九條 次に掲げる法律の規定中「北海道」の下に「又は沖縄県」を加える。  
一 港灣整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号) 第四条第二項第一号及び第二号並びに第七條第三項  
二 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号) 第三條第一項  
三 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号) 第三條  
四 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号) 第四条第二項第一号及び第二号並びに第七條第三項

理由  
沖縄における經濟の振興及び社會の開發を図るため、總理府の外局として、沖縄開発庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会に提出する。  
昭和四十六年十月十六日  
内閣総理大臣 佐藤 榮作

沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律  
第一条 この法律は、沖縄(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)をいう。以下同じ。)の復帰に伴い、防衛庁関係法律の適用について、他の法律に定めるもののほか、暫定措置その他必要な特別措置等を定めるものとする。  
(防衛庁職員の給与等の特別措置)  
第二条 琉球政府の職員のうち、沖縄の復帰に伴う特別措置に關する法律(昭和四十六年法律第...号。以下「一般法」という。)第三十二条の規定により防衛庁の職員となり、防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定の適用を受けることとなる職員については、一般職の国家公務員の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給するものとする。

2 沖縄県の区域内に所在する防衛庁の官署に勤務する医師又は齒科医師で、防衛庁職員給与法の適用を受けるものについては、一般職の国家公務員である医師又は齒科医師の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給することができる。  
3 琉球政府の職員のうち、一般法第三十二条の規定により防衛庁の職員(一般職の国家公務員である者を除く。)となつた者については、当該琉球政府の職員としての公務を防衛庁職員給与法第二十七條第一項の公務とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた障害補償年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項については、一般職の国家公務員の例に準じ政令で特別

4 前項に規定する者の昭和四十四年九月三十日以前に支給事由の生じた公務上の災害に対する補償に關しては、同項の規定にかかわらず、その者の職員としての公務を國の公務とみなして労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による補償(同法第八十二条に規定する補償を除く)の例により補償を行なう。

(人身損害に対する見舞金の支給)  
第三条 國は、沖縄において、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日まで、の間に、アメリカ合衆國の軍隊又はその要員の行為により人身に係る損害を受けた沖縄の住民又はその遺族のうち、琉球人の諷和前補償請求の支払について(千九百六十七年高等弁務官布令第六十号)に基づく支払を受けなかつた者又はその遺族に対し、その支払を受けなかつた事情を調査のうえ、必要があると認めるときは、同布令に基づいて行なわれた支払の例に準じ、見舞金を支給することができる。

2 前項の見舞金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。  
第四条 防衛施設周辺の民生安定施設の助成の特例(昭和四十一年法律第三十五号)第四条の規定の沖縄県の区域における適用については、当分の間、同条中「市町村で」とあるのは「沖縄県又は沖縄県の区域内の市町村で」と、「当該市町村」とあるのは「当該県又は市町村」と、「一部」とあるのは「全部又は一部」とする。  
(軍関係離職者に対する特別給付金の支給に關する特例)  
第五条 この法律の施行の際軍関係離職者等臨時措置法(千九百六十九年立法第四百七十七号)第二条に規定する軍関係離職者である者のうち同条第一号に係る者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)第二条第一号に係る駐留軍関係離職者である者とみなし

て、同法第十五条から第十七条までの規定を適用する。  
(政令への委任)  
第六条 この法律に定めるもののほか、防衛庁関係法律の沖縄への適用についての経過措置その他沖縄の復帰に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる。  
2 この法律の成立後に沖縄において法令の制定、改正又は廃止が行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。  
(防衛庁設置法の一部改正)  
第七条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。  
第五十条中第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。  
三十二 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律(昭和四十六年法律第 号)第三条の規定により、見舞金を支給すること。  
第四十一条第二項中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。  
第四十四条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。  
二十三 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律第三条の規定による見舞金に關すること。  
第五十四条第一項の表福閣防衛施設局の項の次に次のように加える。

那覇防衛施設局	那覇市	沖縄県
---------	-----	-----

附則  
施行期日  
この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關する

日本國とアメリカ合衆國との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次項の規定は、この法律の公布の日から施行する。  
(琉球政府行政主席への通知)  
2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

理由  
沖縄の復帰に伴い、防衛庁関係法律の適用についての暫定措置その他必要な特別措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。  
○副議長(長谷川四郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長伊能繁次郎君。  
〔報告書は本号末尾に掲載〕  
〔伊能繁次郎君登壇〕  
○伊能繁次郎君 ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
まず、二法案の要旨を申し上げますと、  
沖縄開発庁設置法案は、沖縄における経済の振興及び社会の開発をはかるため、沖縄開発庁を設置しようとするものでありまして、そのおもな内容は、  
第一に、総理府の外局として沖縄開発庁を設置し、その任務及び権限を定めること。  
第二に、沖縄開発庁の内部部局として、総務局と振興局の二局を置き、それぞれの所掌事務を定めること。  
第三に、沖縄開発庁の長は、沖縄開発庁長官とし、國務大臣をもって充てることとし、その権限を定めること。  
第四に、沖縄開発庁の付屬機関として、沖縄振興開発審議会を置くこと。

第五に、沖縄開発庁の地方支分部局として、沖縄総合事務局を置き、沖縄開発庁の所掌事務の一部を分掌させるほか、財務局、地方農政局等の地方支分部局において所掌することとされている事務等を分掌させること。  
第六、沖縄開発庁の設置に伴い、沖縄・北方対策庁を廃止し、新たに総理府の機関として、総理府総務長官たる國務大臣を長とする北方対策本部を設置し、北方領土問題等に関する事務を行なわせること。  
次に、沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案は、  
第一に、琉球政府の職員で、防衛庁の職員となる者等の給与等について特別措置を定めること。  
第二に、諷和前の人身損害に対する補償の支払いを受けなかつた者またはその遺族に対し、見舞金を支給することができることとし、その事務を防衛施設庁の所掌事務に加えること。  
第三に、沖縄における防衛施設周辺の民生安定施設の助成の対象として、市町村のほかは沖縄県を加えること。  
第四に、沖縄の軍関係離職者に対する特別給付金の支給について特例を設けること。  
第五に、那覇市に那覇防衛施設局を設けること。

右二法案は、いずれも、昨年の第六十七回国会に提出され、今国会に継続されているものでありまして、今国会におきましては、沖縄の復帰に伴う関係国内法等の審査に資するため、去る二月、本院より沖縄に派遣されました議員団より視察の概要を三月九日に聴取した後、三月十日より質疑に入り、以後、八日間にわたり慎重に審査を進めてまいりましたのでありますが、詳細は会議録に載ることといたします。  
かくて、四月二十一日質疑を終了いたしましたところ、塩谷委員より、沖縄開発庁設置法案に対

七〇七

昭和四十七年四月二十五日 衆議院會議録第二十四号

沖繩開発庁設置法案外一案 世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件 外一件

七〇八

しては、法律番号の字句を整理すること並びに沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律第三十条中の「地方公安調査事務所」を「地方公安調査局」に改めることとする修正案が、また、沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に關する法律案に対しては、法律番号の字句を整理することとする修正案がそれぞれ提出され、趣旨説明の後、討論もなく、直ちに採決の結果、右二法案は、いずれも多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

なお、右二法案に対して、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、沖繩の振興開発計画の実施等にあたっては、地方自治の本旨に沿って実施すること等、入項目の附帯決議が全会一致をもってそれぞれ付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

沖繩開発庁設置法案に対する修正案(委員修

正)

沖繩開発庁設置法案の一部を次のように修正する。

第四条第一号中「昭和四十六年法律第 号」

を「昭和四十六年法律第百三十一号」に改め、同

条第六号中「昭和四十六年法律第 号」を「昭

和四十七年法律第 号」に改める。

附則第一条ただし書中「次条」の下に、「附則第

十条及び附則第十一条」を加える。

附則第六条のうち、第十八条の表の改正規定中

「(昭和四十六年法律第 号)」を「(昭和四十七年

法律第 号)」に改める。

附則に次の二条を加える。

(沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法

律の一部改正)

第十条 沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に關す

る法律(昭和四十六年法律第百三十号)の一部を

次のように改正する。

第十九条中「昭和四十六年法律第 号」を

「昭和四十七年法律第 号」に改める。

第三十条中「地方公安調査事務所」を「地方公

安調査局」に改める。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)

第十一条 沖繩振興開発特別措置法の一部を次の

ように改正する。

附則第十九条第十八項中「昭和四十六年法律

第 号」を「昭和四十七年法律第 号」に

改める。

沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特

別措置等に関する法律案に対する修正案(委

員修正案)

沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別

措置等に関する法律案の一部を次のように修正す

る。

第二条第一項中「昭和四十六年法律第 号」

を「昭和四十六年法律第百二十九号」に改める。

第七条中「昭和四十六年法律第 号」を「昭

和四十七年法律第 号」に改める。

〇副議長(長谷川四郎君) 両案を一括して採決い

たします。

両案の委員長の報告はいずれも修正でありま

す。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇副議長(長谷川四郎君) 起立多数。よって、両

案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第四 世界保健機関憲章第二十四条及び

第二十五条の改正の受諾について承認を求

めるの件

日程第五 北西大西洋の漁業に関する国際条

約の改正に関する議定書の締結について承

諾を求めるの件

〇副議長(長谷川四郎君) 日程第四、世界保健機

関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾に

ついて承認を求めるの件、日程第五、北西大西洋

の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書の

締結について承認を求めるの件、右両件を一括し

て議題といたします。

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条

の改正の受諾について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和四十七年三月七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五

条の改正の受諾について承認を求めるの件

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の

改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三

号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め

る。

理由

この改正は、世界保健機関の執行理事会の構成

員の数を増加すること等を内容とするものであつ

て、この改正を受諾することは、保健衛生の分野

における国際協力を推進するうえに有益であると

考えられる。よつて、この改正を受諾することと

いたしたい。これが、この案件を提出する理由で

ある。

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五

条の改正

第二十四条を次のように改める。

第二十四条

理事会は、三十の加盟国が任命した三十人で構

成する。保健総会は、理事会の理事を任命する権

利を有する加盟国を、衡平な地理的分布を考慮し

て選挙する。これらの加盟国は、それぞれ、理事

会に対して、保健の分野において技術的資格を有

する者を派遣しなければならない。この者は、代

理及び顧問を帯同することができる。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条

前条の加盟国は、三年の任期で選挙され、再選

されることができる。ただし、理事会の構成員の

数を二十四から三十に増加することの憲章の改正が

効力を生じた後に開催される最初の保健総会の会

会に提出する。

昭和四十七年三月七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に

関する議定書の締結について承認を求めるの

件

右

国会に提出する。

昭和四十七年三月七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正

に關する議定書の締結について承認を求め

るの件

北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に關

する議定書の締結について、日本国憲法第七十三

条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を

求める。

理由

この議定書は、北西大西洋の漁業に関する国際

条約の改正手続を定める規定を同条約に置くこと

を内容とするものであつて、この議定書を締結す

ることは、同条約を通する国際協力を推進すると

の見地から妥当であると考えられる。よつて、こ

の議定書を締結することといたしたい。これが、こ

の案件を提出する理由である。

北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正  
 に関する議定書  
 千九百四十九年二月八日にワシントンで署名され、その後改正された北西大西洋の漁業に関する国際条約(以下「条約」という)の当事者である政府は、条約の改正の効力発生を促進することを希望して、次のとおり協定する。

第一条

条約第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

第十七条

1 締約政府又は委員会は、委員会の通常会議又は第二条6の規定に従つて招集される委員会の特別会議による審議及び決定のためこの条約の改正を提案することができる。その改正案は、決定のための会議の少なくとも九十日前に事務局長に送付されるものとし、事務局長は、これを直ちにすべての締約政府及び委員に送付する。

2 改正案の委員会による採択は、すべての締約政府の票の四分の三以上の多数による議決で行なう。採択された改正案は、寄託政府がすべての締約政府に送付する。

3 改正は、寄託政府がすべての締約政府の四分の三から書面による承認の通告を受領した旨を通告した日の後百二十日で、すべての締約政府について効力を生ずる。ただし、寄託政府がその受領を通告した日の後九十日以内に、他のいずれかの締約政府が改正に対して異議を申し立てる旨を寄託政府に通告した場合に、改正は、いずれの締約政府についても効力を生じない。改正に対して異議を申し立てた締約政府は、いつでもその異議を撤回することができる。改正に対するすべての異議が撤回された場合には、改正は、寄託政府が最後の異議の撤回を受領した旨を通告した日の後百二十日で、すべての締約政府について効力を生ずる。

4 2の規定に従つて改正が採択された後条約の当事者となる政府は、当該改正を承認したものとみなす。

5 寄託政府は、すべての締約政府に対し、改正の承認の通告の受領、異議及びその撤回の通告の受領並びに改正の効力発生をすみやかに通告する。

第二条

1 この議定書は、条約の当事者であるすべての政府のため、署名及び批准若しくは承認又は加入のために開放される。

2 この議定書は、条約の当事者であるすべての政府から、批准若しくは承認書がアメリカ合衆国政府に寄託され又は同政府が書面による加入の通告を受領した日に、効力を生ずる。

3 この議定書が署名のために開放された後に条約の当事者となる政府は、同時にこの議定書にも加入する。

4 アメリカ合衆国政府は、条約のすべての署名政府及び加入政府に対し、寄託されたすべての批准書又は承認書及び受領したすべての加入書並びにこの議定書が効力を生ずる日を通告する。

5 条約を改正する議定書であつて、署名されているがこの議定書の効力発生の日効力を生じていないものは、その後は、この議定書に従つて効力を生ずる。ただし、寄託政府が、この議定書の効力発生の日においてすべての締約政府の四分の三から当該改正に係る議定書の批准書、承認書又は加入の通告を受領している場合には、条約第十七条3の第一文に定める百二十日の期間及び同条3に定める九十日の期間が当該改正について開始する日は、この議定書の効力発生の日とする。

第三条

1 この議定書の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託するものとし、同政府は、その認証謄本を条約のすべての署名政府及び加入政府に送付す

る。

2 この議定書は、署名のために開放される日の日付けを付し、その日の後十四日の期間、署名のために開放しておくものとし、その後は、加入のために開放される。

以上の証拠として、下名は、各自の全権委任状を寄託してこの議定書に署名した。

千九百七十年十月六日にワシントンで、英語によつて作成した。

カナダのために

デンマークのために

トルベン・ロンネ

千九百七十年十月十六日

フランスのために

シャルル・リュセ

千九百七十年十月十二日

ドイツ連邦共和国のために

ロルフ・パウルス

千九百七十年十月九日

アイスランドのために

マグヌス・V・マグヌソン

千九百七十年十月六日

イタリアのために

エジディオ・オルトーナ

千九百七十年十月十六日

日本国のために

ノールウエーのために

アーネ・グンネンダ

千九百七十年十月六日

ポーランドのために

イェジー・ミハロフスキ

千九百七十年十月二十日

ポルトガルのために

ヴァンニコ・ヴィエイラ・ガリン

千九百七十年十月二十日

ルーマニアのために

コルネリウ・ポグダン

千九百七十年十月十九日

スペインのために

ハイメ・アルゲリウス

千九百七十年十月十九日

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

ユーリ・M・ヴォロソフ

千九百七十年十月二十日

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ジョン・フリーマン

千九百七十年十月十五日

アメリカ合衆国のために

バーディック・H・ブリッティン

千九百七十年十月六日

○副議長(長谷川四郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長櫻内義雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔櫻内義雄君登壇〕

○櫻内義雄君 ただいま議題となりました両案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。まず、世界保健機関憲章の改正について申し上げます。

本件は、一九六七年五月の第二十回世界保健総会におきまして採択された憲章の改正の受諾について国会の承認を求めものであります。

その内容は、世界保健機関に置かれております執行理事会の構成が、新規加盟国の増加に伴いまして、世界の各地域を公平かつ適切に代表しがたくなつてまいりましたので、これに対処するため、現在二十四人で構成されております執行理事会の員数を三十人に改めるとともに、年々八カ国

昭和四十七年四月二十五日 衆議院會議録第二十四号

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるとの件外一件 臨時石炭鉱害復旧法 等の一部を改正する法律案

ずつ選出される理事国を年十カ国ずつ選出するため、新たに選出される国の任期について所要の調整を行なうものであります。

次に、北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書について申し上げます。

わが国も加盟しております北西大西洋の漁業に関する国際条約は、一九四九年に作成されたものであります。同条約には、条約の改正手続を定める規定がないため、その規定を新たに同条約に置くことを内容とする議定書が、一九七〇年における北西大西洋漁業委員会の第二十四年次通常会議において採択されたのであります。

そのおもな内容は、条約の改正が締約国の四分の三によって承認されれば、いずれか他の締約国から改正に対し異議の通告がない限り、すべての締約国について効力を生ずることとしております。

両件は、いずれも三月七日日本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聴取し、審査を行ないましたが、その詳細は会議録により御了承願います。

かくて、去る二十一日質疑を終了いたしましたので、直ちに採決いたしましたところ、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(長谷川四郎君) 両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第六 臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(長谷川四郎君) 日程第六、臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十七年二月九日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律

第一条 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二章 削除を第三章 鉱害復旧

長期計画(第四条―第四十七条)に、第四節 農地及び農業用施設に関する復旧工事後の措置(第七十二条―第七十九条)を、第四節 復旧工事後の措置等(第七十三条―第七十九条の三)に改める。

第二条第六項第九号中「上水道」の下に「工業用水道」を加え、同項第十一号中「並びに公用及び公共用建物」を削り、同項に次の二号を加える。

十二 公園

十三 前各号に掲げるもの以外の公用又は公共用の施設

第二章を次のように改める。

第二章 鉱害復旧長期計画

(鉱害復旧長期計画)

第四条 通商産業大臣は、鉱害の計画的かつ効率的な復旧に資するため、鉱害の復旧に関する

長期の計画(以下「鉱害復旧長期計画」という)を定めなければならない。

2 鉱害復旧長期計画においては、土地物件の種類ごとに、復旧すべき鉱害の量及び鉱害の復旧にあつて配属すべき基本的事項を定めるものとする。

3 通商産業大臣は、鉱害復旧長期計画を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

4 通商産業大臣は、鉱害復旧長期計画を定めるときは、その概要を公表しなければならない。

第五条 国は、鉱害復旧長期計画の達成を図るため必要な措置を講ずるものとする。

第六条から第四十七条まで 削除

第四十八条第一項を次のように改める。

石炭鉱害事業団(以下「事業団」という)は、毎事業年度、その事業年度において復旧工事に着手することが必要かつ適当であると認められる地区を復旧工事に着手すべき地区として選定し、次に掲げる事項を記載した復旧基本計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

一 復旧工事に着手すべき地区

二 復旧工事の概要及び完了の目標年度

三 復旧工事の復旧費、第七十三条第二項の規定により算定されるべき額及び復旧工事により新たに設けられるかんがい排水施設

の維持管理費(以下「復旧費等」という)。

四 復旧費等の負担区分

五 復旧するものが著しく困難又は不適当なため復旧の目的としない農地又は家屋等(以下「復旧不適農地等」という)があると

きは、復旧不適農地等の概要、第七十九条第一項又は第七十九条の三第一項の規定による支払に要する費用及びその費用の負担

区分 第四十八条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項ただし書中「第四十九条第三項」を「第四十九条第四項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の復旧基本計画を作成する場合において、当該復旧基本計画において復旧工事に着手すべき地区として記載された地区内に復旧不適農地等があるときは又は同項の認可があつた復旧基本計画を変更する場合において、変更する事項が復旧不適農地等に係るものであるときは、あらかじめ、その所在地の市町村長の意見をきかなければならない。ただし、同項の認可があつた復旧基本計画を変更する場合において、第五十六条第二項の規定により市町村長の意見をきいたときは、この限りでない。

7 通商産業大臣は、第四項の規定により第一項の認可の申請に係る事項を変更して認可し、又は同項の認可をした事項を変更しようとする場合において、当該変更して認可し、又は変更しようとする事項が復旧不適農地等に係るものであるときは、あらかじめ、その所在地の市町村長の意見をきかなければならない。ただし、第五十六条第二項の規定により市町村長の意見をきいたときは、この限りでない。

8 事業団は、第一項の復旧基本計画の作成にあたり関係市町村長の意見をきく等その協力を得るよう努めなければならない。

第四十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四十八条第一項」を「第四十八条第一項第四号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 第四十八条第一項第五号の費用の負担区分

には、次条第一項の規定により納付金を納付すべき者及びその見込納付金額を記載し、かつ、当該復旧基本計画には、その者の負担区分に關する同意書(その同意を得ることができなかつたときは、その事由を記載した書面)を添附しなければならない。

第五十条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「第七十九条第一項」の下に「若しくは第七十九条の三第一項」を加える。

第五十一条第一項第三号中「第五十二条」を「次条」に改め、同項第四号中「都道府県の補助金並びに第五十二条」を「次条」に改め、同項第五号及び第六号中「国の負担金、都道府県の補助金並びに第五十二条」を「次条」に改め、同項第七号中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、同項に次の一号を加える。

八 第七十九条の三第一項に規定する家屋等については、同項の規定により定められる金額

第五十一条第三項中「第四十八条第一項」を「第四十八条第一項第四号」に改め、「負担区分」の下に「又は同項第五号の費用の負担区分」を加える。

第五十二条の二中「第四十九条第二項」を「第四十九条第三項」に改める。

第五十三条中「第四十九条第三項」を「第四十九条第四項」に改める。

第五十四条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「復旧費等の負担区分」を「当該復旧基本計画」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第五十五条第二項中「第四十八条第一項」を「第四十八条第一項第四号」に改める。

第五十六条第二項を次のように改める。

2 前項前段に規定する復旧工事の施行者が農地又は家屋等の復旧を目的とする実施計画を作成する場合において、第四十八条第一項前段の認可があつた復旧基本計画において復旧

昭和四十七年四月二十五日 衆議院會議録第二十四号 臨時石炭飢害復旧法等の一部を改正する法律案

工事に着手すべき地区として記載された地区内に所在する農地又は家屋等のうちに、復旧することが著しく困難又は不適当なため実施計画において復旧の目的としない農地又は家屋等(当該復旧基本計画に記載された復旧不適農地等を除く)があるときは、あらかじめ、その所在地の市町村長の意見をきかなければならない。

第五十六条第六項中「工事」の下に「(以下)みなし復旧工事」とし、「を」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 第一項の実施計画が農地の復旧を目的とするものである場合において、その農地が本来有していた効用を維持するため復旧工事により新たにかんがい排水施設を設けるときは、当該復旧工事の施行者は、その施設に係る農地の所有者若しくは占有者又はこれらの者の組織する団体その他適當と認められる者のうちから、その同意を得て当該施設の維持管理を行なう者を定め、同項の認可を申請する実施計画には、前項に規定する書面のほか、その維持管理を行なう者の同意書(その同意を得ることができなかつたときは、その事由を記載した書面)を添附しなければならない。

第五十六条第四項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する場合においては、第一項の認可を申請する実施計画には、実施計画において復旧の目的としない当該農地又は家屋等の概要を記載した書面を添附しなければならない。

第五十八条第三項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第六十二条第一項中「第三項」を「第四項」に改める。

第六十四条第一項及び第六十七条中「同条第

三項」を「同条第四項」に改める。  
「第四節 農地及び農業用施設に關する復旧工事後の措置」を「第四節 復旧工事後の措置」に改める。  
第七十七条第一項及び第二項を次のように改める。

復旧工事の施行者は、農地が本来有していた効用を維持するため復旧工事により新たにかんがい排水施設を設けた場合において、第五十六条第六項の規定により定めたその施設の維持管理を行なう者があるときは、その復旧工事について第七十三条第一項の検査を受けた後直ちに、その者にその施設を引き渡さなければならない。

2 復旧工事の施行者が前項に規定するかんがい排水施設を設けた場合において、第五十六条第六項の規定による同意を得ることができなかつたときであつて、同条第一項の認可の申請後その復旧工事について第七十三条第一項の検査を受けるまでに、当該施設に係る農地の所有者若しくは占有者又はこれらの者の組織する団体その他適當と認められる者のうちから、その者の同意を得てその施設の維持管理を行なう者を定めたときも、前項と同様とする。

第七十七条第三項及び第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」に規定する施設を「かんがい排水施設」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 復旧工事の施行者(事業団を除く)は、第一項に規定するかんがい排水施設を設けた場合において、第五十六条第六項又は前項の規定による同意を得ることができなかつたときは、その復旧工事について第七十三条第一項の検査を受けた後直ちに、事業団にその施設を引き渡さなければならない。

第七十九条の見出し中「復旧不適地」を「復旧

不適農地等」に改め、同条第一項を次のように改める。

事業団は、第四十八条第一項前段の認可があつた復旧基本計画において復旧することが著しく困難又は不適当なため復旧の目的としない農地として記載された農地(以下「復旧不適農地」という。)があるときは、農林大臣が農林省令、通商産業省令で定める算定基準に従いその復旧不適農地について支払うべき金額として定めた金額を、その復旧不適農地に係る被害者に対し、支払わなければならない。

第七十九条第二項及び第三項中「復旧不適地」を「復旧不適農地」に改め、第三章第四節中同条の次に次の二条を加える。

第七十九条の二 事業団は、前条第一項の規定による支払をした復旧不適農地の所有者から事業団において当該復旧不適農地を買い入れることを求める旨の申出があつたときは、当該復旧不適農地を買い入れるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における復旧不適農地の価格は、時価によるものとする。

第七十九条の三 事業団は、第四十八条第一項前段の認可があつた復旧基本計画において復旧することが著しく困難又は不適当なため復旧の目的としない家屋等として記載された家屋等(以下「復旧不適家屋等」という。)があるときは、通商産業大臣が通商産業省令で定める算定基準に従いその復旧不適家屋等について支払うべき金額として定めた金額を、その復旧不適家屋等に係る被害者に対し、支払わなければならない。

2 第七十九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第九十二条第一項中「第三十条第四号」を「第三十条第一項第四号」に、「及びホ」を「ホ及び子」に、「及び」を「、及び」に改める。

第九十三条を次のように改める。

(国の補助)

第九十三条 国は、予算の範囲内において、事業団に対し、次に掲げる費用に充てるため、補助金を交付することができる。

一 事務経費

二 農地、農業用施設、公共施設又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に係る復旧費等

三 第七十九条第一項又は第七十九条の第三項の規定による復旧不適農地等に係る被害者に対する支払に要する費用

四 第七十九条の二第一項の規定による復旧不適農地の買入れに要する費用

第九十四条第二項中「都道府県は」の下に「事業団に対し」を加え、「負担金を負担する」を「負担する負担金(に)」について第五十六条第一項前段の認可を受けた者に対しを、復旧費に係るものに限る。又は前条第三号若しくは第四号に掲げる費用に充てるため、次項から第五項まで、第七項又は第八項に定めるところによりに改め、同条第三項中「前二項を」第一項に、「復旧工事を」を「復旧工事(みなし復旧工事を除く。の)」に、「負担金及び都道府県が交付する補助金の合計額」を「負担金の額」に、「事業団が負担する負担金及び都道府県が交付する補助金の額の割合」を「都道府県は、事業団に対し、事業団が負担する負担金に充てるため国が交付する補助金の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の補助金を交付する」に改める。

第九十四条第五項中「復旧費」の下に「若しくはみなし復旧工事の復旧費」を加え、「復旧工事に關し」を「復旧工事若しくはみなし復旧工事に關し」に改め、「及び第二項を」を削り、「復旧工事の施行者」を「復旧工事若しくはみなし復旧工事の施行者」に、「負担金及び都道府県が交付する補助金の合計額」を「負担金の額」に、「前項」を

「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、「納付金の額」の下に「(家屋等の復旧を目的とする復旧工事にあつては、これらの納付金の額)を加え、」を「相当する額」を「相当する額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、「負担金及び都道府県が交付する補助金の合計額」を「負担金の額」に、「事業団が負担する負担金及び都道府県が交付する補助金の額の割合」を「政令で定める」を「都道府県は、事業団に対し、事業団が負担する負担金に充てるため国が交付する補助金の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の補助金を交付する」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定によりみなし復旧工事の施行者に対し事業団が負担する負担金の額は、そのみなし復旧工事に係る復旧費の額の百分の七十五とし、都道府県は、事業団に対し、事業団が負担する負担金に充てるため国が交付する補助金の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の補助金を交付する。

第九十四条に次の二項を加える。

7 都道府県は、賠償義務者が第七十九条第一項若しくは第七十九条の三第一項の規定により事業団が支払う金額に充てるべき納付金の全部若しくは一部について第五十二条の二の規定によりこれを納付することを要しなくなつた場合又は復旧不適農地等に關し賠償義務者が存しなくなつている場合において、事業団が支払う金額に充てるため国が補助金を交付するときは、事業団に対し、その補助金の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の補助金を交付する。

8 都道府県は、事業団に対し、第七十九条の二第一項の規定による復旧不適農地の買入れに要する費用に充てるため国が交付する補助金の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の補助金を交付する。

第九十六条を次のように改める。

(補助金の返還等)

第九十六条 事業団は、第九十四条第三項から第五項まで又は第七項の規定により交付を受けた都道府県の補助金について剰余を生じたときは、これを当該都道府県に返還しなければならない。

2 事業団は、第七十九条の二第一項の規定により買入れた復旧不適農地を売却したときは、売却の対価として取得した金額に、当該復旧不適農地の買入れに要する費用に充てるため国及び都道府県が交付した補助金の合計額に対する都道府県の補助金の割合を乗じて得た額に相当する金額を、当該都道府県に返還しなければならない。

第九十八条の二中「第三十条第四号イ」を「第三十条第一項第四号イ」に改める。

附則第二項中「昭和四十七年七月三十一日」を「昭和五十七年七月三十一日」に改める。

(石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正)  
第二条 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

日次中「第三十三条」を「第三十三条の二」に改め、「第四十五条」の下に「第四十五条の二」を加える。

第六条第一項中「算定する金額」の下に「(その者が当該鉱区に關する鉱害に係る復旧法第五十条第一項の規定による納付金の全部又は一部について同法第五十二条の二の規定によりこれを納付することを要しなくなつた場合にあつては、その納付することを要しなくなつた納付金の額を加えた金額)を加え、同条第二項及び第三項中「算定する金額」の下に「(その者が当該鉱区に關する鉱害に係る復旧法第五十条第一項の規定による納付金の全部又は一部について同法第五十二条の二の規定によりこれを納付することを要しなくなつた場合にあつては、その納付することを要しなくなつた納付金の額を加え

た金額)を加える。

第三十条第四号に次のように加える。

ト 復旧不適農地等に係る被害者に対する支払

チ 復旧不適農地の買入れ

第三十条に次の一号を加える。  
六 前各号に掲げるもののほか、第十二条の目的を達成するため必要な業務

第三十条に次の一項を加える。  
2 事業団は、前項第六号に掲げる業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第三十一条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第三十三条中「第三十条第二号」を「第三十条第一項第二号」に改め、第三章第三節中同条の次に次の一条を加える。  
(復旧不適農地の売却)  
第三十三条の二 事業団は、第三十条第一項第四号の業務により取得した復旧不適農地を売却する場合には、政令で定めるところにより、これを行なわなければならない。

第三章第六節中第四十五条の次に次の一条を加える。  
(事業団についての不動産登記法等の準用)  
第四十五条の二 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第五十三条第三号中「第三十条」を「第三十条第一項」に改める。

附則第二條中「昭和四十七年七月三十一日」を「昭和五十七年七月三十一日」に改める。

第三条 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三号 産炭地域振興臨時措置法の一部改正

第六条中「増設した者について」の下に、「その事業に対する事業税」を、「減収額」の下に「事業税又は」を加える。

附則第二項ただし書中「規定により」の下に「事業税」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の臨時石炭鉱害復旧法第九十四条第五項及び第六項の規定は、この法律の施行前に臨時石炭鉱害復旧法第四十八条第一項の認可があつた復旧基本計画に係る昭和四十七年度以降のみなして復旧工事に適用する。

3 この法律の施行の際現に臨時石炭鉱害復旧法第五十六条第一項の認可がなされている実施計画(農地の本来有していた効用を維持するため新たにかんがい排水施設を設ける復旧工事に係るものに限る)については、第一条の規定による改正後の同法第五十六条第六項及び第七十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に臨時石炭鉱害復旧法第五十六条第一項の認可があつた実施計画に係るかんがい排水施設(農地の本来有していた効用を維持するため復旧工事により新たに設けられたものに限る)の引渡しであつて、この法律の施行後に行なわれるものについては、第一条の規定による改正後の臨時石炭鉱害復旧法第七十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に臨時石炭鉱害復旧法第九十四条第二項の規定により交付された補助金の

返還については、なお従前の例による。

理由

鉱害の復旧を促進し、及び鉱害の賠償の円滑化を図る必要性がなお存続している実状にかんがみ、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の有効期限をそれぞれ昭和五十七年七月三十一日まで延長するほか、復旧不適農地等に係る鉱害の処理に關する制度の拡充等所要の措置を講ずるとともに、産炭地域における工場立地を促進するため、関係道府県が事業税の減免を行なつた場合の減収補てん措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(長谷川四郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長鬼木勝利君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔鬼木勝利君登壇〕

○鬼木勝利君 ただいま議題となりました臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、現在なお千数百億円に及ぶ石炭鉱害量が残存している実情に対処し、今後さらに鉱害復旧の促進、賠償の円滑化をはかることにも、産炭地域における工場立地の促進をはかることにも、なるものであります。そのおもな内容は、

第一に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正して、法律の有効期限を十年間延長するとともに、復旧対象公共施設の追加、鉱害復旧長期計画の策定、復旧不適農地等に対する措置の拡充等、鉱害復旧を促進するために必要な措置を講ずることであり、

第二に、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正して、法律の有効期限を十年間延長するとともに、賠償債権積み立て金の取り戻しの制限、石炭鉱

害復旧事業団の業務の拡大等、賠償の円滑化をはかるための措置を講ずることであり、

第三に、産炭地域関係臨時措置法の一部を改正して、産炭地域関係道府県が、法第六条に基づき政令で定める地区内で事業を行なう者の設備の新増設に対し地方税の減免を行なつた場合普通交付税をもつて補てんする措置の対象に事業税を加え、産炭地域への企業誘致を一そう促進せしめようとする等であり、

本案は、去る二月九日本委員会に付託され、三月十日田中通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審査を重ねてまいりましたが、昨二十四日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(長谷川四郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

労働安全衛生法案(内閣提出)

○藤波孝生君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、労働安全衛生法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(長谷川四郎君) 藤波孝生君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

労働安全衛生法案を議題といたします。

労働安全衛生法案

右国会に提出する。

昭和四十七年二月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

目次

- 労働安全衛生法
- 第一章 総則(第一条 第五条)
- 第二章 労働災害防止計画(第六条 第九条)
- 第三章 安全衛生管理体制(第十条 第十九条)
- 第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置(第二十条 第三十六条)
- 第五章 機械等及び有害物に關する規制(第三十七条 第五十四条)
- 第一節 機械等に関する規制(第三十七条 第五十四条)
- 第二節 有害物に関する規制(第五十五条 第五十八条)
- 第六章 労働者の就業に当たつての措置(第五十九条 第六十三条)
- 第七章 健康管理(第六十四条 第七十一条)
- 第八章 免許等(第七十二条 第七十七条)
- 第九章 安全衛生改善計画(第七十八条 第八十条)
- 第一節 安全衛生改善計画(第七十八条 第八十条)
- 第二節 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント(第八十一条 第八十七条)
- 第十章 監督等(第八十八条 第一百条)
- 第十一章 雑則(第一百一条 第一百五十五条)
- 第十二章 罰則(第一百六条 第二百二十二条)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この法律は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)と相まつて、労働災害の防止

のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動によつて、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者をいう。
- 三 事業者 事業を行なう者で、労働者を使用するものをいう。

(事業者等の責務)  
第三条 事業者は、単に労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、進んで快適な作業環境の実現のために創意工夫をこらすとともに、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにならなければならない。

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生を防止するよう努めなければならない。

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をせよとおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。  
第四条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力する

ようにしなければならない。

(事業者に関する規定の適用)  
第五条 二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行なわれる当該事業の仕事を共同連帯して請け負つた場合においては、労働省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者として定め、これを都道府県労働基準局長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出がないときは、都道府県労働基準局長が代表者を指名する。
- 3 前二項の代表者の変更は、都道府県労働基準局長に届け出なければ、その効力を生じない。
- 4 第一項に規定する場合においては、当該事業を同項又は第二項の代表者のみの事業と、当該代表者のみを当該事業の事業者と、当該事業の仕事に従事する労働者を当該代表者のみを使用する労働者とそれぞれみなして、この法律を適用する。

第二章 労働災害防止計画

(労働災害防止計画の策定)  
第六条 労働大臣は、中央労働基準審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に關し重要な事項を定めた計画(以下「労働災害防止計画」という。)を策定しなければならない。

(変更)  
第七条 労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に關する対策の効果等を考慮して必要があるとき、中央労働基準審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を変更しなければならない。

(公表)  
第八条 労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。  
第九条 労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるとき

は、事業者、事業者の団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に關する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

第三章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)  
第十条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者又は衛生管理者を指揮させるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に關すること。
- 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に關すること。
- 三 健康診断の実施その他健康管理に關すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に關すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、労働省令で定めるもの。

2 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。  
3 都道府県労働基準局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

(安全管理者)  
第十一条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第一項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 労働基準監督局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができ

る。

(衛生管理者)

第十二条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働基準局長の免許を受けた者その他労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第十条第一項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 前条第二項の規定は、衛生管理者について準用する。  
(産業医)  
第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の労働省令で定める事項を行なわせなければならない。

(作業主任者)  
第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働基準局長の免許を受けた者又は都道府県労働基準局長若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行なう技能講習を修了した者のうちから、労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の労働省令で定める事項を行なわせなければならない。

(統括安全衛生責任者)  
第十五条 事業者で、一の場所において行なう事業の一部を請負人に請け負わせているもの(当該事業の仕事の一部分を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなる)ときは、当該請負契約のうちのもつとも先

次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。のうち、建設業その他政令

で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行なう者（以下「特定元方事業者」という。）は、その労働者及びその請負人（元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行なわれるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）の労働者が当該場所において作業を行なうときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行なわれることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に第三十条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

2 統括安全衛生責任者は、当該場所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 第三十条第四項の場合において、同項のすべての労働者の数が政令で定める数以上であるときは、当該指名された事業者は、これらの労働者に関し、これらの労働者の作業が同一の場所において行なわれることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に第三十条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。この場合において、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

(安全衛生責任者)

第十六条 前条第一項又は第三項の場合において、これらの規定により統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行なうものは、安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者との連絡その他の労働省令で定める事項を行なわせなければならない。

2 前項の規定により安全衛生責任者を選任した請負人は、同項の事業者に対し、遅滞なく、その

の旨を通報しなければならない。

(安全委員会)

第十七条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項

2 安全委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員（以下「第一号の委員」という。）は、一人とする。

- 一 統括安全衛生管理者又は統括安全衛生管理実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- 二 安全管理者のうちから事業者が指名した者
- 三 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 安全委員会の議長は、第一号の委員がなるものとする。

4 事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。ただし、その推薦がないときは、この限りでない。

(衛生委員会)

第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し

し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止に関する重要事項

2 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

- 一 統括安全衛生管理者又は統括安全衛生管理実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- 二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- 三 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 事業者は、産業医を衛生委員会の委員として指名することができる。

4 前条第三項から第五項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十八条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

(安全衛生委員会)

第十九条 事業者は、第十七条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

- 2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。
- 一 統括安全衛生管理者又は統括安全衛生管理実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- 二 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者

者が指名した者

- 三 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
- 四 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

3 事業者は、産業医を安全衛生委員会の委員として指名することができる。

4 第十七条第三項から第五項までの規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十九条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- 四 第二十一条 事業者は、削削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十二条 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十三条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害

四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第二十四条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第二十五条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から前条までの規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第二十七条 第二十条から第二十五条までの規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、労働省令で定める。

二 前項の労働省令を定めるに当たつては、公害(公害対策基本法昭和四十二年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する公害をいう。その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないよう配慮しなければならない。  
(技術上の指針及び望ましい作業環境の標準の公表等)

第二十八条 労働大臣は、第二十条から第二十五条までの規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表するものとする。

二 労働大臣は、快適な作業環境の形成を図るため必要があると認めるときは、望ましい作業環境の標準を公表することができる。

三 労働大臣は、前二項の規定により技術上の指針又は望ましい作業環境の標準を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該技術上の指針又は望ましい作業環境の標準に関し必要な指導等を行うことができる。

(元方事業者の講ずべき措置等)

第二十九条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

二 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

三 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

第三十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行なわれることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一 協議組織の設置及び運営を行なうこと。  
二 作業間の連絡及び調整を行なうこと。  
三 作業場所を巡視すること。  
四 関係請負人が行なう労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

二 特定事業の仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ)で、特定元方事業者以外のもは、一の場所において行なわれる特定事業の仕事を上記の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるものから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け

負つた者で、特定元方事業者以外のものうち、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。

三 前項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

四 第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

(注文者の講ずべき措置)

第三十一条 特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という)を、当該仕事を行なう場所においてその請負人(当該仕事が数次の請負契約によつて行なわれるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

二 前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行なわれることにより同一の建設物等によつて行なわれるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。(請負人の講ずべき措置等)

第三十二条 第三十条第一項又は第四項の場合において、同条第一項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行なうものは、これらの項の規定により講ぜられる措置に代りて、必要な措置を講じなければならない。

二 前条第一項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に代りて、必要な措置を講じなければならない。

三 第三十条第一項若しくは第四項又は前条第一項の場合において、労働者は、これらの規定又は前二項の規定により講ぜられる措置に代りて、必要な事項を守らなければならない。

三 第三十条第一項若しくは第四項又は前条第一項の場合において、労働者は、これらの規定又は前二項の規定により講ぜられる措置に代りて、必要な事項を守らなければならない。

四 第一項及び第二項の請負人並びに前項の労働者は、特定元方事業者、注文者又は請負人が第三十条第一項若しくは第四項、前条第一項又は第一項若しくは第二項の規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(機械等貸与者等の講ずべき措置等)

第三十三条 機械等で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で、労働省令で定めるもの(以下「機械等貸与者」という)は、当該機械等の貸与を受けた事業者の作業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

二 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

三 前項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。(建築物貸与者の講ずべき措置)

第三十四条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者(以下「建築物貸与者」という)は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。(重量表)

第三十五条 一の貨物で、重量が一トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。ただし、包装され

ていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

(労働省令への委任)

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第三項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、労働省令で定める。

第五章 機械等及び有害物に関する規制

第一節 機械等に関する規制

(製造の許可)

第三十七条 ポイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等で、政令で定めるもの(以下「特定機械等」という)を製造しようとする者は、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働基準局長の許可を受けなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(検査)

第三十八条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、都道府県労働基準局長の検査を受けなければならない。

2 特定機械等(移動式のものを除く)を設置した者、特定機械等の労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

第三十九条 都道府県労働基準局長は、前条第一項の検査に合格した移動式の特定機械等について、労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

2 労働基準監督署長は、前条第二項の検査で、特定機械等の設置に係るものに合格した特定機械等について、労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。

3 労働基準監督署長は、前条第二項の検査で、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るものに合格した特定機械等について、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等の検査証に、裏書を行なう。

(使用等の制限)

第四十条 前条第一項又は第二項の検査証(以下「検査証」という)を受けていない特定機械等(第三十八条第二項の規定により部分の変更又は再使用に係る検査を受けなければならない特定機械等で、前条第三項の裏書を受けていないものを含む)は、使用してはならない。

(検査証の有効期間等)

第四十一条 検査証の有効期間(次項の規定により検査証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された検査証の有効期間)は、特定機械等の種類に応じて、労働省令で定める期間とする。

2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項に

ついて、労働基準監督署長又は労働大臣の指定する者(以下「検査代行機関」という)が行なう性能検査を受けなければならない。

(譲渡等の制限)

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、政令で定めるものは、労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

第四十三条 動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分若しくは調速部分に労働省令で定める防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で展示してはならない。

(検定)

第四十四条 第四十二条の機械等のうち、政令で定めるところにより、当該機械等について、労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働大臣の指定する者(以下「検定代行機関」という)が行なう検定を受けなければならない。

2 前項の検定(以下「検定」という)を受けた者は、当該検定に合格した機械等に、労働省令で定めるところにより、当該検定に合格した旨の表示を附さなければならない。

3 検定に合格した機械等以外の機械等には、前項の表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

4 第一項の機械等で、第二項の表示が附されていないものは、使用してはならない。

(定期自主検査)

第四十五条 事業者は、ポイラーその他の機械等で、政令で定めるところにより、労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行なうべき結果を記録しておかなければならない。

い。  
第四十六条 第四十一条第二項の規定による指定(以下この条において「指定」という)は、労働省令で定める区分ごとに、同項の性能検査(以下「性能検査」という)を行なおうとする者の申請により行なう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第五十三条第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その業務を行なう役員のうち第一号に該当する者があるもの

労働大臣は、第一項の申請が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

(性能検査の義務等)

第四十七条 検査代行機関は、性能検査を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、性能検査を行なわなければならない。

2 検査代行機関は、性能検査を行なうときは、労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

(業務規程)

第四十八条 検査代行機関は、性能検査の業務に關する規程(以下「業務規程」という)を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、労働省令で定める。

3 労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が性能検査の公正な実施上不適当となつたと認め

るときは、これを変更すべきことを命ずることが出来る。

(業務の休止)

第四十九条 検査代行機関は、労働大臣の許可を受けなければ、性能検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業報告)

第五十条 検査代行機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

(検査員の選任及び解任)

第五十一条 第四十七条第二項の規定により性能検査を実施する者(以下「検査員」という)の選任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 労働大臣は、検査員がこの法律若しくはこれに基づき命令の規定又は業務規程に違反したときその他その職務を行なうのに適当でないとき認めるときは、その検査代行機関に対し、その検査員を解任すべきことを命ずることが出来る。

(役員及び職員)の地位)

第五十二条 検査代行機関の役員又は職員で、性能検査の業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定の取消し等)

第五十三条 労働大臣は、検査代行機関が第四十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 労働大臣は、検査代行機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は六月をこえない範囲内で期間を定めて性能検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることが出来る。

一 第四十六条第三項の基準に適合しなくなつ

たと認められるとき。  
二 第四十七条、第四十九条又は第五十条の規定に違反したとき。

三 第四十八条第一項の認可を受けた業務規程によらないで性能検査を行つたとき。  
四 第四十八条第三項又は第五十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

(検査代行機関)

第五十四条 第四十六条から前条までの規定は、検査代行機関に因して準用する。この場合において、第四十六条第一項中「第四十一条第二項」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項、第四十七条、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、第五十二条並びに前条第二項中「性能検査」とあるのは「検査」と、第五十一条中「検査員」とあるのは「検定員」と読み替へるものとする。

第二節 有害物に因する規制

(製造等の禁止)  
第五十五条 黄りんマツチ、ペンジン、ペンジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合は、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

(製造の許可)  
第五十六条 ジクロロベンジン、ジクロロベンジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物で、政令で定めるものを製造しようとする者は、労働省令で許可を受けなければならない。

2 労働大臣は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、製造設備、作業方法等が労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者(以下「製造者」という)は、その製造設備を、前項の基準に適合するように維持しなければならない。

4 製造者は、第二項の基準に適合する作業方法に従つて第一項の物を製造しなければならない。

(表び)

5 労働大臣は、製造者の製造設備又は作業方法が第二項の基準に適合していないと認めるときは、当該基準に適合するように製造設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又は当該基準に適合する作業方法に従つて第一項の物を製造すべきことを命ずることが出来る。

6 労働大臣は、製造者がこの法律若しくはこれに基づき命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反したときは、第一項の許可を取り消すことが出来る。

第五十七条 ベンゼン、ベンゼンを含む製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を譲渡し、又は提供する者は、労働省令で定めるところにより、その容器(容器に入れないで譲渡し、又は提供するときにあつては、その包装。以上同じ)に次の事項を表示しなければならない。ただし、その容器のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 労働省令で定める物にあつては、人体に及ぼす作用
- 四 労働省令で定める物にあつては、貯蔵又は取扱い上の注意
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働省令で定める事項

第五十八条 事業者は、化学薬品、化学薬品を含む

有する製剤その他の物で、労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものについては、あらかじめ、これらの物の有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、これらの物による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六章 労働者の就業に当たつての措置  
(安全衛生教育)  
第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、労働省令で定めるところにより、その従事する業務に關する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に關する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

第六十条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)に対し、次の事項について、労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に關すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に關すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、労働省令で定めるもの。

(就業制限)  
第六十一条 事業者は、クレインの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働基準局長の当該業務に係る免許を受けた

者又は都道府県労働基準局長若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行なう当該業務に係る技能講習を修了した者その他労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務につかせるはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第一項の規定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、労働省令で別段の定めをすることができる。

(中高年齢者等についての配慮)  
第六十二条 事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たつて特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。

(国の援助)  
第六十三条 国は、事業者が行なう安全又は衛生のための教育の効率的実施を図るため、指導員の養成及び資質の向上のための措置、教育指導方法の整備及び普及、教育資料の提供その他必要な施策の充実に努めるものとする。

第七章 健康管理  
(作業環境の維持管理)  
第六十四条 事業者は、事業場における衛生の水準の向上を図るため、作業環境を快適な状態に維持管理するように努めなければならない。

(作業環境の測定)  
第六十五条 事業者は、有害な業務を行なう屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、労働省令で定めるところにより、空気

環境その他の作業環境について必要な測定をし、及びその結果を記録しておかなければならない。

(健康診断)

第六十六条 事業者は、労働者に対し、労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行なわなければならない。

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについて、同様とする。

3 事業者は、有害な業務で、政令で定めるところにより、労働者に対し、労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。

4 都道府県労働基準局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

6 事業者は、第一項から第四項まで又は前項ただし書の規定による健康診断の結果、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な措置を講じなければならない。

(健康管理手帳)

第六十七条 都道府県労働基準局長は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるところに従事していた者のうち、労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。ただし、現に当該業務に係る健康管理手帳を所持している者については、この限りでない。

2 政府は、健康管理手帳を所持している者に対する健康診断に因り、労働省令で定めるところにより、必要な措置を行なう。

3 健康管理手帳の交付を受けた者は、当該健康管理手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 健康管理手帳の様式その他健康管理手帳について必要な事項は、労働省令で定める。

(病者の就業禁止)  
第六十八条 事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、労働省令で定めるところにかつた労働者については、労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。

(作業時間の制限)  
第六十九条 事業者は、潜水業務その他の健康障害を生ずるおそれのある業務で、労働省令で定めるところに従事させる労働者については、労働省令で定める作業時間についての基準に反して、当該業務に従事させてはならない。

(健康の保持増進のための措置)  
第七十条 事業者は、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

進させるための施策の充実に必要な援助に努めるものとする。

第八章 免許等

(免許)

第七十二条 第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許(以下「免許」という)は、第七十五条第一項の免許試験に合格した者その他労働省令で定める資格を有する者に対し、免許証を交付して行なう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、免許を受けることができない。

一 身体又は精神の欠陥により免許に係る業務につくことが不適当であると認められる者  
二 第七十四条第二項の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して一年を経過しない者  
三 前二号に掲げる者のほか、免許の種類に應じて、労働省令で定める者

第七十三条 前条第一項の免許証(以下「免許証」という)には、労働省令で定めるところにより、有効期間を設けることができる。

2 都道府県労働基準局長は、免許証の有効期間の更新の申請があつた場合には、当該免許証を有する者が労働省令で定める要件に該当するときは、当該免許証の有効期間を更新してはならない。

(免許の取消し等)  
第七十四条 都道府県労働基準局長は、免許を受けた者が第七十二条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は六月をこえない範囲内で期間を定めてその免許の効力を停止することができる。

一 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき

二 当該免許に係る業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。  
 三 第一百十条第一項の条件に違反したとき。  
 四 前三号に掲げる場合のほか、免許の種類に応じ、労働省令で定めるとき。

(試験)  
 第七十五条 免許試験は、労働省令で定める区分ごとに、都道府県労働基準局長が行なう。  
 2 前項の免許試験は、学科試験及び実技試験又はこれらのいずれかによつて行なう。  
 3 都道府県労働基準局長は、労働省令で定めるところにより、都道府県労働基準局長の指定する者が行なう教習を修了した者でその修了した日から起算して一年を経過しないものその他労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 第一項の免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続その他同項の免許試験の実施について必要な事項は、労働省令で定める。  
 (技能講習)  
 第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能講習(以下「技能講習」といふ)は、労働省令で定める区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行なう。

2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。  
 3 技能講習の受講資格、講習科目及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、労働省令で定める。  
 (指定教育機関)  
 第七十七条 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による指定(以下この条及び第十二条第十二号において「指定」といふ)は、労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は第七十五条第三項の教習(以下「教習」といふ)を行なうとする者の申請により行なう。

2 第四十六条第二項及び第三項、第四十八条、第五十条、第五十二条並びに第五十三条の規定は、技能講習又は教習を行なう者(以下「指定教育機関」といふ)に關して準用する。この場合において、第四十六条第三項、第四十八条第一項及び第三項、第五十条並びに第五十三条中「労働大臣」とあるのは「都道府県労働基準局長」と、第四十六条第三項中「第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、第四十八条第一項及び第三項、第五十二条並びに第五十三条第二項第三号中「技能検査」とあるのは「第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習」と、同項各号列記以外の部分中「技能検査」とあるのは「第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習」と、同項第二号中「第四十七条、第四十九条又は第五十条」とあるのは「第五十条」と、同項第四号中「第四十八条第三項又は第五十一条第二項」とあるのは「第四十八条第三項」と読み替へるものとする。

習又は第七十五条第三項の教習(以下「教習」といふ)を行なうとする者の申請により行なう。

2 第四十六条第二項及び第三項、第四十八条、第五十条、第五十二条並びに第五十三条の規定は、技能講習又は教習を行なう者(以下「指定教育機関」といふ)に關して準用する。この場合において、第四十六条第三項、第四十八条第一項及び第三項、第五十条並びに第五十三条中「労働大臣」とあるのは「都道府県労働基準局長」と、第四十六条第三項中「第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、第四十八条第一項及び第三項、第五十二条並びに第五十三条第二項第三号中「技能検査」とあるのは「第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習」と、同項各号列記以外の部分中「技能検査」とあるのは「第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習」と、同項第二号中「第四十七条、第四十九条又は第五十条」とあるのは「第五十条」と、同項第四号中「第四十八条第三項又は第五十一条第二項」とあるのは「第四十八条第三項」と読み替へるものとする。

第九節 安全衛生改善計画  
 第一節 安全衛生改善計画  
 (安全衛生改善計画の作成の指示等)  
 第七十八条 都道府県労働基準局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該事業場の安全又は衛生に關する改善計画(以下「安全衛生改善計画」といふ)を作成すべきことを指示することができる。

2 事業者は、安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてははその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の意見をきかなければならない。  
 (安全衛生改善計画の遵守)  
 第七十九条 前条第一項の事業者及びその労働者は、安全衛生改善計画を守らなければならない。  
 (安全衛生診断)  
 第八十条 都道府県労働基準局長は、第七十八条第一項の規定による指示をした場合において、専門的な助言を必要とするとき、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見をきくべきことを勧奨することができる。

2 労働衛生コンサルタントは、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。  
 (労働安全コンサルタント試験)  
 第八十二条 労働安全コンサルタント試験は、労働大臣が行なう。

ないときにおいては労働者の過半数を代表する者の意見をきかなければならない。  
 (安全衛生改善計画の遵守)  
 第七十九条 前条第一項の事業者及びその労働者は、安全衛生改善計画を守らなければならない。  
 (安全衛生診断)  
 第八十条 都道府県労働基準局長は、第七十八条第一項の規定による指示をした場合において、専門的な助言を必要とするときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見をきくべきことを勧奨することができる。

第二節 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント  
 (業務)  
 第八十一条 労働安全コンサルタントは、労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全の水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。  
 2 労働衛生コンサルタントは、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行なうことを業とする。  
 (労働安全コンサルタント試験)  
 第八十二条 労働安全コンサルタント試験は、労働大臣が行なう。

2 労働安全コンサルタント試験は、労働省令で定めるところに、筆記試験及び口述試験によつて行なう。  
 3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、労働安全コンサルタント試験を受けることができない。  
 一 学校教育法(昭和二十二法律第二十六号)

2 前条第二項から第四項までの規定は、労働衛生コンサルタント試験について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「安全」とあるのは、「衛生」と読み替へるものとする。  
 (登録)  
 第八十四条 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者は、労働省に備える労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に、氏名、事務所所在地その他労働省令で定める事項の登録を受けて、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとなることができる。  
 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。  
 一 禁治産者又は準禁治産者  
 二 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつ

による大学(短期大学を除く)若しくは旧大令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの  
 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの  
 三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、労働省令で定めるところに對し、第二項の筆記試験又は口述試験の全部又は一部を免除することができる。  
 (労働衛生コンサルタント試験)  
 第八十三条 労働衛生コンサルタント試験は、労働大臣が行なう。

による大学(短期大学を除く)若しくは旧大令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの  
 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの  
 三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、労働省令で定めるところに對し、第二項の筆記試験又は口述試験の全部又は一部を免除することができる。  
 (労働衛生コンサルタント試験)  
 第八十三条 労働衛生コンサルタント試験は、労働大臣が行なう。

2 前条第二項から第四項までの規定は、労働衛生コンサルタント試験について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「安全」とあるのは、「衛生」と読み替へるものとする。  
 (登録)  
 第八十四条 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者は、労働省に備える労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に、氏名、事務所所在地その他労働省令で定める事項の登録を受けて、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとなることができる。  
 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。  
 一 禁治産者又は準禁治産者  
 二 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつ

による大学(短期大学を除く)若しくは旧大令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの  
 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの  
 三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、労働省令で定めるところに對し、第二項の筆記試験又は口述試験の全部又は一部を免除することができる。  
 (労働衛生コンサルタント試験)  
 第八十三条 労働衛生コンサルタント試験は、労働大臣が行なう。

による大学(短期大学を除く)若しくは旧大令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの  
 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの  
 三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、労働省令で定めるところに對し、第二項の筆記試験又は口述試験の全部又は一部を免除することができる。  
 (労働衛生コンサルタント試験)  
 第八十三条 労働衛生コンサルタント試験は、労働大臣が行なう。

による大学(短期大学を除く)若しくは旧大令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの  
 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上安全の実務に従事した経験を有するもの  
 三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、労働省令で定めるところに對し、第二項の筆記試験又は口述試験の全部又は一部を免除することができる。  
 (労働衛生コンサルタント試験)  
 第八十三条 労働衛生コンサルタント試験は、労働大臣が行なう。

た日から起算して二年を経過しない者

三 この法律及びこれに基づく命令以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 次条第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

(登録の取消)

第八十五条 労働大臣は、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント(以下、コンサルタント)が前条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 労働大臣は、コンサルタントが次条の規定に違反したときは、その登録を取り消すことができる。

(義務)

第八十六条 コンサルタントは、コンサルタントの信用を傷つけ、又はコンサルタント全体の名誉となるような行為をしてはならない。

2 コンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。コンサルタントでなくなつた後においても、同様とする。

(日本労働安全衛生コンサルタント会)

第八十七条 コンサルタントは、全国を通じて一の日本労働安全衛生コンサルタント会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 日本労働安全衛生コンサルタント会は、コンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行ふことを目的とする。

3 第一項の法人以外の者は、その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会の文字を用いてはならない。

第十章 監督等

(計画の届出等)

第八十八条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三十日前までに、労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、仮設の建設物又は機械等で、労働省令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者(同項の事業者を除く)について準用する。

3 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の十四日前までに、労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

4 前項の規定は、当該仕事が数次の請負契約によつて行なわれる場合において、当該仕事を自ら行なう発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行なう発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。

5 労働基準監督署長は、第一項(第二項において準用する場合を含む)又は第三項の規定による届出(以下、届出という)があつた場合において、当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は

当該計画を変更すべきことを命ずることができる。(労働大臣の審査等)

第八十九条 労働大臣は、届出があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

2 労働大臣は、前項の審査を行なうに当たつては、労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見をきかなければならない。

3 労働大臣は、第一項の審査の結果必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、労働災害の防止に關する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

4 労働大臣は、前項の勧告又は要請をするに当たつては、あらかじめ、当該届出をした事業者の意見をきかなければならない。

5 第二項の規定により第一項の計画に關してその意見を求められた学識経験者は、当該計画に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第九十条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務をつかさどる。(労働基準監督官の権限)

第九十一条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 医師である労働基準監督官は、第六十八条の疾病にかつた疑いのある労働者の検診を行ふことができる。

3 前二項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立ち入る権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十二条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員の職務を行なう。

(産業安全専門官及び労働衛生専門官)

第九十三条 労働省、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。

2 産業安全専門官は、第三十七条第一項の許可、安全衛生改善計画及び届出に關する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行なう。

3 前項の規定は、労働衛生専門官について準用する。この場合において、同項中「第三十七条第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、「安全に係るもの」とあるのは「衛生に係るもの」と、「労働者の危険」とあるのは「労働者の健康障害」と読み替へるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、労働省令で定める。(産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限)

第九十四条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第二項(同条第三項において準用する場合を含む)の規定による事務を行なうため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 第九十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立ち入る検査について準用する。(労働衛生指導医)

第九十五条 都道府県労働基準局に、労働衛生指

導医を置く。

2 労働衛生指導医は、第六十六条第四項の規定による指示に関する事務その他労働者の衛生に關する事務に参画する。

3 労働衛生指導医は、労働衛生に關し学識經驗を有する医師のうちから、労働大臣が任命する。

4 労働衛生指導医は、非常勤とする。

(労働大臣等の権限)

第九十六条 労働大臣は、コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に關係のある帳簿若しくは書類を検査させることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、検査代行機関若しくは検定代行機関又は指定教育機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に關係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第九十一条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。

(労働者の申告)

第九十七条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(使用停止命令等)

第九十八条 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、第二十条から第二十五条まで、第三十一条第一項、第三十三条第一項又は第三十四条の規定に違反する事実があるときは、その

違反した事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対し、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を命ずることができる。

2 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者、請負人又は建築物の貸与を受けている者に命ずることができる。

3 労働基準監督官は、前二項の場合において、労働者に急迫した危険があるときは、これらの項の都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長の権限を即時に行なうことができる。

第九十九条 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、前条第一項の場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要の限度において、事業者に対し、作業の全部又は一部の一時停止、建設物等の全部又は一部の使用の一時停止その他当該労働災害を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。

2 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

(報告等)

第一百条 労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、検査代行機関、検定代行機関又は指定教育機関に対し、必要な事項を報告させること

ができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

第十一章 雑則

(法令の周知)

第一百一条 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知させなければならない。

(ガス工作物等設置者の義務)

第一百二条 ガス工作物その他政令で定める工作物を設けている者は、当該工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行なう事業者から、当該工作物による労働災害の発生を防止するためとるべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならない。

(書類の保存等)

第一百三条 事業者は、労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及び第三項の帳簿を除く)を、保存しなければならない。

2 検査代行機関、検定代行機関又は指定教育機関は、労働省令で定めるところにより、性能検査、検定、技能講習又は教育に關する事項で、労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 コンサルタントは、労働省令で定めるところにより、その業務に關する事項で、労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(健康診断に關する秘密の保持)

第一百四条 第六十六条第一項から第四項までの健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に關して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

(聴聞)

第一百五条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第五十三条第二項(第五十四条及び第七十七条第二項において準用する場合を含む)、第五十六条第六項、第七十四条第二項又は第八十五条第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(国の援助)

第一百六条 国は、第六十三条及び第七十一条に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行なう安全衛生施設の整備、安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行なうように努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行なうに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

(労働大臣の援助)

第一百七条 労働大臣は、安全管理者、衛生管理者、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提供その他必要な援助を行なうように努めるものとする。

(研究開発の推進等)

第一百八条 政府は、労働災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体との連携)

第一百九条 国は、労働災害の防止のための施策を進めるに当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡し、その理解と協力を求めなければならない。

(許可等の条件)

第一百十條 この法律の規定による許可、免許又は指定には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可、免許又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該許可、免許又は指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(不服申立ての制限)

第一百十一條 第三十八條の検査、性能検査又は検査の結果についての処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(手数料)

第一百十二條 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

一 免許を受けようとする者(第七十五條第一項の免許試験に合格した者を除く)

二 技能講習(指定教育機関が行なうものを除く)を受けようとする者

三 第三十七條第一項の許可を受けようとする者

四 第三十八條の検査を受けようとする者

五 検査証の再交付又は書替えを受けようとする者

六 性能検査(検査代行機関が行なうものを除く)を受けようとする者

七 検定(検定代行機関が行なうものを除く)を受けようとする者

八 第五十六條第一項の許可を受けようとする者

九 免許証の再交付又は書替えを受けようとする者

十 免許証の有効期間の更新を受けようとする者

十一 第七十五條第一項の免許試験を受けようとする者

十二 指定を受けようとする者

十三 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者

十四 第八十四條第二項の登録を受けようとする者

(経過措置)

第一百十三條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(鉱山に関する特例)

第一百十四條 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安(衛生に関する通気及び災害時の救護を含む)次条第一項において同じ)については、第二章中「労働大臣」とあるのは、「通商産業大臣」と、中央労働基準審議会とあるのは、「中央鉱山保安協議会」とする。

2 鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山に関しては、第三章中「総括安全衛生管理者」とあるのは、「総括衛生管理者」とする。

(適用除外)

第一百十五條 この法律(第二章の規定を除く)は、鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安については、適用しない。

2 この法律は、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員については、適用しない。

第十二章 罰則

第一百十六條 第五十五條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百十七條 第三十七條第一項、第四十四條第一項、第五十六條第一項又は第八十六條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百十八條 第五十三條第二項(第五十四條及び

第七十七條第二項において準用する場合を含む)の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした検査代行機関、検定代行機関又は指定教育機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十四條、第二十条から第二十五条まで、第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第三十四條、第三十五条、第三十六条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四條第四項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条、第六十八条、第六十九条、第八十九条第五項、第九十条第七項又は第九十四條の規定に違反した者

二 第五十六條第五項、第八十八條第五項、第九十一条第一項又は第九十九條第一項の規定による命令に違反した者

三 第五十七條の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第六十一条第四項の規定に基づき労働省令に違反した者

第一百二十條 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十條第一項、第十一條第一項、第十二條第一項、第十三條、第十五條第一項若しくは第三項、第十六條第一項、第十七條第一項、第十八條第一項、第二十六條、第三十条第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第三項、第四十五条、第五十九条第一項、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第八十七條第三項、第八十八條第一項(同条第二項において準用する場合を含む)若しくは第三項、第九十一条

又は第九十三条第一項の規定に違反した者

二 第十一條第二項(第十二條第二項において準用する場合を含む)、第六十六条第四項、第九十一条第二項又は第九十九條第二項の規定による命令又は指示に違反した者

三 第四十四條第三項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項の規定による立入り、検査、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第九十六条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

六 第九十三条第三項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をした者

第七十三條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした検査代行機関、検定代行機関又は指定教育機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四十九條(第五十四條において準用する場合を含む)の許可を受けないで性能検査又は検定の業務の全部を廃止したとき。

二 第九十六條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第九十六条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

四 第九十三条第二項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

第九十一条第二項(第九十二条第二項において準用する場合を含む)、第六十六条第四項、第九十一条第二項又は第九十九條第二項の規定による命令又は指示に違反した者

第九十四條第三項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項の規定による立入り、検査、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第九十条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第九十三条第三項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をした者

第九十一条第二項(第九十二条第二項において準用する場合を含む)の許可を受けないで性能検査又は検定の業務の全部を廃止したとき。

第九十六條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第九十六条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

第九十三条第二項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

第九十一条第二項(第九十二条第二項において準用する場合を含む)、第六十六条第四項、第九十一条第二項又は第九十九條第二項の規定による命令又は指示に違反した者

第九十四條第三項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項の規定による立入り、検査、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第九十条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第九十三条第三項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をした者

第九十一条第二項(第九十二条第二項において準用する場合を含む)の許可を受けないで性能検査又は検定の業務の全部を廃止したとき。

第九十六條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第九十六条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

第九十三条第二項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

たときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十条及び第九章第二節の規定は昭和四十八年四月一日から、附則第九條のうち労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)第十三条第一項の表中中央労働基準審議会の項の改正規定中「労働基準法」の下に「及び労働安全衛生法」を加える部分は公布の日から施行する。

(第五十六条第一項の物の製造に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第五十六条第一項の物を製造している者については、この法律の施行の日から起算して三月間は、同項の規定は、適用しない。その期間内に同項の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(処分等の効力の引き継ぎ)

第三条 この法律の施行前にこの法律による改正前の労働基準法又は労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)(これらに基づく命令を含む。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この法律(これに基づく命令を含む。)の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(労働基準法の一部改正)

第四条 労働基準法の一部を次のように改正する。  
第四十二条から第五十五条までを次のように改める。

第四十二条 労働者の安全及び衛生に関して、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第...号)の定めるところによる。

第四十三条から第五十五条まで 削除  
第五十五条の二を削る。  
第六十三条第一項を次のように改める。

使用者は、満十八才に満たない者又は女子に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他命令で定める危険な業務につかせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務につかせてはならない。

第七十条中「第四十九条及び」並びに「を、及び」に改める。  
第十号中第九十六条の次に次の二条を加える。

(監督上の行政措置)

第九十六条の二 使用者は、常時十人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の附属寄宿舎を設置し、移転し、又は変更しようとする場合において、前条の規定に基づいて発する命令で定める危害防止等に関する基準に従い定められた計画を、工事着手十四日前までに、行政官庁に届け出なければならない。

行政官庁は、労働者の安全及び衛生に必要であると認める場合においては、工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることが出来る。

第九十六条の三 労働者を就業させる事業の附属寄宿舎が、安全及び衛生に関し定められた基準に反する場合においては、行政官庁は、使用者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることが出来る。

前項の場合において行政官庁は、使用者に命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることが出来る。

第一百条第四項中、「認可」を削る。  
第一百条の二第三項中「第一百一条第一項及び第四項並びに」を「第一百一条及び」に改める。  
第一百一条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第一百三三条中「建設物、寄宿舎その他の附属建築物、設備、原料又は材料」を「附属寄宿舎に」に改め、「第五十五条」を「第九十六条の三」に改める。  
第一百八条第一項中、「第四十八条」を削る。  
第一百九条第一号中、「第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第五十一条」を削り、同条第二号中「第五十四条第二項又は第五十五条第一項」を「第九十六条の二第二項又は第九十六条の三第一項」に改め、同条第四号中「第四十九条及び」を削る。

第二百二十条第一号中、「第四十四条、第五十条、第五十二条第一項乃至第三項、第五十三条第一項、第五十四条第一項」を削り、「又は第五十五条」を「第九十六条の二第二項、第五十五条、九条」に改め、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第九十二条第二項又は第九十六条の三第二項の規定による命令に違反した者  
第二百二十条第四号中、「検診若しくは取去」を削る。

(国会職員法の一部改正)

第五条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)」を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第...号)」に改め、同条第二項中「労働基準法及びこれを」を「労働安全衛生法及びこれを」に改める。

(国家公務員法の一部改正)

第六条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)」を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第...号)」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)  
第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。  
第二条第二号中「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体系」に改める。  
第八条 少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中(昭和二十二年法律第四十九号)の下に「及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第...号)」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第九条 労働省設置法の一部を次のように改正する。  
第四条第二十号中、「認可」を削り、同条中第二十一号から第二十五号までを削り、第二十六号を第二十一号とし、第二十七号から第二十九号までを五号ずつ繰り上げ、第三十号の前に次の七号を加える。

二十五 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第...号)に基づいて、労働災害防止計画を策定すること。

二十六 労働安全衛生法に基づいて、特に危険な作業を必要とする機械等の製造の許可及び検査、機械等の検定並びに有害物の製造の許可を行なうこと。

二十七 労働安全衛生法に基づいて、検査代行機関、検定代行機関及び指定教育機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行なうこと。

二十八 労働安全衛生法に基づいて、免許に

係る試験を実施し、及び免許を与えること。

二十九 労働安全衛生法に基づいて、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの試験及び登録を行なうこと。

二十九の二 労働安全衛生法に基づいて、労働者の安全及び衛生に必要があると認められる場合において、作業の開始の差止め、又は計画の変更を命ずること。

二十九の三 労働安全衛生法に基づいて、事業者が危害防止のための措置に違反した場合等において、作業の停止、建設物等の使用の停止その他必要な事項を命ずること。

第四十条第三十二号の七を削り、同条第三十二号の八中労働災害防止団体等に関する法律を「労働災害防止団体法(昭和三十一年法律第九十八号)」に改め、同条中同号を第三十二号の七とし、第三十二号の九を削り、第三十二号の十を第三十二号の八とし、第三十二号の十一を第三十二号の九とし、第三十二号の十二を第三十二号の十とする。

第八条第一項第八号中「労働福祉事業団」の下に、「検査代行機関、検定代行機関」を加え、同項第十四号中「労働基準法」の下に、「労働安全衛生法」を加え、「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

第八条第二項中「中央労働災害防止協会」を「検査代行機関、検定代行機関、中央労働災害防止協会」に、「じん肺法」を「労働安全衛生法、じん肺法」に、「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

第十三条第一項の表中央労働基準審議会の項中「労働基準法」の下に「及び労働安全衛生法」を加え、「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

第十五条第一項中「労働者災害補償保険法」を「労働安全衛生法(これに基づく命令を含む)」、労働者災害補償保険法」に改め、「労働災害防

止団体等に関する法律(これに基づく命令を含む)」を削る。

第十六条第一項の表地方労働基準審議会の項中「労働基準法」の下に「及び労働安全衛生法」を加える。

第十七条第一項中「労働者災害補償保険法」を「労働安全衛生法(これに基づく命令を含む)」、労働者災害補償保険法」に改め、「労働災害防止団体等に関する法律(これに基づく命令を含む)」を削る。

第十條 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「及びこれ」を「及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第 号)並びにこれら」に改める。

第十六條中「及びこれ」を「及び労働安全衛生法並びにこれら」に改める。

第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第二項第十九号の二中「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

第十二條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項中「労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十一年法律第九十八号)及び」を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第 号)第二章並びに」に、「並びにこれら」を「及びこれ」に改め、同条第三項中「第百二條の規定」の下に、「労働安全衛生法第九十二條の規定」を加え、同条第四項中「労働基準法及び」を「労働基準法、労働安全衛生法及び」に改める。

第四條第一項中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八條に規定する事業又は事務所であつて、政令で定めるもの(以下「事業」という)の使用(同法第十條に規定する者をいう。以下同じ)を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第 号)の適用事業(同法第二條第三号に規定する事業者(以下「事業者」という)の行なう事業をいう。以下同じ)のうち、政令で定める事業(以下「事業」という)の事業者」に改め、同条第二項中「使用者」を「事業者」に改め、同条第四項中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に、「使用者」を「事業者」に改める。

第七條第一項及び第十六條第一項中「使用者」「事業者」に改める。

第二十八條第三項中「労働基準法の適用を受ける事業」を「労働安全衛生法の適用事業」に改める。

第五十一條第一号及び第三号並びに第五十二條第一号及び第三号中「使用者」を「事業者」に改める。

第五十四條中「事業主」を「事業者」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第四條第一項の規定による定期の健康診断に要する費用

二 第十三條第一項又は第二項の規定によるツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

第五十七條第二号中「使用者」を「事業者」に改める。

第六十五條第一項中「使用者」及び「事業主」を「事業者」に改める。

第六十六條第一項中「労働基準法の適用を受ける事業の使用(以下「労働安全衛生法の適用事業」の事業者)に改め、同条第四項中「労働基準法の適用を受ける事業」を「労働安全衛生法の適用事業」に改める。

第十四條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十

五号)の一部を次のように改正する。

第八十八條中「労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十一年法律第九十八号)及び」を削り、「昭和四十二年法律第六十一号」の下に「及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第 号)」を加える。

(労働福祉事業団法の一部改正)

第十五條 労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

日次中「第十九條・第二十條」を「第十九條・第二十條」に、「第三十九條・第四十條」を「第三十九條・第四十一條」に改める。

第一條中「能率的に行うことにより」を「能率的に行なうとともに、労働災害の防止に資するため必要な資金の融通を行なうことにより」に改める。

第十九條第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 事業者又は政令で定める者が労働災害の防止及び労働者の健康の保持のため必要とする政令で定める資金の貸付けを行なうこと。

第十九條の次に次の一条を加える。

(金融機関に対する業務の委託等)

第十九條の二 事業団は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に対して、前条第一項第二号に掲げる業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定による労働大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第三十三條及び第三十九條において「受託金融機関」という)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公

務に従事する職員とみなす。

第二十六条を次のように改める。

(借入金及び労働福祉債券)

第二十六条 事業団は、労働大臣の認可を受け、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は労働福祉債券(以下この条において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百一十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条中「第十九条第一項第一号の下に「及び第二号を」「費用」の下に(同号に掲げる業務を行なうため必要な貸付資金を除く。))を加える。

第二十八条第一号を次のように改める。

一 国債、地方債その他労働大臣の指定する有価証券の取得

第三十三条第一項中「事業団」の下に「若しくは受託金融機関」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

第三十七条第一号中「第四条第二項」の下に「第十九条の二第二項」を、「第二十六条第一項」の下に、「第二項ただし書若しくは第六項」を加え、同条第四号中「第二十八条第二号」を「第二十八条第一号又は第二号」に改める。

第四十条を第四十一条とする。

第三十九条第六号を削り、同条を第四十条とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

第三十九条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第十六条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四十八条の見出し中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に改め、同条第一項中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第...号)」に改める。

(じん肺法の一部改正)

第十七条 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「労働基準法第十条に規定する使用者」を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第...号)第二条第三号に規定する事業者」に改める。

第五条及び第六条中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に改める。

第七条ただし書中「労働基準法第五十二条第...項」を「労働安全衛生法第六十六条第一項」に改める。

第九号第一号及び第二号中「労働基準法第五十二條第一項」を「労働安全衛生法第六十六條第一項」又は「第二項」に改める。

第十号の見出し中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に改め、同条中「労働基準法第五十二條第一項」を「労働安全衛生法第六十六條第一項又は第二項」に改める。

第十二条第二項中「労働基準法第五十二條第一項」を「労働安全衛生法第六十六條第一項又は第二項」に改める。

第十三条第二項中「労働基準法第五十二條第一項」を「労働安全衛生法第六十六條第一項」又は「第二項」に改める。

第四十六条中「前条の違反行為をした者が、法人又は人のために行つたを削り、「であるときは」を「が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか」に改める。

(労働災害防止団体等に関する法律の一部改正)

第十八条 労働災害防止団体等に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

労働災害防止団体法

第一章 総則(第一条~第七条)

第二章 労働災害防止団体

第一節 通則(第八条~第十条)

第二節 中央労働災害防止協会(第十一条~第十五条)

第三節 労働災害防止協会(第三十六條~第四十條)

附則 第一条及び第二条を次のように改める。

(目的) 第一条 この法律は、労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、もつて労働災害の防止に寄与することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「労働災害」とは、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第...号)第二条第一号に規定する労働災害をいう。

2 この法律において「指定業種」とは、労働大臣が、労働災害の発生率その他の事情を考慮し、中央労働基準審議会の意見をきいて指定する業種をいう。

第三章 労働災害防止計画を削る。

第三条から第七条までを次のように改める。

第三条から第七条までを削除

第十一条第三項中「基本計画及び実施計画」を「労働安全衛生法に基づいて策定された労働災害防止計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 中央協会は、前項の業務のほか、国からの委託を受けて、安全衛生教育に従事する指導員の養成及び資質の向上を図るための業務を行なうことができる。

第三十六條第四項中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第三章を第二章とする。

第六十八條第一項中「第二条第四号」を「第二条第二項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第三章」を「第二章」に改め、同項を同条第二項とし、第五章中同条を第五十七條とする。

第六十九條第一項中「第三章の規定」を「この

法律の規定」に改める。

法律に改め、同条第二項中「第三章」を「第二章」に改め、「及び第四章」を削り、「鉱山保安法」の下に「昭和二十四年法律第七十号」を加え、同条を第五十八条とする。

第五十号を第三章とする。

第七十号中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第五十六号の規定に違反した者に改め、同条各号を削り、第六章中同条を第五十九条とする。

第七十一号中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第五十二号第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者」に改め、同条各号を削り、同条を第六十条とする。

第七十二号中「第七十号第二号若しくは第三号又は」を削り、同条を第六十一号とする。

第七十三号を第六十二号とし、第七十四号を第六十三号とする。

第六章を第四章とする。

（所得税法の一部改正）  
第十九号 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中央労働災害防止協会の項及び労働災害防止協会の項中「労働災害防止団体等」に「労働災害防止団体法」に改める。

（法人税法の一部改正）  
第二十号 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中央労働災害防止協会の項及び労働災害防止協会の項中「労働災害防止団体等」に「労働災害防止団体法」に改める。

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正）  
第二十一号 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二号を次のように改正する。  
第二条第三号中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十条に規定する使用者」を「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第 号）第二条第三号に規定する事業者」に改め、同条第四号中「労働基準法」の下に「昭和二十二年法律第四十九号」を加える。

第三条中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に改める。

第五条第五項中「労働基準法第五十二条第一項」を「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項」に改める。  
（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正）  
第二十二号 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「同法第五十一条」を「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第 号）第六十八条」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）  
第二十三号 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号を次のように改める。

一 労働基準法及び労働安全衛生法  
別表第一第十六号中「労働災害防止団体等」に関する法律を「労働災害防止団体法」に改める。  
別表第一第二十号の五の次に次の一号を加える。

二十の六 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第 号）  
別表第二中労働基準法の項を次のように改める。

（職業訓練法の一部改正）  
第二十四号 職業訓練法の一部を次のように改正する。  
第二十四号第二項中「命令」の下に「又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第 号）第六十一条第四項の規定に基づく労働省令」を加える。  
（政令への委任）  
第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。  
（罰則に関する経過措置）  
第二十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

司法試験第二次試験に合格した者で労働法を選択したもの	労働基準法及び労働安全衛生法
国家公務員として労働基準法、労働者災害補償保険法又は労働安全衛生法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者	労働基準法及び労働安全衛生法
主務大臣が、労働基準法及び労働安全衛生法についてこの欄の二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者	労働基準法及び労働安全衛生法

理由  
最近における労働災害の動向等に即応し、労働者の安全と健康を確保し、さらに快適な作業環境を形成するため、安全衛生管理体制の整備、危害防止基準の明確化、機械等及び有害物に関する規制の強化、安全衛生教育の拡充、健康管理の充実、望ましい作業環境の標準の公表等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（長谷川四郎君） 委員長の報告を求めます。  
「報告書は本号末尾に掲載」  
「森山欽司君登壇」  
○森山欽司君 ただいま議題となりました労働安全衛生法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、最近における労働災害の動向等に即応し、労働者の安全と健康を確保し、さらに快適な作業環境を形成するため、労働災害防止計画の策定、安全衛生管理体制の整備、危害防止基準の明確化、望ましい作業環境の標準の公表、機械等及び有害物に関する規制の強化、安全衛生教育の拡充、健康管理の充実、安全衛生改善計画の作成による自主的な労働災害防止活動の推進、危険有害事業についての事前届け出制の整備、その他監督機関の権限、国の援助等について必要な規定を設けようとするものであります。本案は、去る三月日本委員会に付託となり、本日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、事業者等の責務を明確にすること、労働災害発生時の急迫した危険がある場合の労働者の退避に関する措置を加えること等を内容とする修正案が提出され、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。（拍手）

（参照）  
労働安全衛生法案に対する修正案（委員会修正）  
労働安全衛生法案の一部を次のように修正する。  
第二条第一号中「作業行動によつて」を「作業行動その他業務に起因して」に改める。

昭和四十七年四月二十五日 衆議院會議録第二十四号 労働安全衛生法案 漁港法の一部を改正する法律案外二案

第三条第一項中「進んで快適な作業環境の実現のために創意工夫をこらすとともに」を「快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならぬ。また、事業者は」に改める。

第四十条中「しなげなければならない」を「努めなければならない」に改める。

第七十七条第四項ただし書を削る。

第二十二條を第二十一條第二項とし、第二十三條を第二十二條とし、第二十四條を第二十三條とし、第二十五條を第二十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

第二十五條 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

第九十七條第一項中「申告する」を「申告して是正のため適当な措置をとるよう求める」に改める。

○副議長(長谷川四郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

改正する法律案、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案、漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(長谷川四郎君) 藤波孝生君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

漁港法の一部を改正する法律案、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案、漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案、右三案を一括して議題といたします。

漁港法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。  
昭和四十七年二月十日  
内閣総理大臣 佐藤 榮作

漁港法の一部を改正する法律案  
漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

日次中「第三十九條」を「第三十九條の三」に改める。

第三條中「左」を「次に」に改め、同條第二号イ中「外かく施設」を「外郭施設」に、「こら門」を「閉門」に改め、同号ロ中「けい、留施設」を「係留施設」に、「けい、船浮標、けい、船くい、さん橋、浮さん橋」を「係留浮標、係留くい、橋、浮橋」に改め、同條第二号イ中「橋りより」を「橋」に改める。

第二十条第二項中「左の」を「次の」に、「各」を「それぞれ」に改め、「北海道にあつては百分の六十」の下に「(特定第三種漁港の外郭施設及び水域施設については、百分の七十)を加え、「前條第一項の特定第三種漁港については」を「特定第三種漁港の外郭施設及び水域施設については百分の七十、特定第三種漁港の係留施設については」に、「外かく施設」を「外郭施設」に、「けい、留施設」を「係留施設」に改める。

第二十三條第三項中「基く」を「基づく」に、「基いて」を「基づいて」に、「しゆん功の見込」を「了の見込み」に改める。

第二十四條の二中「しゆん功認定」を「事業完了の認定」に改める。

第三十九條第一項中「水域」の下に「又は公共空地」を、「建設の下に」若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く)を、「採取の下に」土地の掘削若しくは盛土を、「又は水面」の下に「若しくは土地」を加え、「埋立」を「埋立て」に、「但し」を「ただし」に、「又は漁港管理規程によつてする場合」を「若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林省令で定める軽易な行為については」に改め、同條第二項中「前項の建設、採取、放流、放棄又は占用」を「前項の許可の申請に係る行為」に改め、同條第六項を削り、第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、同條第三項中「同項の規定に違反して建設された工作物の除却その他」を「その行為の中止、その建設した工作物の改築、移転若しくは除却又は」に改め、同項を同條第六項とし、同條第二項の次に次の三項を加える。

3 農林大臣は、第一項の許可に漁港の保全上必要な条件を附することができる。

4 同の機關、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社又は地方公共団体(港灣法(昭和二十五年法律第二百八号)に規定する港灣局を含む)が、第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ農林大臣に協議することをもつて足りる。

5 農林大臣は、漁港の保全上必要があると認められる場合には、次の各号の一に該当する者に対して、第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、すでに建設した工作物の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができ、

一 第一項の規定による許可に附した条件に違反した者  
二 偽りその他不正な手段により第一項の許可を受けた者  
第三十九條に次の一項を加える。  
9 第五項若しくは第六項の規定による改築、移転、除却若しくは原状回復又は前項の規定による施設に要する費用は、当該命令を受けた者の負担とする。  
第五章中第三十九條の次に次の二條を加える。  
(経過措置)  
第三十九條の二 第五條第一項の規定による漁港の指定の際現に権原に基づき、前條第一項の規定により許可を要する行為を行なつている者は、従前と同様の条件により、当該行為について同項の規定により許可を受けたものとみなす。  
第五條第二項の規定による漁港の区域の変更の際現に権原に基づき、その変更に伴い新たに前條第一項の規定により許可を要することとなる行為を行なつている者についても、同様とする。  
(土砂採取料及び占用料)  
第三十九條の三 漁港管理者の長は、農林省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域(漁港管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く)及び公共空地について第三十九條第一項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から土砂採取料又は占用料を徴取することができる。ただし、同條第四項に規定する者については、この限りでない。

2 漁港管理者の長は、規則の定めるところにより、偽りその他不正の行為により前項の土砂採取料又は占用料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

3 第一項の土砂採取料及び占用料並びに前項の過怠金は、当該漁港管理者の収入とする。

4 農林大臣は、第三十九条第一項の規定による採取又は占用の許可をしたときは、すみやかに、当該許可に係る事項を当該許可に係る漁港の漁港管理者の長に通知しなければならない。第四十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「建設、採取」を「建設、改良、採取、掘削、盛上」に改める。

附則

(施行期日)  
1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 国以外の者が特定第三種漁港について施行する漁港修築事業に要する費用のうち外郭施設又は水域施設の修築に要するものに係る負担金で昭和四十六年度の予算に係るもの(昭和四十七年度以降に繰り越されたものを含む)については、この国の負担割合については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に権原に基づき、漁港の区域内の水域又は公共空地においてこの法律による改正後の漁港法第三十九条第一項の規定により新たに許可を要することとなる行為を行なっている者は、従前と同様の条件により、当該行為について同項の規定により許可を受けたものとみなす。

(地方自治法の一部改正)

4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の五に次の一号を加える。

四 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)

第三十五条又は第三十九条の三の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、土砂採取料、占用料及び過怠金

理由

最近における漁港の整備の状況等にかんがみ、特定第三種漁港の整備を円滑に推進するためその漁港修築事業に要する費用について国の負担割合を引き上げるとともに、漁港の維持管理の適正化を図るため漁港の区域内における行為の制限を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和四十七年二月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律

中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二千トン」を「三千トン」内に政令で定めるトン数を「三千トン」に改める。

第三条第一項中「政令で定めるところにより」を「おおむね五年を一期として」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

(中小漁業構造改善計画の認定等)  
第四条の二 指定業種のうちその業種に係る中小漁業の構造改善を図ることが当該業種に係る中小漁業を営む中小漁業者の経営を安定させるため緊急に必要であると認められるもので政令で定めるもの(以下「特定業種」という。)に係る漁業(以下「特定業種漁業」という。)を営む中小漁業者を

直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とする漁業協同組合その他の政令で定める法人(以下「漁業協同組合等」という。)は、その構成員たる中小漁業者が営む特定業種漁業に係る水産資源の利用の適正化、経営規模の拡大、生産行程についての協業化その他の構造改善に関する事業(以下「構造改善事業」という。)について中小漁業構造改善計画(以下「構造改善計画」という。)を作成し、これを農林大臣に提出して、その構造改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定するものは、構造改善計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第五条中「指定業種に係る漁業(以下「指定業種漁業」という。)を営む中小漁業者」を「次の各号に掲げる者に、その者が当該指定業種に係る振興計画において定められた経営の近代化の目標に達することとなるように、当該各号に定める資金であつて、」に、「取得をするのに必要な資金」を加える。

一 指定業種に係る漁業(以下「指定業種漁業」という。)を営む中小漁業者(次号に掲げるものを除く)。当該指定業種に係る中小漁業について最初に定められた振興計画(当該振興計画が変更された場合には、その変更後の振興計画)に従い、当該振興計画に定める経営の近代化の目標に達するために必要な資金

二 前条第一項の認定を受けた漁業協同組合等の構成員たる中小漁業者であつて当該認定に係る特定業種漁業を営むもの。当該認定に係る構造改善計画に従い構造改善事業を実施するために必要な資金

第六条第三項中「第一項若しくは前項」を「前三項に、」第一項の「を」第一項若しくは第二項の「に、」同項の「を」第一項若しくは第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項に規定する」を「前三項の規定によるに、」同項を「当該各項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林大臣は、政令で定めるところにより、第四条の二第一項の認定を受けた漁業協同組合等の構成員たる中小漁業者であつて特定業種漁業を営むものに対し、その者が当該認定に係る構造改善計画に従つて、特定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者と合併し、又は特定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者に対して出資し、若しくは特定業種漁業を営む他の中小漁業者とともに出資して特定業種漁業を営む法人(公社及び法人税法別表第三に掲げる漁業生産組合以外の漁業生産組合に限る。)を設立することにより、当該特定業種漁業を営む中小漁業者のその漁業の生産性が著しく向上することになると認められる旨の認定をすることができる。

本則に次の二条を加える。

(報告の徴収)  
第八条 農林大臣は、第四条の二第一項の認定を受けた漁業協同組合等に対し、構造改善事業の実施状況について必要な報告を求めることができる。

(罰則)  
第九条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

昭和四十七年四月二十五日 衆議院會議録第二十四号 漁港法の一部を改正する法律案外二案

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

2 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。  
附則第十七条の後段として次のように加える。

この場合において、旧法第六十六条の四第一項第五号中「同条第二項」とあるのは「同条第三項」と、同条第二項中「第六条第二項」とあるのは「第六条第三項」とする。

理由

最近における漁業事情等の推移に即応してその振興を図ることが必要な中小漁業者の範囲を拡大するとともに、中小漁業者の経営を安定させるため緊急に構造改善を図る必要があると認められる業種について中小漁業構造改善計画の認定制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案

右 国会に提出する。

昭和四十七年二月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律

(漁業協同組合整備促進法の廃止)

第一条 漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十一号)は、廃止する。

(漁業協同組合整備基金の解散)

第二条 漁業協同組合整備基金(以下「基金」という。)は、この法律の施行の時にいて解散する。

(清算人の任命等)

第三条 農林大臣は、前条の規定により基金が解散したときは、遅滞なく、解散前の基金の役員のうちから清算人を任命しなければならない。

2 農林大臣は、清算人が職務上の義務に違反したとき、その他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、その清算人を解任することができる。

3 清算人が欠けたときは、農林大臣が清算人を任命する。この場合においては、解散前の基金の役員以外の者のうちからも任命することができる。

(清算人の代表権)

第四条 清算人は、基金を代表する。

(清算事務の監督)

第五条 清算人は、就任の後、遅滞なく、基金の財産の現況を調査して財産目録及び貸借対照表を作成し、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 清算人は、農林大臣の定める清算計画に従つて清算を行わなければならない。

3 農林大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算に關して必要な事項を命ずることが出来る。

(清算行為の特則)

第六条 清算人が次の行為をしようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

一 基金の財産の処分

二 訴えの提起

三 和解契約又は仲裁契約の締結

四 権利又は利益の放棄

(剰余財産の処分)

第七条 清算人は、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧漁業協同組合整備促進法第五十二条第一項及び第二項の規定により残余財産を分配した後において、なお剰余を生じたときは、基金の目的に類似する目的のためにその剰余財産を処分することが出来る。

(決算書類提出の義務)

第八条 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 清算人は、前項の規定により決算報告書を農林大臣に提出するときは、清算に關する重要な書類、基金の帳簿及びその業務に關する重要な書類を添附しなければならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三條及び第七十八條から第八十一條までの規定は、基金の清算について準用する。

(罰則)

第十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項、第六条又は第八条第一項の規定により農林大臣の承認又は認可を受けなければならない場合において、その承認又は認可を受けなかつたとき。

二 第五条第三項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧漁業協同組合整備促進法第五十二条第一項の規定に違反して、残余財産を分配せず、又は同項若しくは同条第二項の規定に違反して、残余財産について、出資額に応じない分配をし、若しくは出資額をこえる分配をしたとき。

四 前条において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 前条において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(漁業協同組合整備促進法の廃止に伴う経過措置)

第二条 旧漁業協同組合整備促進法は、基金の解散及び清算に關しては、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 旧漁業協同組合整備促進法第十一条第一項に規定する整備組合の所得金額を計算する場合における同項に規定する欠損金の損金の額への算入については、なお従前の例による。

3 旧漁業協同組合整備促進法第十四條第一項の催告により合併した漁業協同組合に係る漁業権行使規則の変更又は廃止については、同法第十五條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中漁業協同組合整備基金の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号の表中漁業協同組合整備基金の項を削る。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中、漁業協同組合整備基金を削る。

(所得税法等の一部改正に伴う経過措置)

第六条 改正前の所得税法別表第一第一号の表、法人税法別表第二第一号の表及び地方税法第七十二条の五第一項第四号の規定は、清算中の基金については、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

効力を有する。

(漁業協同組合併助成法の一部改正)

第七條 漁業協同組合併助成法(昭和四十二年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「漁業協同組合整備促進法」を「旧漁業協同組合整備促進法」に、「同法第十五條」を「漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律」(昭和四十七年法律第 号)附則第二條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧漁業協同組合整備促進法第十五條」に改める。

附則第五項中「漁業協同組合整備促進法」を「旧漁業協同組合整備促進法」に、「同法第十五條」を「漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律」(昭和四十七年法律第 号)附則第二條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧漁業協同組合整備促進法第十五條」に改める。

附則第五項中「漁業協同組合整備促進法」を「旧漁業協同組合整備促進法」に、「同法第十五條」を「漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律」(昭和四十七年法律第 号)附則第二條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧漁業協同組合整備促進法第十五條」に改める。

附則第五項中「漁業協同組合整備促進法」を「旧漁業協同組合整備促進法」に、「同法第十五條」を「漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律」(昭和四十七年法律第 号)附則第二條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧漁業協同組合整備促進法第十五條」に改める。

理由

漁業協同組合整備促進法に基づき漁業協同組合の整備の進展にかんがみ、同法を廃止するとともに、漁業協同組合整備基金の解散、清算手続及び剰余財産の処分について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(長谷川四郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長藤田義光君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔藤田義光君登壇〕

○藤田義光君 たいま議題となりました三法案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、各案の要旨について申し上げます。

漁港法の一部を改正する法律案は、特定第三種漁港の整備を促進するため、漁港施設のうち外郭施設及び水域施設の修築に要する費用についての負担割合を、百分の六十から百分の七十に引き上げるとともに、その他所要の規定の整備をはかりとするものであります。

次に、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案は、最近における漁業事情等の推移に即応して、振興措置の対象となる中小漁業者の範囲を拡大するとともに、新たに指定業種のうちから特定業種を指定して、当該業種について構造改善計画の認定制度を設ける等所要の改正を行ない、引き続き農林漁業金融公庫からの特別融資及び税制上の特例措置等を講ずることによって、中小漁業の振興をはかりとするものであります。

また、漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案は、漁業協同組合整備基金の主要業務である利子補給金交付業務が昭和四十六年度で終了すること等から、その根拠法を廃止するとともに、基金の解散、解散後における清算事務を適正に行なうため、所要の規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、以上三案について一括して審査を進めることとし、去る三月十六日赤城農林大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、その後審査を重ね、四月二十日質疑を終局いたしました。

かくて、本二十五日逐次各案の採決に入りましたところ、自民、社会、公明及び民社の四党共同提案により、漁港法の一部を改正する法律案に対しては、施行期日を「公布の日」に改めること等を内容とする修正案が、そして、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案に対しては、施行期日を「公布の日」に改める修正案が提出され、それぞれ採決の結果、漁港法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、また、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案は多数をもって、修正議決すべきものと決しました。また、漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、以上三案に対し、全会一致をもって附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

漁港法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

漁港法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の漁港法第二十条第二項の規定は、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金昭和四十七年度に繰り越された昭和四十六年度の予算に係る国の負担金を除くから適用する。

中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

○副議長(長谷川四郎君) これより採決に入ります。まず、漁港法の一部を改正する法律案、及び漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案の両案を一括して採決いたします。

両案中、漁港法の一部を改正する法律案の委員長の報告は修正、他の一案の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

次に、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(長谷川四郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○藤波孝生君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、議院運営委員長提出、国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審査を進められんことを望みます。

○副議長(長谷川四郎君) 藤波孝生君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(長谷川四郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十七年四月二十五日

提出者 議院運営委員長 田澤 吉郎

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律

第一条 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第三号中「百分の百六十三」を

七三三

昭和四十七年四月二十五日 衆議院會議録第二十四号

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

七三二

「百分の百七十三」に改め、同項第四号中「百分の二百十六」を「百分の二百三十」に改める。

第十九条の二中「二百十六分の百十六」を「二百三十分の百三十」に改める。

第二十三条第一項中「百分の六」を「百分の六・八」に改める。

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

第二条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「千五百円」を「二千五百円」に改める。

（国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部改正）

第三条 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（昭和二十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八万円」を「十万円」に改める。

（議院法制局法の一部改正）

第四条 議院法制局法（昭和二十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 部には、必要がある場合において、副部長を置くことができる。

副部長は、法制局長が議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

副部長は、部長を助け部務を整理する。

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、昭和四十七年五月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第八条の二の規定及び第三条の規定による改正後の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律第三条の規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（昭和四十年八月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の特例）

3 昭和四十年八月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和四十七年五月分以降、その年額を、昭和四十年九月一日における国会議員の歳費年額に相当する金額を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（職権改定）

4 前項の規定による互助年金の年額の改定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行なう。

（立法事務費の内払）

5 改正前の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定に基づいて国会における各会派に対し昭和四十七年四月一日以後の分として交付した立法事務費は、改正後の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定による立法事務費の内払とみなす。

理由

互助年金に係る納付金の額を改定するとともに昭和四十年八月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定し、議会雑費及び立法事務費の額の改定を行ない、各議院の法制局の部に副部長を置くことができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（長谷川四郎君） 委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員会理事中川一郎君。

○中川一郎君 たいいま議題となりました国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、四つの法律の改正を行なおうとするものであります。

その第一は、国会議員互助年金法の改正でありまして、互助年金のうち基礎歳費月額が十八万円であるものを、本年五月分以降、二十四万円に引き上げ、この費用をまかなうため納付金の率を百分の六から百分の六・八に改めるとともに、公務関係遺族扶助年金の算定倍率を恩給の場合と同様にしようとするものであります。

第二は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正でありまして、国会役員等に支給される議会雑費の月額千五百円以内を、本年四月から、二千五百円以内に変更しようとするものであります。

第三は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の改正でありまして、立法事務費の月額八万円を、本年四月から、十万円に改めようとするものであります。

第四は、議院法制局法の改正でありまして、法制局長が議長の同意を得ることができるようにしようとするものであります。

本案は、議院運営委員会において起草、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださるよう御願いたします。

（拍手）

○副議長（長谷川四郎君） 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（長谷川四郎君） 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

○副議長（長谷川四郎君） 内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律案、及び大原亨君外六名提出、公的年金の年金額等の臨時特例に関する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。厚生大臣齋藤昇君。

（国務大臣齋藤昇君登壇）

○国務大臣（齋藤昇君） 国民年金法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

国民年金制度並びに児童扶養手当及び特別児童扶養手当制度については、従来からその改善にとめてきたところであります。今日、国民福祉優先の考え方のもとに、高齢者をはじめ、心身障害者、母子家庭に対する福祉の充実が一段と強く求められております。

特に、人口の高齢化、扶養意識の変化等を背景に、年金制度に対する国民の関心はとみに高まっております。老後生活に占める年金の役割は、ますます重要性を増しております。

今回の改正法案は、このような趣旨にかんがみ、受給者が多く改善の緊要性の高い福祉年金を中心に、かつてない大幅な年金額の引き上げを行なう等これらの制度の充実をはからうとするものであります。

以下、改正法案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、老齢福祉年金の額を、昭和四十七年十月から、千円増額し、月額三千三百円に引き上げるとともに、あわせて、障害福祉年金、母子福祉年金並びに児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額を大幅に改定することといたしております。

第二に、拠出制の障害年金、母子年金等の額を、昨年厚生年金の改正に準じ、昭和四十七年七月から、一〇％増額することといたしております。

第三に、特別児童扶養手当の支給対象に、新たに内科的疾患に基づく障害、精神障害を有する児童等を加えることといたしております。

以上が国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨説明

国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び公的年金の年金額等の臨時特例に関する法律案（大原亨君外六名提出）の趣旨説明

趣旨でございます。(拍手)

○副議長(長谷川四郎君) 提出者大原亨君

〔大原亨君登壇〕

○大原亨君 私は、日本社会党、公明党、民社党の三党を代表いたしまして、公的年金の年金額等の臨時特例に関する法律案を提案いたします。

ヨーロッパでは、すでに年金生活は人生の有給休暇であるといふことが定着してありますが、日本では、最近のニュースでも老人の外出や蒸発あるいは自殺者が激増いたしており、特に老婦人の自殺は世界一であるとWHOの統計は示しております。老人問題は、いまや、環境破壊の公害問題とともに、最大の社会問題となろうといたしておりますのであります。

日本では、六十五歳以上の高齢人口に対する年金受給者の比率は七割にすぎません。あめま年金、たばこ年金といわれる補給年金を人れましても四七割、スウェーデンの一〇〇割、イギリスの八四割に比較をいたしまして、きわめて低位にあることは明白であります。

いまま、食える年金の実現は、単に老人の問題であるだけでなく、すべての国民に生きる不安をなくし、世界の貯蓄を消費の支出に振り向け、生活水準の向上と景気対策を一致させる政治的決断にも通じていることを知らなければなりません。日本に老人ホームをさげすむ政治家が横行しているのも、年金がないからでございます。

われわれは、この年金改正にあたって、あくまでも実現可能なものであること、総評、同盟、中立を固めず、民間あるいは公務員の団体等、国民的な合意を得られるように努力をいたしてまいりました。

以下提案をいたします年金特例法案は、本年十月より実施する一カ年間の年金額の引き上げ特例と、来年十月より実施する全面的、抜本的、統一的改正案の二段階に分けて、第二段階の改革は、本特例法の附則に改革の骨組みを規定し

て、五カ年計画でこれを實現することとしたのであります。

以下、提案の趣旨と要綱を申し上げます。

本臨時特例法の第一は、来年よりの全面改正の見定めをいたしまして、老齢補給年金を七十歳以上一月一万円、夫婦で二万円、六十五歳以上が月五千円、夫婦で一万円にいたし、それに準じて障害者補給年金は月一万五千円、母子補給年金は月一万三千円に引き上げるものでございます。国民年金の本体である拠出国民年金は、昨年から十年年金として月五千円が給付されておりますが、これを月一万円底上げをいたしまして一万五千円、夫婦で三万円とし、障害者、母子、準母子、遺児及び寡婦の年金をこれに準じてそれぞれ引き上げることとしたのであります。

第二は、昭和十七年戦争中に発足いたしました厚生年金は、昨年十一月からの改正で二万円年金といわれておりますが、実際は月一万六千円程度にすぎません。生活保護費にもはるかに及びませんから、月一萬円の底上げをいたしまして、月二万六千円のペースにいたすものであります。船員保険も同様であります。

第三は、国家公務員、地方公務員、公共企業体、私学及び農林漁業の各共済年金は、既裁定分を含めましてそれぞれ最低保障額に年十二万円、月一万円を加算することによって、年二十七万円を限度といたしまして、それ以下の年金をなくしていきこうというものでございます。もちろん各年金制度の通算老齢年金もこれに準じて引き上げるものでございます。

以上申し上げました年金額の改正の臨時特例は、昭和四十八年、つまり来年十月より実施する各種公的年金の統一改革の基礎をなすものでありまして、本法の附則におきまして、抜本改正の四つの大きな柱を規定いたすこととしたいたしました。言うまでもなく、この四つの改革の骨組みはすべて有機的に関連を持っておりますのでござい

すなわち、第一の改革の柱は、現在八つのグループに分かれていた被用者年金の水準の引き上げと格差の是正をはかりつつ、一体的に改正する方向を規定をいたしたのであります。国民年金と被用者年金の二本立て制度の實現をはかる趣旨でございます。

第二の改革の柱は、国民年金の最低保障額を月二万円、夫婦四万円とし、厚生年金等各種被用者年金の最低保障額として月三万円を確保することとしたのであります。この結果、被用者年金額の平均は月五万円以上となりまして、平均賃金の六割相当額が給付されることに相なるわけでございます。

第三の改革の柱は、賃金及び物価の変動に対応する年金額の自動スライド制をとることを規定をいたしたことであります。現行の制度は、五年ごとに再計算するその場当たりの政策スライド制でございます。消費者物価が一年間に六割も七割も上昇する慢性インフレのもとで、国民の立場からはとうていがまんすることのできるものではございません。

第四の年金改革の柱は、年金財政の仕組みを、現在の積み立て方式より賦課方式に改めることとあります。

賦課方式とは、一年または数年の一定期間における給付の財源をその期間内に賦課徴収した取入をもつて充てる財政方式でありまして、現在元気が動くわれわれ国民が、老齢者、身体障害者及び母子家庭などの生活を保障するという仕組みでございます。

わが国の年金財政は、修正積み立て方式といつて、二十年以上保険料を積み立てたものに、国の負担を加えて年金給付を行なうもので、いわば後進国型の年金に属するものであります。昭和十七年に始まった厚生年金の積み立て金は、戦争中は軍事費の調達のため、戦後は産業復興、続いて高度成長のメカニズムに組み込まれてきたことは御承知のとおりであります。積み立て

は、手段であるのに、目的のような結果となり、国民不在の一大取巻政策となつておることは明白でございます。これ以上、このままに放置することは断じてできないと考えるものでございませう。(拍手)

昭和四十六年度末で、厚生年金の積み立て金は五兆三千億円、国民年金は約一兆円であり、これが財政投融資を通じて大蔵省と政府の独断で運営されてきたことは御承知のとおりでございます。

もちろん、われわれの言う賦課方式は純然たる税金方式ではありません。修正賦課方式でありまして、保険料の積み立て金は、年金自体の改善と、住宅、老人ホーム、保育所など、直接国民福祉のために運営しようというものであつて、財政投融資を国会議決の対象とせよということも、福祉優先への軌道修正を實現する手段にはかならないのでございます。

これに対して説をなすものは、日本は六十五歳以上の高齢人口が現在七百三十三万人であります。昭和七十年には千五百万人に倍増いたしました。ですから、この人口革命に備えて二、三十年間はいまのままの積み立て方式を続けるべしというもつともらしい意見がございます。

この際、私は強調したいことは、インフレを持統すること設備投資の借金を無限に先細りにする、買った土地や固定資産の値上がりでぼろもろけをするという超高度成長政策のメカニズムの中で、貯金の利子以上に消費者物価が上昇する今日、二十年、三十年先の給付のために、戦後二十七年の今日なお二東三文のけちけち年金でございませよということ、政治モラルの上からも断じて許されなかつたと思つておられます。(拍手)

西ヨーロッパでは、高齢人口が増加する戦後インフレの時代に、いち早く積み立て方式を賦課方式に切りかえまして、年金のスライド制を確立いたしました。ソビエトはじめ東ヨーロッパの社会主義圏と競争をいたしているのであります。

昭和四十七年四月二十五日 衆議院會議録第二十四号

公的年金の年金額等の臨時特例に関する法律案についての大原亨君の趣旨説明 国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する後藤俊男君の質疑

日本もいまのうちに賦課方式に切りかえて、ますます食える年金を表現してこそ、二十年、三十年後の人口の老齢化に對処する心がまえをいまからつくることのできるのであつて、インフレの続くこれから以降、そのときになって何とかしようというのはいくらも無責任といわなければならぬと思ひます。(拍手)

日本の国民所得に對する社会保障の給付額の割合は五・八%であります。西独の二〇%、フランスの一九・三%、イギリスの二三・八%に對して、いかに水準が低いかといふことを物語つてい

この社会保障のおくれは、まぎれもなく、日本には年金に値する年金が確立されていないといふことにあることは明白でございます。GNP世界第三位を誇りして海外膨張を続けてきた日本が、ヨーロッパに追いつき追い越す社会保障改革五カ年計画を樹立をし、生活優先の姿、平和日本の姿を全世界に示すことこそ、国民の切実な要求に合致する福祉日本の政治の眞の姿ではないでしうか。

佐藤内閣は本年度予算で、いい調子の世直し予算と稱して、福祉優先に政治の軌道を修正したかのごとく見せかけましたが、はしなくも四次防先取り問題で、このごろ合わせはもろくもくずれました。軍事優先と物価値上げの地獄行きの予算であるという正体を暴露する羽目となつたのであります。

日本の低福祉、低い労働分配率、公害のたれ流し、構造的インフレという、国民不在の日本的超高度成長の軌道修正を實踐することなくして、円の再切り上げによる混乱を回避する王道はございませぬ。くずれんとする議会政治の危機を救う道はないものと私はかたく信ずるのであります。

もしそれ、この実現可能な年金改革案をも無視する政府があれば、われわれは、国民とともにこの反動的政府を踏み越えて前進する決意をここに表明いたしました。私の提案を終る次第でございます。

います。(拍手)

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び公的年金の年金額等の臨時特例に関する法律案(大原亨君外六名提出)の趣旨説明に對する質疑

○副議長(長谷川四郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次、これを許します。後藤俊男君。

(後藤俊男君登壇)

○後藤俊男君 私、日本社会党を代表いたしまして、先ほど厚生大臣から趣旨説明がありました国民年金法等の一部を改正する法律案に對しまして、質問をいたしたいと思ひます。

具体的な質問に入る前に、まず私が指摘したいのは、今日、国民福祉最優先への発想の転換が必要であるといふことでございます。

佐藤内閣のもとで進められてきた高度経済成長政策は、昨年の円切り上げ問題に象徴されるごとく、また、昨今の深刻化する公害事象に示されるごとく、完全に行き詰まり、破綻を來たしておるのでございませぬ。他方、この高度経済成長政策の谷間に、多くのお年寄り、心身障害者、母子家庭など恵まれない人々を取り残してきたのであります。

このような高度経済成長政策の破綻と矛盾が、現在、国民福祉最優先を求めるとしてはうはいとして起こつてきているゆゑんなのであります。

政府は、かねてから、口では国民福祉最優先を第一義としていって、いながら、予算の編成、財政投融資のあり方を見れば、政府のいう国民福祉最優先といふのは単なるかけ声にすぎないことは、一目瞭然であるといえませぬ。

政府が、ほんとうに発想を転換しまして、国民福祉を最優先に考えるならば、何よりもまず、高度経済成長政策推進の過程で、今日までなおざりにされてきたお年寄り、心身障害者、母子家庭な

どの福祉を向上させることを、内政上最重要課題として積極的に推進することが必要であります。

このような発想の転換を具体的に年金制度について申しますならば、わが国の公的年金制度は、いわゆる積み立て方式の財政運用を行なつており、厚生年金、国民年金の両制度を合わせますと、六兆四千億をこえる巨額な積み立て金を有しておるのであります。この積み立て金は、従来から財政投融資に用いられ、いわば高度経済成長をささえてきたのであり、国民福祉のためこれを活用するといふことが行なわれていなかったのであります。

まず、このような財政投融資の流れを変えて、従来取り残されがちであつた老人、心身障害者、母子世帯に手厚い年金を支給することこそ発想の転換であり、福祉優先にほかならないのであります。

社会、公明、民社三党が共同で提案した公的年金の年金額等の臨時特例に関する法律案は、ただいま私が述べました考え方を具体化したものであることは、先ほど社会党の大原議員が同法案の趣旨説明の中でも述べたとおりであります。

私が指摘したい第二の点は、わが国の老人対策が今日まで無計画に進められてきており、総合性に欠けていたといふこととあります。たとえばわが国で一般に行なわれている定年制と公的年金の支給開始年齢とのギャップは、今日まで何らの対策も講じられておらず、未解決のままでありませぬ。今後わが国の高齢人口が急増するに伴い、老人対策は内政上きわめて重要な課題となるのであります。

以上のような認識に立つた上、以下具体的な質問に入りたいと思ひます。

その第一点は、ただいま申し述べたように、わ

が国の老人対策は今日まで総合性、計画的に欠けていたと思ひますが、このような老人対策の現状から見て、今後どのように総合的かつ計画的に老人対策を推進される決意であるのか、総理の所信をお伺ひいたします。

第二点は、先ほど述べたとおり、政府は口では福祉優先と言ひながらも、四十七年度予算を見ても、福祉優先からは遠く離れたものであると断ぜざるを得ませぬ。福祉最優先には、社会保障、特に年金制度の改善充実が不可欠であると思ひますが、これに對する総理のお考えを伺ひたいと思ひます。

第三に、年金の充実改善をはかることは現下の急務であると思ひます。年金の財政方式を積み立て方式から賦課方式に切りかえることによつて、年金額の大大幅な改善と年金額の自動スライド制の実施がいま直ちに可能であると思ひますが、これに對する総理の見解をお伺ひしたいのでございませぬ。

次に、経済企画庁長官にお伺ひいたします。

先ほど大原議員のほうからお話ございましたが、わが国の社会保障給付額の国民所得に對する比率は昭和四十四年度で五・八%でございます。西ドイツの二〇%、フランスの一九・三%、これらと比較いたしますと、三分の一あるいはそれ以下という状況であります。そのおもなる理由は、年金制度の立ちおくれがきわめて著しいことにあるのであります。今後西欧諸国に追いつき、これを追い越すためには、どのような目標のもとに、年金をはじめとする社会保障の充実を經濟計画の中にどう織り込んでいられるのか、お伺ひをいたしたいと思ひます。

次に、厚生大臣にお伺ひいたします。

第一は、年金額の大大幅な引き上げ等年金制度の改革に對してであります。老齢年金は老後の所得保障の役割を果たすものであり、老人対策の中心となるべきものであります。したがつて、老齢年金は、生活のできる年金であるべきであります。

以上のような認識に立つた上、以下具体的な質問に入りたいと思ひます。

その第一点は、ただいま申し述べたように、わ

が、現実の支給額は、国民年金で月額五千円、厚生年金で月額一万六千円程度にしなくてはなりません。安心して老後を託するに足る年金をすみやかに実現すべきであると考えますが、この際、年金制度の改革と取り組む決意のほどをお伺いいたしたいと存じます。

第二に、老齢福祉年金でございます。

老齢福祉年金につきましては、政府は、月千円の引き上げを大きく宣伝をいたしておりますが、改正によりまして、月三千三百円にすぎず、先ほどの話じゃございませんが、あめ玉年金がたばこ年金に変わったにとどまり、老後を保障するものとはとうてい言えないのであります。

そこで、当面私は、老齢福祉年金の支給開始を六十五歳とすること、年金額は当面五千円以上とすること、収入制限を大幅にゆるめること、これを今国会で決定すべきであると考え次第でございます。このことに対する厚生大臣の考え方は、今後老齢福祉年金をどのように改善されようとしておられるのか、あわせて見解を承りたいと存じます。

第三は、自動スライド制の採用であります。

最近の急激な経済の変動により、老人が支給を受ける年金の實質的な価値は年々低下する一方であります。昨今の物価の高騰を、まともに被害をこうむっているのは、老人家庭にはかなりかもしれません。従来のように、五年に一度の財政再計算期に調整を行なうのでは、きわめて不十分であります。年金制度を老人の所得保障として実効あらしめるため、自動スライド制を直ちに採用すべきであると思いますが、厚生大臣の所見を伺いたいと存じます。

第四は、年金の財政方式の改革についてであります。

さきに述べたとおり、厚生年金、国民年金の積み立て金は、高度経済成長の推進力として用いられ、老人の福祉のために活用されていないのみならず、現在の急激な物価上昇のもとでは、積み立

て金の価値が実際には年々低下している実情にあります。今日、年金の財政方式を積み立て方式から賦課方式に改革することによって、真の年金の改善が可能だと考えておりますが、この問題につきまして厚生大臣はどのようにお考えになっておられるのか、お伺いをいたしたいと存じます。

最後に、大蔵大臣にお伺いいたします。

さきに述べたとおり、年金積み立て金は昭和四十六年度末現在でほぼ六兆四千億円の巨額なものであります。現在のようないくつかの巨額なものを十分に反映し得ないような保険料拠出者の意向を十分に反映し得ないような財政投融資の原資として使用されている状態では、国民の不信と疑惑を増すばかりであります。したがって、さしあたり現在の年金積み立て金の運用にあたりましては、他の政府資金と明確に区分をして、拠出者の意向を十分に反映し得るような機構のもとで運営をはかるとともに、年金制度の加入者や受給者の住宅や病院、あるいは老人ホームや保育所といった国民生活に密着した施設の整備充実等の社会福祉のために運用すべきであると思われまが、大蔵大臣は、この問題に対してどうお考えになっておられるのか、お伺いをいたしたいと存じます。

わが国の老人対策は、もともと社会保障の中でも立ちおかれております。老後の貧困や病氣、孤独から自殺する老人はあとを断ちません。高齢者に対する所得保障、医療保障、福祉等のあたたかい配慮が少なく、働けるうちはこき使っておいて、役に立たなくなったら、あとは早く死ねと言わんばかりであります。

昨年の九月十五日の敬老の日に行なわれました健康で安心できる老後をつくる大集会の東京の中央集会には、全国から一万人以上も集まられたわけでございます。このままでは高齢者の生活は先まっ暗である、高齢者自身が力を合わせて立ち上がろう、政府の政策を変えさせるために、いますぐ職場で、地域で行動を起こそうと、高齢者の生活を根本から改善し、向上させていく運動がス

タートを切り、その後、退職者組織等もできつつあることは、私が申し上げるまでもございませぬ。

今後高齢者問題や年金改革の問題がますます大きく問題化することは当然であります。政府は、このようなことに耳を十分傾けまして、早急に福祉対策の充実をはかるよう強く要望をいたしました。私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤栄作君) 後藤君にお答えをいたしました。〕

後藤君からは、広範な問題にわたって御意見をいろいろ述べられました。具体的に私に対しては三点を御指摘の上、お尋ねでございましたので、三点についてお答えをすることにいたしました。

まず第一は、申すまでもなく老人対策が現在及び将来にわたって重要な課題であることは言うまでもありません。政府は、従来からその充実につとめてまいりましたが、本年度におきましては、当面緊急に対応を要する老人医療費、老齢福祉年金等について処置を講じたところであります。

なお、今後の対策につきましては、老人問題が所得、健康、住宅、就労、生きがいなど、広範多岐にわたることを十分考慮し、また、老人問題の解決にあたっては、家庭、企業、地域社会、地方公共団体等、広く各方面のあたたかい理解と協力が必要でありますので、これらの点についても配慮しながら老人の福祉向上につとめてまいりたいと考えております。

第二に、福祉優先が予算でははつきりしないとの御指摘がありました。四十七年度予算編成にあたりましては、老人医療の無料化、老齢福祉年金の大幅引き上げなどの老人対策をはじめ、社会保障の充実のために特段の配慮を払ったところであります。私は、これによって、わが国経済社会が国民福祉の向上を目ざして発展するための基礎づくりが一段と進むものと考えております。

なお、年金制度は、わが国の場合制度の発足が

おくれたこともありまして、まだ十分に成熟していない面があることも事実であります。政府といたしましては、今後とも老後保障の実効をあげ得るより、その改善充実につとめてまいりたいと存じます。

最後に、年金の充実改善の問題であります。

年金制度の改善充実が急務であることは、御指摘のとおりであります。政府といたしましては、国民福祉優先の考え方に立って、年金額の引き上げをはじめ、年金制度の改善には格段の努力を払っているところであります。

なお、御指摘の年金スライド制につきましては、費用の負担、経済全体に及ぼす影響など、多くの問題がありますが、引き続き検討する考えであります。

ただ、年金の財政方式につきましては、わが国の人口の老齢化などを考慮すると、当面は現在の方式を現行に即した配慮を加えながら維持していくことが適当である、かように考えておる次第であります。

以上、お答えをいたしました。不足の部分については、関係大臣から補足させていただきます。(拍手)

〔国務大臣(水田三喜男君) お答えいたします。〕

年金資金は、現在、資金運用部に預託されまして、財政投融資の原資の重要な部分を構成しておりますが、その運用は、国民生活の向上に密着した住宅とか、あるいは上水道、下水道のような生活環境整備、または病院、福祉施設のような厚生福祉施設、文教施設、中小企業、農林漁業等、これを最重点に置いて、ま投融資が行なわれていることは、御承知のとおりでございます。

昭和四十七年四月二十五日 衆議院會議録第二十四号

国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する後藤俊男君の質疑 国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する渡部通子君の質疑

変わって、生活に直結する方面への融資となつておきますが、特にまた、使途別分類表におきまして、この年金がどこに使われるかをほつきりさせるために、分類表で特に年金資金等という別枠を設けてまして、この使途を明瞭にしておりまして、これによって、たとえば厚生福祉施設への融資というものは、財投全体のうちではほかの資金は使わない、全部年金資金をこれに充当しておるとか、その反面、基本産業とか基幹産業とか、あるいは貿易、経済協力費というところには年金資金は一回も使われていない、一切使われていないというふうな、使途を明瞭にする方法をとっておりますので、したがって、特に年金資金を一般資金と区別するために、別の機関でこれを運営しなければならぬという必要は、いまのところないものと考えております。(拍手)

〔國務大臣(斎藤野郎)〕 お答え申し上げます。老後の生活保障に役立つような年金額の大引上げを伴う制度の改正と取り組む決意があるかないかというお尋ねでございますが、私は、今日の年金制度は、充足して以来きわめてまだ未成熟の状態でありまして、総理もおっしゃいましたように、日本の人口の老齢化の現象にかんがみまして、これが額の引き上げ、大幅改善は喫緊の要務だ、かように考えております。

年金の大きな改正は、いわゆる財政再計算期の年にやることになっておりますが、これが昭和五十年ということになっておりますけれども、でき得れば、これを引き上げまして、来年度、四十八年度に大幅な改善をいたしたい、これと真剣に取り組みたいと考えておる次第でございます。

福祉年金を少なくとも年額五千円以上に、しかも、所得制限を撤廃することをおこなうこと、国会で実現する考えはないかというお尋ねでございますが、これは、ただいま御提案申し上げております法案を、まず御通過をいただきます、それ以上の改善は次の機会に譲らせていただいで、先ほど申

し上げました年金全体の改善の中で適当な改善をはかりたい、かように考えております。自動スライド制の採用の問題は、総理からお答えがございましたが、これは恩給その他と関連をいたす問題であり、この方向につきましては、政府もかねがねこの方向に進むようにというので、関係審議会等においても御審議を願っているところであります。及ぼすところの影響が相当大きいのみならず、技術的にも相当むずかしい問題でございますので、関係審議会の御答申を踏まえまして、前向きに検討いたしてまいりたい、かように考えております。

なお、年金の財政方式の変更、これも総理からお答えになりましたが、今日の修正積み立て方式を、これを完全な賦課方式にしようとは、いま人口の老齢化の現象に進んでおります際に、諸外国にはいま賦課方式に切りかえているところが非常に多いことは御承知のとおりでございますが、しかし、これは年金制度が成熟したときには私は可能であると存じます。今日、年金の受給者と年金の加入者との割合は二割でありまして、これが二〇％になって、そうして初めて成熟したといえると思うのであります。しかし、それまで待つということは、年金額の大引上げということと関連をいたします。したがって、いわゆる修正賦課方式にするか、今日の修正積み立て方式の中にいまおっしゃるような御意見を考慮に入れながら、財政方式をどうやっていくかということとあわせて、この次の年金の大改正の問題と取り組んでまいりたい、かように考えております。(拍手)

〔國務大臣(木村俊夫)〕 現行の新経済社会発展計画におきましては、社会保障の水準につきまして、目標年次の昭和五十年度における振替所得が、初年度であります昭和四十四年度の約三倍に増加し、国民所得に対する比率も約二〇％程度増大することとしております。政府といたしましては、本年中に策定いたしま

す新しい長期計画におきまして、現計画におけるこの方向をさらに大きく進めまして、社会保障、特に立ちおくれしております年金制度等の所得保障部門の一そうの充実をはかってまいりたいと考えております。

この場合、計画目標とすべき社会保障の水準につきましては、現在その数値を具体的に示してきる段階ではございませんが、多方面にわたる資源配分の中で、特に重点的に配慮してまいり所存でございます。(拍手)

〔副議長(長谷川四郎)〕 渡部通子君。渡部通子君。私は、公明党を代表いたしました。国民年金法等の一部を改正する法律案について、総理大臣並びに関係各大臣の所信をお尋ねしたいと思います。

人口の老齢化現象がきわめて顕著になりつつある現在、老後の生活保障に値する年金制度を完備することは、重大にしかつ緊要な政治課題であることは、もはや論をまちません。今日、国民の零細な所得から集めた膏血ともいべき年金積み立て金は、約七兆円にも達しようとしております。ところが、このばく大な積み立て金を大企業への備投資や産業基盤の公共投資に利用して、国民への福祉還元をなおざりにしてきた歴史は、国民へのいわゆる産業優先主義は、すでにさまざまな弊害を国民生活の至るところに露呈し、もはや、その政治姿勢はすみやかな転換を余儀なくされております。

御承知のように、わが国における老後の生活というものは、長い長い間、いわゆる家族制度の美風のもとで、当然のように、子供たちによる親族間の私的扶養に維持されてきたものでした。それが、戦後、民法の改定に伴い、家の崩壊と個人主義の台頭、核家族化の進行によって老人の孤立は増長し、しばしば悲劇的な事例を見聞きする昨今でございます。つまり、現代の老人は、家族制度

の消滅で子供からも見放され、ならば、その責任を負うべき国の厚生政策にも冷たくあしらわれ、路頭に迷っているというのが現状でございます。老人の家族がふえている、自殺も多い、そして病苦と孤独感が二大動機であるといわれるこの老人を取り巻く生活環境を、総理はどうごらんになりましようか。もはや、私的扶養や個人の責任のみでは老後の生活は守れないのです。

加えて、昭和三十年以降の経済の高度成長は、工業化、都市化を促進し、一方、出生率の低下と平均寿命の伸長が同時に発生して、人口の老齢化を決定づけております。したがって、老後の生活保障はもはや私的扶養の域を越えて、社会的にこれを扶養する年金制度にたよらざるを得ないことは、明々白々ではございませんか。すなわち、総人口に占める六十五歳以上の人口の比率が八％から一八％になるのに、欧米諸国では五十年前から二世紀近くの間を越えて、これに對し、わが国ではわずかに四十年で老齢化社会を迎える深刻な実情にあることは、御承知のとおりでございます。

一方、六十五歳以上の老齢人口は、昭和四十七年度末の推定によると七百八十八万人、昭和五十年には二千四百万人と、急増の一途をたどっております。稼働人口十人で三人の老人を扶養する割合になるのです。まさに老後の生活保障に値する年金制度の拡充強化は焦眉の急なのであります。

しかるに、年金制度に対する政府の姿勢はといえば、一応その形だけは整えたものの、小手先のみの改正に終始し、実質的内容はきわめて貧弱であるといわねばなりません。たとえば、政府が金科玉条のごとくPRした夫婦二万円年金も、任意加入の所得比例を含めて、いまから十五年先に受け取る金額のことなのです。また、老齢福祉年金についても、本改正案において、ことしの十月から千円アップの三千三百円にはなりません。いかに経済的、補完的措置といえども、一日わずか百十円にしかすぎない涙金でございます。今日の物価高の時代に一日百十円では、たばこにすぎないと

いわれてもいたし方がございませんでしよう。これではたして老後の生活保障ははかれると總理はお考えなのでしょうか。

そこで、總理並びに厚生大臣にお伺いをいたします。

急激な高齢化社会を迎えるにあたって、老人対策に対する基本的認識をどうお持ちなのか、また、今後どのように総合的、計画的に老人対策を推進される決意がおありなのか、その所信をまず伺いたい。

さらに、老人対策のなめをなす年金制度の拡充強化についての長期ビジョンを明らかにしていただきます。

第二に、新経済社会発展計画における年金制度の長期ビジョンの策定の問題でございます。

今日、年金積み立て金は約七兆円にものぼりますが、その用途について種々な批判と検討が加えられておるときに、なぜ新経済社会発展計画の中に盛り込まなかったのか、御説明願いたいと思っております。長期安定化した年金財政の確立こそ、年金のなめであり、必要不可欠の条件だと思っております。したがって、新経済社会発展計画の中に、長期安定のための年金財政計画及び財政方式について、明確なビジョンを打ち出すべきだと考えておりますが、總理の見解をお伺いしたいと思います。

第三に、財政方式の再検討についてですが、わが国年金制度の最大の欠陥は、制度の未成熟にあるといわれております。その要因は、一つには、国民皆年金体制の発足がおくれたために、国民年金ではわずかに十一年を経過したにすぎず、昨年の四月よりやく十年年金が開始されたという実情で、諸外国に比べて、その歴史がきわめて浅いという致命的欠陥を持っていることと。

二番目に、年金受給者と年金額がきわめて低いということと。すなわち、年金の中心的存在である拠出制公的年金の受給権者数は九十三万九千人であり、高齢人口のわずかに七割にしかすぎないのがあります。ちなみに、四十五年度における

西欧各国の年金受給者の比率を見るならば、スウェーデン一〇〇%、イギリス八四・二%、アメリカ八二・六%、西独五二・五%、これと比較して、あまりにもわが国年金制度が貧弱であり、未成熟であるかは一目瞭然のこととでございます。

三番目に、一定の被保険者期間を経ない年金が支給されない現行年金制度の積み立て方式にこそ最大の要因があり、その積み立て方式のまま年金制度の成熟化を待つことははや許されず、現在生活に逼迫している老人に、直ちに標準生活を維持し得る年金を支給してこそ、実効ある年金制度と云えるのではないのでしょうか。

現在の老人たちは、いわば、今日日本の繁栄を築き上げた陰の貢献者だと思えます。すなわち、いまのお年寄りは、その楽しかるべき青春時代を戦火の混乱のまただ中で生き、戦後はきびしい食糧事情と荒廃した社会情勢のもとで、わが身を顧みず、両親と子供をかかえて過酷な環境にうちかかっていた人々ばかりです。しかるに、余生を築きつむべき老後になると、都市化、核家族化、さらに物価高といった社会的変動の波にさらされ、経済的、精神的不安は、なおもきびしくおおいにかぶさっている実情でございます。

一方、年金財政の積み立て方式によって、機構的に戦後の国家再建のために大きく寄与し、年金保険料の集約による積み立て金で、大企業設備投資や産業基盤の公共投資に利用するなど、今日の驚異的な高度経済成長国家を築き上げたのも、現在の老人たちの汗と涙の結晶が下ささえてあることを忘れてはなりません。

ところが、その老人たちへの見返りは、何と物価の高騰及び公害では、あまりにも悲劇でございます。

總理は、あの沖繩の芋蕪疎開で遭難した対馬丸事件を御存じでございます。あのおり、生き残った数少ない児童、いまは成長して、先日テレビで沖繩の現状を訴えておりました。六十代七十代の老人は、子供を失い、戦いと貧苦に耐えて生

きてきた、これらの老人をこそ復讐にあたってはあたたかく迎えてほしいという訴えであります。この涙ながらの声を、總理はぜひともしかと受けとめていただきたいと存じます。たびたび總理が口にされる「福祉なくして成長なし」、これを真にうたうのならば、発展途上国に見られる積み立て方式から、現在困っている人々にはますます年金を支給する賦課方式への転換をはからずして、私は、福祉なくして成長なしとは断じて言えないと訴えるのでございます。總理並びに大蔵大臣の御見解をお伺いします。(拍手)

第四に、重要なことは、国の責任のもとに、老後生活の保障を、個人や家族ではなく、世代間相互扶助の精神に基づき、賦課方式の採用ということでございます。したがって、私は、国民の共同連帯による世代間相互扶助の精神に基づき、老後の生活の安定のために、最低生活保障年金二十四万円、月額二万円を支給することを主張いたします。

この実現の方途は次のとおりです。すなわち、四十七年度において厚生年金、国民年金の保険料収入が一兆二千三百五十一億円、積み立て金からの利子収入四千四百二十八億円、国庫負担金一千三十六億円、合計一兆七千八百五十五億円の単年度収入が見込まれ、かりに四十八年度において六十五歳以上の老人に一人月額二万円を支給しても、最大で一兆六千四百十六億円で、即時実現を見、しかも、一千三百九億円が年金原資に繰り込まれていくのでございます。したがって、財政硬直化を招くことなく、政府がやる気さえなるならば、即ち実現できるのでございますが、大蔵大臣、厚生大臣の具体的見解をお伺いいたします。(拍手)

さらに、稼働時の生活水準維持のために所得比例年金を加味し、より豊かな年金制度にしたいと思っております。現行の年金制度が老後の所得保障の名のもとに、ともすればあまいになりがちである年金の性格を生活保障部分と所得保障部分とに明確に

位置づけた画期的な改革案であると主張いたします。

また、現行の年金制度に魅力のない点は、スライド制のあり方にあると思えます。年金はその実質的価値を維持してこそ老後の生活保障にふさわしい年金となるのでございますが、現行の厚生年金及び国民年金は、五年ごとに財政再計算をする政策スライドになっております。これでは今日の物価高に対応できないのは当然です。二年ごとに定額部分は物価に、比例部分は賃金に自動スライドさせるべきだと主張するものでございますが、大蔵大臣、厚生大臣の見解をお伺いしたいと思います。

第五に、老齢福祉年金の引き上げと年齢の繰り上げについてお尋ねします。昨年七月二十四日、国民年金審議会福祉年金小委員会「福祉年金制度の改善について」の中間報告の中で、老齢福祉年金の具体的水準を現在の時点で現行額の倍額に引き上げ、昭和五十年ころには厚生年金、拠出制国民年金が現行の倍近くに増額される見込みなので、老齢福祉年金もそれに対応して引き上げること等を指摘していることは御承知のとおりです。

そこで、厚生大臣にお尋ねいたしますが、昭和五十年にピークを迎えて、その後減少していく老齢福祉年金に対して、今後どのような改善計画がおありなのか、その目標を具体的にお示しいただきたいと存じます。

最後に、制度発足の当時任意加入の対象にもならず、皆年金体制から漏れてしまった現在の六十歳から七十歳未満の年金の谷間に埋没する約二百万人の老後の生活保障について、具体的な対策を示していただきたいと存じます。

以上、数点にわたりお尋ねいたしました。いま、外は春らんまん過ぎてあたたかな初夏の陽光が輝いております。今日の日本のお年寄りの暮らしに一体いつ春がやってくるのか、總理以下閣僚大臣の具体的であたたかな答弁を心からお願

昭和四十七年四月二十五日 衆議院会議録第二十四号

国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する渡部通子君の質疑

昭和四十七年四月二十五日 衆議院會議録第二十四号 国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する渡部通子君の質問

七三八

いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕  
○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 渡部君にお答えをいたします。

まず渡部君から、新経済社会発展計画が年金制度の細部にわたっての長期構想を示していないとの御指摘がありました。

この計画が将来に向かつての資源配分のあり方を明らかにするとともに、社会保障制度発展の方向として年金制度を含む所得保障部門を重点的に充実すべきものとしていることを十分御理解いただきたいと思っております。この計画では社会開発の推進を最重点課題の一つとして掲げておりますが、その中で住宅、生活環境の整備、公害、災害対策と並んで社会保障の充実をはかるものとし、特に高齢者、心身障害者については格段の配慮をすべきであるとしておられます。

なお、政府といたしましては、本年中に新しい長期計画を策定する予定でありませんが、その中には、現計画をさらに進め、社会保障、特に年金制度等所得保障部門の一層の充実をはかってまいりたいと考えております。

次に、急速に高齢化社会を迎えつつある我が国におきまして、老人対策は現在最も重要な内政上の課題の一つであります。今後の年金制度の充実につきましてはお尋ねがありました。御指摘をまづまでもなく、老人対策の大きな柱でありますので、政府といたしましては、今後ともその改善に格段の努力を払う方針であります。

なお、現在我が国には、厚生年金及び国民年金をはじめとする八つの公的年金があり、国民皆年金体制が実現しております。これらはおのおの独自の目的と沿革を有しておりますので、御指摘のように、これを一本化することにはいろいろと困難な問題がありますが、従来から可能なものにつきましては、各制度間でできるだけ統一的な処理をすることとしており、今後ともこの方向で努力してまいりたいと考えております。

最後に、年金の財政方式を賦課方式に切りかえることにより、年金水準を引き上げよとの御意見がありました。政府といたしましては、今後における人口の急速な高齢化の傾向を考えると、当面は現行の財政方式によっていくことが適当ではないか、かように考えておるのであります。ただ、人口の高齢化、扶養意識の変化などを背景に、年金の改善に対する国民の期待が急速に高まっていることは、私もよく承知しておりますので、今後、厚生年金、国民年金の両制度にわたり、費用負担との関連も考慮しながら、所得保障の実効があるよう、その水準の改善を急ぐ考えであります。

なお、老齢福祉年金につきましては、四十七年度に年金額の大振り引き上げを中心とする改善を行なうこととしており、今後でもできる限りその充実につとめたいと考えております。

以上、私から基本的なお答えをいたしました。(拍手)

なお、関係大臣から補足する点もあろうかと思っております。御了承願います。

〔内閣総理大臣水田三喜男君登壇〕

○内閣総理大臣(水田三喜男君) 財政方式の問題は、先ほど厚生大臣からお答えになりましたが、年金受給者がたまたまのうちに少ないときには、賦課方式をとつても負担は非常に軽く済むと思っております。特にいま積んである積み立て金をなくすというところでございまして、渡部さんが御指摘になったような内容の年金を実現することは当然可能であろうと思っております。しかし、人口の高齢化と年金制度の成熟化が進んでまいりますと、受給者が急増して、保険負担は急激に高額となるものになってまいりまして、世代間の均衡がきわめて不均衡になるという事情にわが国はございまして、したがって、わが国の実情から見ますと、先ほどお答えがございましたように、現行の修正積み立て方式を賦課方式に切りかえようと思つたら、ある程度人口の高齢化が進んで、年

金の受給者の数がもう少しふえたというときが切りかえに可能なときではないかと考えまして、これは今後の課題にいたしたいと存じます。

それから、厚生年金のほうは、御承知のように、昭和十七年に出発して、もう二十年をこしますので、ようやく四十四年の法改正のときから、制度的にはいわゆる二万円年金というものが実現するようになっておりますが、拠出制の国民年金のほうは、まだ三十七年に発足したばかりでございますので、ようやく十年年金として、夫婦二万円というところが夫婦一万円円の給付ということが実施できるところまできた程度でございます。したがって、これを今後どういふふうに充実するかという問題につきましては、さつきお話がございましたように、必ずしも五年といわなくても、経済情勢のいかんによっては、この見直しをもつと短い期間にするというふうなことをして、極力この充実には努力いたしたいと存じます。

〔内閣総理大臣斎藤昇君登壇〕

○内閣総理大臣(斎藤昇君) 大蔵大臣、大蔵大臣からほとんどお答えをいただきました。私からお答えする点はあまりないと思うのでございまして、老人対策の基本的な考え方というものは、結局、年老いて精神的にも物質的にも安らぎを感じ、生きがいを感じ、そして長寿を全うしてもらうという、この心がまえが基本的な心がまえであろうと、かように考えます。つきましては、お説のように、やはりまず年金を充実するということ、これは今日の情勢から最も大事なことだと、かように考えます。

そこで、年金の長期ビジョンを立てて、それを長期経済計画の中に盛り込んでいく必要があるのではないかと考えるかという、これもそのとおりだと思っております。

年金の長期ビジョンを立てるためには、先ほどからおっしゃいましたいろいろな、まず財政方式、またどの程度の年金額が適当であるか、自動スライド制、そういったものも織り込んで、そうしてやってまいらなければなりません。この検討は、これは総理、大蔵大臣からお答えになりましたとおり、また、ただいま議員提案として提案されましたいろいろな御意見、これらも十分踏まえまして、この案を立案するのは厚生省でございますから、そういうものを踏まえまして、そうして、ひとつこれから医療保険の抜本的な一つの道で、ここにつけていただいたら、この次にはいわゆる年金問題と取り組んでまいりたい、真剣に取り組んで、そして来年度は、先ほど申しましたように、まだ財政再計算期の年ではありませんけれども、これを繰り上げて、四十八年度から実施をいたしたい、その間に、ただいまおっしゃいましたような各種の御意見を十分勘案をいたして、そうして立案をいたしたい、かように考えております。

スライド制、それから積み立て方式の点は、先ほど後藤議員にお答えをいたしましたとおりでございまして。

五年ごとの財政再計算期、これを繰り上げることに、いま申しましたとおりでありまして、所得比例方式を加味しないかというお尋ねでございます。すでに、所得比例方式も加味をいたしてございまして、これもさらに改善を加えてまいりたい、かように考えます。

なお、今日、年金からはずれておられる人たち、いわゆる国民年金の拠出年金ももらえない、また福祉年金も七十歳以上でなければもらえない、そこで六十五歳から七十歳までの年齢の方々が、これこそ穴があいているわけでございまして、これをどの程度の、福祉年金といえますか、ものにするか、これは現在の福祉年金の改善方法と考えるか、これも一緒に考えて、そうして年金不受給者が一人もないというふうな状態に持つていく必要がある、かように考えまして、これも年金全体の問題といたしまして前向きに取り組んでまいりたい、かように考えます。(拍手)

○副議長(長谷川四郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(長谷川四郎君) 本日は、これにて散会いたします。  
午後二時四十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
外務大臣	福田 赳夫君
大蔵大臣	水田三喜男君
厚生大臣	齋藤 昇君
農林大臣	赤城 宗徳君
通商産業大臣	田中 角榮君
労働大臣	塚原 俊郎君
國務大臣	江崎 眞澄君
國務大臣	大石 武一君
國務大臣	木村 俊夫君
國務大臣	山中 貞則君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十四日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百七十一年の国際小麦協定の締結について承認を求めの件

税関における物品の評価に関する条約の締結について承認を求めの件

一、昨二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

外務公務員法の一部を改正する法律

火災びんの使用等の処罰に関する法律

(政府委員承認)

一、昨二十四日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣

申し出の、次の者を第六十八回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員任命)

一、昨二十四日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、二十四日議長において承認した田宮茂文を同日第六十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨二十四日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あて、去る二十日付をもって科学技術庁振興局長田中好雄は退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る二十一日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 麻生 良方君(理事麻生良方君去る三月二十一日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	國田 直君	補欠	西銘 順治君
	原 健三郎君		豊 永光君
	古井 喜實君		大村 襄治君
	土井たか子君		榑崎弥之助君
	大村 襄治君		古井 喜實君
	西銘 順治君		國田 直君
	豊 永光君		原 健三郎君
	榑崎弥之助君		土井たか子君
地方行政委員		補欠	
辞任	村田敬次郎君	補欠	三池 信君
法務委員		補欠	
辞任	中村庸一郎君	補欠	村田敬次郎君

大蔵委員

辞任	山手 満男君	林 義郎君
	石橋 政嗣君	西宮 弘君
	林 義郎君	山手 満男君
	村田敬次郎君	中村庸一郎君
	西宮 弘君	石橋 政嗣君

文教委員

辞任	三池 信君	補欠	村田敬次郎君
	平林 剛君		大原 亨君
	大原 亨君		平林 剛君

社会労働委員

辞任	森 喜朗君	補欠	羽田 孜君
	羽田 孜君		森 喜朗君

農林水産委員

辞任	井出 太郎君	補欠	田中 正巳君
	大原 亨君		平林 剛君
	平林 剛君		大原 亨君

逓信委員

辞任	小淵 恵三君	補欠	國田 直君
	龜岡 高夫君		古井 喜實君
	森 喜朗君		原 健三郎君
	國田 直君		小淵 恵三君
	原 健三郎君		森 喜朗君
	古井 喜實君		龜岡 高夫君

予算委員

辞任	榑崎弥之助君	補欠	土井たか子君
	土井たか子君		榑崎弥之助君

決算委員

辞任	阿部 文男君	補欠	中村庸一郎君
	中山 利生君		山手 満男君

西宮 弘君	石橋 政嗣君
中村庸一郎君	阿部 文男君
山手 満男君	中山 利生君
石橋 政嗣君	西宮 弘君

一、昨二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

(特別委員辞任及び補欠選任)

辞任	阿部 文男君	補欠	古川 文吉君
	藤田 弘作君		湊 徹郎君
	進藤 一馬君		安倍晋太郎君
	菅波 茂君		綿貫 民輔君
	三池 信君		豊 永光君
	田代 文久君		土橋 一吉君
	安倍晋太郎君		進藤 一馬君
	古川 文吉君		阿部 文男君
	湊 徹郎君		藤田 弘作君
	豊 永光君		三池 信君
	綿貫 民輔君		菅波 茂君
	土橋 一吉君		田代 文久君

(議案提出)

一、今二十五日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

(議案受領)

一、昨二十四日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

消防法等の一部を改正する法律案

計量法の一部を改正する法律案

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

一、昨二十四日、参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

都市公園整備緊急措置法案

(議案付託)

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次

昭和四十七年四月二十五日 衆議院會議録第二十四号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

のとおりである。  
地方自治法等の一部を改正する法律案(華山親  
義君外五名提出、衆法第二三三号)

地方行政委員会 付託  
緊急雇用安定臨時措置法案(田邊誠君外六名提  
出、衆法第二四号) 社会労働委員会 付託

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次の  
とおりである。

消防法等の一部を改正する法律案(内閣提出第  
九〇号)(参議院送付) 地方行政委員会 付託  
農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改  
正する法律案(内閣提出第九六号)(参議院送付)

農林水産委員会 付託  
計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第七  
〇号)(参議院送付) 商工委員会 付託  
都市公園整備緊急措置法案(内閣提出第七二号)  
(参議院送付) 建設委員会 付託

(議案送付)  
一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案  
は次のとおりである。

公害等調整委員会設置法案  
石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案  
割賦販売法の一部を改正する法律案  
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づ  
き、輸出品検査所の支所の設置に関し承認を求  
めるの件

道路交通法の一部を改正する法律案  
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す  
る法律案  
国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、去る二十一日、予備審査のため次の本院議員  
提出案を参議院に送付した。  
地方自治法等の一部を改正する法律案(華山親  
義君外五名提出)

緊急雇用安定臨時措置法案(田邊誠君外六名提  
出)  
(条約通知書受領)

一、昨二十四日、参議院において次の件を議決し

た旨の通知書を受領した。  
千九百七十一年の国際小麦協定の締結について  
承認を求めるの件

税関における物品の評価に関する条約の締結に  
ついて承認を求めるの件  
(議案通知書受領)

一、昨二十四日、参議院において次の本院提出案  
を可決した旨の通知書を受領した。  
火災びんの使用等の処罰に関する法律案

一、昨二十四日、参議院において次の内閣提出案  
を可決した旨の通知書を受領した。  
外務公務員法の一部を改正する法律案

(質問書提出)  
一、昨二十四日、議員から提出した質問主意書は  
次のとおりである。  
従軍日赤看護婦の処遇に関する質問主意書(松  
平忠久君提出)

特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
本案は、絶滅のおそれのある鳥類の種の保存  
を図ることの重要性にかんがみ、鳥獣保護及狩  
猟ニ関スル法律に定めるもののほか、絶滅のお  
それのある鳥類の譲渡等を規制する措置につい  
て定めようとするものであり、その主な内容は  
次のとおりである。

(一) 特殊鳥類  
本案において「特殊鳥類」とは、本邦又は  
本邦以外の地域において絶滅のおそれのある  
鳥類で総理府令で定めるもの(その加工品で  
総理府令で定めるものを含む。)をいうものと  
すること。

(二) 特殊鳥類の譲渡等の規制  
特殊鳥類又はその卵は、譲り渡し、若しく  
は譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引  
渡しを受けてはならないものとする。た

だし、環境庁長官が学術研究、養殖その他の  
事由により特に必要であり、かつ、適切であ  
ると認めて許可した場合、この限りでない  
ものとする。

(三) 特殊鳥類の輸出及び輸入の規制  
1 特殊鳥類の輸出の規制  
特殊鳥類又はその卵は、輸出してはなら  
ないものとする。ただし、国際協力と  
して学術研究又は養殖を行なう場合その他  
輸出することが特にやむを得ないと認めら  
れる場合で政令で定める要件に該当するこ  
とは、この限りでないものとする。

2 特殊鳥類の輸入の規制  
特殊鳥類又はその卵は、輸出を許可した  
旨の輸出国の政府機関の発行する証明書又  
は適法に捕獲し、若しくは採取した旨の輸  
出国の政府機関の発行する証明書(当該輸  
出国が特殊鳥類又はその卵につき輸出の許  
可を行なう政府機関を有しない国である場  
合に限る。)を添附してあるものでなけれ  
ば、原則として輸入してはならないものと  
すること。

四 その他  
1 罰則  
所要の罰則を規定するものとする。

2 施行期日  
この法律は、公布の日から起算して六月  
をこえない範囲において政令で定める日か  
ら施行するものとする。ただし、(一)の  
特殊鳥類に関する規定は、公布の日から施  
行するものとする。

二 議案の可決理由  
絶滅のおそれのある鳥類の種の保存を図るこ  
との重要性にかんがみ、絶滅のおそれのある鳥  
類の譲渡等を規制する制度を設けることは必要  
な措置と認める。よつて、本案は、原案のお  
り可決すべきものと議決した次第である。  
なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を

附することに決した。  
右報告する。  
昭和四十七年四月二十一日  
公害対策並びに環  
境保全特別委員長 田中 武夫  
衆議院議長 船田 中殿

(別紙)  
特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案に  
対する附帯決議

政府は本法施行にあたり特に次の諸点につき適  
切な措置を講ずべきである。  
一 「渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びに  
その環境の保護に関する日本国政府とアメリカ  
合衆国政府との間の条約」の実施にあつては、  
渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の共同研究  
計画および保存対策に万全の措置を行なうと  
もに、関係各国との間において同種条約の締結  
を促進するよう努めること。

二 特殊鳥類の生息環境保全のため、生息地の質  
上げ等必要な措置を検討するとともに、各種公  
害対策の徹底及び原生林の大面積皆伐、鳥類の  
生息に悪影響のある除草剤の空中散布の規制の  
検討その他自然環境保全対策の推進等により、  
鳥類の生息環境の十分な保全を期すること。

三 特殊鳥類の人工飼育施設を含め、鳥類保護の  
積極的な推進をはかるため、環境庁の付属機関  
として、これを担当する研究所の設置を検討す  
ること。

四 鳥獣保護に関し、青少年を対象とする学校教  
育に、正規のカリキュラムを織り込むことを検  
討すること。

沖繩開発庁設置法案(内閣提出、第六十七  
回国会開法第五号)に関する報告書

議案の要旨及び目的  
本案は、沖繩の復興に伴い、沖繩における経  
済の振興及び社会の開発を図るため、総合的な  
計画を作成し、並びにその実施に関する事務の

一、

総合調整及び推進にあたることを主たる任務とする沖繩開発庁を総理府の外局として設置しよるとするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 沖繩開発庁は、その任務を遂行するため、沖繩振興開発計画の作成及びそれに必要な調査並びに同計画の実施に関する関係行政機関の事務の総合調整及び推進にあたることも、関係行政機関の同計画に基づく事業に関する経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する経費の配分計画に関する事務等を行なうこととするほか、当分の間、沖繩の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策の推進に関する事務を行なうこととする。
- 2 沖繩開発庁に、内部部局として、総務局と振興局を置き、それぞれの所掌事務を定めることとする。
- 3 沖繩開発庁の長は、沖繩開発庁長官とし、國務大臣をもつて充てることとする。
- 4 沖繩開発庁長官は、沖繩開発庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求め、さらに振興開発計画の実施に関する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができることとする。
- 5 沖繩開発庁に、附属機関として、沖繩振興開発審議会を置くこととする。
- 6 沖繩開発庁に、地方支分部局として、沖繩総合事務局を置き、同事務局は、沖繩開発庁の所掌事務の一部を分掌するほか、公正取引委員会の事務局の地方事務所、財務局、地方農政局、通商産業局、海運局、港湾建設局、陸運局、地方建設局等の地方支分部局において所掌することとされている事務等を分掌することとし、これらの事務については、当該事務に関する主務大臣又は公正取引委員会が総合事務局長を指揮監督することとする。

務に関する主務大臣又は公正取引委員会が総合事務局長を指揮監督することとする。

- 7 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行することとし、内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならないこととする。
  - 8 沖繩開発庁の設置に伴い沖繩・北方対策庁を廃止し、新たに総理府の機関として、総理府総務長官たる國務大臣を長とする北方対策本部を設置し、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての調査研究及び国民世論の啓発並びに北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の推進等の事務を行なわせることとする。
- そのほか、沖繩開発庁設置法の制定に伴い必要な関係法律の整備に関する規定を設けてい

二 議案の修正議決理由

本案は、沖繩の振興開発に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、妥当な措置と認めるが、本案で引用している他の法律等の法律番号並びに沖繩の復帰に伴う関係法令の政廃に関する法律第三十条中の地方公安調査事務所の名称については修正することが適当と認められるので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

一般事務処理費として、約十九億三千三百九十七万四円が、昭和四十七年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十七年四月二十一日

内閣委員長 伊能繁次郎  
衆議院議長 船田 中殿

昭和四十七年四月二十五日 衆議院会議録第二十四号 議案に関する報告書

〔別紙〕

沖繩開発庁設置法

(小字及び一は修正)

(目的)

第一条 この法律は、沖繩開発庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、沖繩開発庁を設置する。

(任務)

第三条 沖繩開発庁は、沖繩(沖繩県の区域をいふ。以下同じ)における経済の振興及び社会の開発を図るため、総合的な計画を作成し、並びにその実施に関する事務の総合調整及び推進にあたることを主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)

第四条 沖繩開発庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第〇百三十一号)に基づく沖繩振興開発計画(以下「振興開発計画」といふ)の作成及びその作成のため必要な調査を行なうこと。

二 振興開発計画の実施に関する事務を推進すること。

三 振興開発計画の実施に関し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

四 関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に関する経費の見積りの方針の調整を行ない、及び当該事業で政令で定めるものに関する経費の配分計画に関する事務(科学技術庁又は環境庁の所掌に属する事務を除く)を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、沖繩振興開発特別措置法の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

六 南方同胞援護会法(昭和三十三年法律第百六十号)及び沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

七 沖繩開発庁の所管行政に関する広報を行ない、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舍その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつ、これを管理すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む)に基づき沖繩開発庁の所掌に属させられた事務を行なうこと。

(内部部局及び所掌事務)

第五条 沖繩開発庁に、次の二局を置く。

総務局  
振興局

2 総務局においては、前条第一号に掲げる事務、同条第五号に掲げる事務(振興局の所掌に属するものを除く)、同条第六号及び第七号に掲げる事務、沖繩振興開発審議会の庶務に関する事務、庁務の総合調整に関する事務並びに振興局の所掌に属しないその他の事務をつかさどる。

3 振興局においては、前条第二号から第四号までに掲げる事務及び同条第五号に掲げる事務(沖繩振興開発特別措置法第六号から第八号まで及び第四十八号の規定に係るものに限る)をつかさどる。

第六条 沖繩開発庁の長は、沖繩開発庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

2 沖繩開発庁長官(以下「長官」といふ)は、沖繩開発庁の所掌事務を遂行するため必要がある

と認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 長官は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、振興開発計画の実施に關する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

(沖繩振興開発審議会)  
第七条 沖繩開発庁に、附屬機関として、沖繩振興開発審議会を置く。

2 沖繩振興開発審議会の組織、所掌事務、委員の任命その他の事項については、沖繩振興開発特別措置法の定めるところによる。

(地方支分部局)  
第八条 沖繩開発庁に、地方支分部局として、沖繩総合事務局(以下「総合事務局」という。)を置く。

(総合事務局の所掌事務等)  
第九条 総合事務局は、沖繩における次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第一号、第二号及び第八号に掲げる事務
- 二 次に掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務
  - イ 公正取引委員会の事務局の地方事務所
  - ロ 財務局
  - ハ 地方農政局
  - ニ 通商産業局
  - ホ 海運局
  - ヘ 港湾建設局
  - ト 陸運局
  - チ 地方建設局
- 三 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)第六十一条第五号、第八号及び第九号に掲げる事務、同法第六十二条第一号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)、同条第二号に掲げる事務(国営に係る森林治水事業の実施に關することを除く)、同条第三号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)、同条第三号に係る地すべり防止に關する事業の実施に關することを除く)、同条第四号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)、同条第七号に掲げる事務(林業技術の改良発達及び普及に係るものに限る)、同条第八号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)並びに同法第七十七条第二号、第三号、第五号から第七号まで、第十二号から第十四号まで及び第十六号、第七十八号第一号、第四号及び第五号、第七十九号並びに第八十号第二号に掲げる事務

業の実施に關することを除く)、同条第三号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)、同条第三号の二に掲げる事務(国営に係る地すべり防止に關する事業の実施に關することを除く)、同条第四号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)、同条第七号に掲げる事務(林業技術の改良発達及び普及に係るものに限る)、同条第八号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る)並びに同法第七十七条第二号、第三号、第五号から第七号まで、第十二号から第十四号まで及び第十六号、第七十八号第一号、第四号及び第五号、第七十九号並びに第八十号第二号に掲げる事務

2 前項の事務のうち、同項第二号イに掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務については公正取引委員会が、同号ロからチまでに掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務及び同項第三号に掲げる事務については当該事務に關する主務大臣が総合事務局の長を指揮監督する。

第十条 沖繩における前条第一項第二号に掲げる事務に關しては、政令で定めるところにより、総合事務局を同号の地方支分部局と、総合事務局の長その他の職員を同号の地方支分部局の長その他の職員とみなして、これらの事務の処理に關する法令の規定を適用する。

2 前条第二項及び前項に定めるもののほか、総合事務局において所掌する事務の処理に關し必要な事項は、長官と関係行政機関の長が協議して定める。

3 前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、当該事務を所掌する行政機関の長が告示するものとする。

(総合事務局の位置及び組織)  
第十一条 総合事務局の位置及び組織は、政令で定める。

- 第十二条 総合事務局に、その所掌事務の一部を分掌させるため、事務所を置くことができる。
- 2 事務所の名稱、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び組織は、総理府令で定める。

(事務所)  
第十二条 総合事務局に、その所掌事務の一部を分掌させるため、事務所を置くことができる。

2 事務所の名稱、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び組織は、総理府令で定める。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規

定は、この法律の公布の日から施行する。  
(琉球政府行政主席への通知)  
第二条 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

(所掌事務に關する暫定措置)  
第三条 沖繩開発庁は、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、沖繩の復歸に伴い政府に關して特別の措置を要する事項で政令で定めるところに關する施策の推進に關する事務をつかさどる。

2 総合事務局は、第九条第一項の事務のほか、沖繩における前項の事務を分掌する。  
(沖繩・北方対策庁設置法の廃止)  
第四条 沖繩・北方対策庁設置法(昭和四十五年法律第三十九号)は、廃止する。

(国家行政組織法の一部改正)  
第五条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「沖繩・北方対策庁」を「沖繩開発庁」に改める。  
(総理府設置法の一部改正)  
第六条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

日次中「第十六条の五」を「第十六条の六」に改める。  
第三条第三号中「沖繩(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。))をいう。以下同じ。」及び「を削る。

第四条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。  
二十 北方地域に關する事務を行なうこと。  
第二章第三節第十六条の五を第十六条の六とし、第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。  
(北方対策本部)  
第十六条の二 総理府の機関として、北方対策本部を置く。  
2 北方対策本部は、次の事務を行なう機関とする。  
一 北方領土問題その他北方地域に關する諸問題について、調査研究し、関係資料を収集分析し、及び国民世論の啓発を図ること。  
二 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の実施の推進を図り、及びその援護措置の実施に關し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。  
三 本土(北方地域以外の地域をいう。以下同じ)と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実について、公の証明に關する文書を作成すること。  
四 本土と北方地域との間において解決を要する事項について、調査し、連絡し、あつせんし、及び処理すること。  
五 前各号に掲げるもののほか、北方地域に關する事務に關し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。  
六 北方領土問題対策協会の監督すること。  
七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき北方対策本部の所掌に屬することとされた事務を行なうこと。  
3 北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、総理府総務長官たる國務大臣をもつて充

てる。

4 北方対策本部は、北方対策本部の事務を総括する。

5 北方対策本部長は、北方対策本部の所掌事務を遂行するために必要がある場合には、関係行政機関の長に対して協力を求め、又は意見を述べることが出来る。

6 北方対策本部に、北方対策副本部長を置き、内閣総理大臣の指名する総理府総務副長官をもつて充てる。

7 北方対策副本部長は、北方対策本部長の職務を助ける。

8 北方対策本部に、所要の職員を置く。

9 この法律に定めるもののほか、北方対策本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

第十七条中「沖繩・北方対策庁」を「沖繩開発庁」に改める。

第十八条の表中  
沖繩・北方  
対策庁設置  
法(昭和四  
十五年法律  
第三十九号)

沖繩開発庁  
沖繩開発庁設置法(昭和  
四十六年法律第  
七号)

改める。

(大蔵省設置法の一部改正)  
第七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条の三第一項中「職員」の下に「(沖繩総合事務局において財務局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。)」を加える。

(農林省設置法の一部改正)  
第八条 農林省設置法の一部を次のように改正する。

第七十一条及び第七十二条を次のように改める。

る。

(営林局及び営林署の所掌事務の特例)  
第七十一条 営林局の所掌事務のうち沖繩県の区域に係るものについては第六十七条の規定の適用については、同条第二号中「営林の指導並びに森林治水事業」とあるのは「営林についての技術相談並びに森林治水事業の実施」とし、営林署の所掌事務のうち沖繩県の区域に係るものについては前条第一項の規定の適用については、同項第二号中「営林を指導すること」とあるのは「営林についての技術相談に關すること」とする。

第七十二条 削除

(港湾整備特別会計法等の一部改正)  
第九条 次に掲げる法律の規定中「北海道」の下に「又は沖繩県」を加える。

一 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)第四条第二項第一号及び第二号並びに第七条第三項

二 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)第三条第一項

三 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)第三条

四 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)第四条第二項第一号及び第二号並びに第七條第三項

(沖繩の復帰に伴う関係法令の改定に関する法律の一部改正)  
第十条 沖繩の復帰に伴う関係法令の改定に関する法律(昭和四十六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「昭和四十六年法律第 号」を「昭和四十七年法律第 号」に改める。

第三十条中「地方公安調査事務所」を「地方公安調査局」に改める。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)  
第十一条 沖繩振興開発特別措置法の一部を次のように改正する。

附則第十九条第八項中「昭和四十六年法律第 号」を「昭和四十七年法律第 号」に改める。

(別紙)  
沖繩開発庁設置法案に対する附帯決議

政府は、次の諸点について配慮すべきである。

一 振興開発計画の実施その他國の事務の処理に当たっては、地方自治の本旨に沿つて実施すること。

一 沖繩振興開発審議会の委員の人選及び運営等については、沖繩県の民意を十分に反映しうるよう適正を期すること。

一 沖繩の振興開発を円滑に推進するため、土地所有権の確定等土地問題解決のための措置を早急に検討すること。

一 沖繩における物価の特殊な現象にかんがみ、物価対策について慎重を期すること。

一 公務員給与の換算保障について、適切な措置を講ずること。

一 民間労働者の賃金については、企業に対する金融、税制面等を含めた適切な対策を講ずること。

一 特別の手当の減額方法については、職員給与に急激な変動をきたさないよう適切な措置を講ずること。

一 積立年次休暇の取扱いについては、職員に不利益とならないよう適切な措置を講ずること。

一 重要産業及びこれに準ずる産業に従事する第四種被用者に対する特別給付金の支給については、業務の実態等を考慮して適切な措置を講ずること。

右決議する。

沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案(内閣提出、第六十七回国会附法第七号)に關する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、沖繩の復帰に伴い、防衛庁関係法律の適用についての暫定措置その他必要な特別措置等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 防衛庁職員の給与等の特別措置

1 琉球政府の職員で、沖繩の復帰の日から引き続き防衛庁の職員となる者及び復帰の日以後沖繩県で勤務する医師又は歯科医師である防衛庁職員については、一般職の国家公務員の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給することができることとする。

2 琉球政府に在職中、公務上の災害を受けた職員で、復帰の日から引き続き防衛庁の職員となる者については、その災害を防衛庁職員としての公務上の災害とみなし、一般職の国家公務員の例に準じ政令で定めるところにより処理することとする。

(二) 人身損害に対する見舞金の支給

沖繩において、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日まで間に、アメリカ合衆國の軍隊等の行為により人身損害を受けた沖繩の住民又はその遺族のうち、千九百六十七年高等弁務官布告第六十号(琉球人の講和前補償請求の支払について)に基づく支払を受けなかつた者又は遺族に対し、必要があるとき、同布告に基づいて行なわれた支払の例に準じて、見舞金を支給することができることとする。

(三) 防衛施設周辺の民生安定施設の助成の特例

沖繩における防衛施設周辺の民生安定施設の助成の対象として、市町村のほか沖繩県を加えるとともに、政令で定めるところにより補助率を十割とすることができることとする。

(四) 軍関係離職者に対する特別給付金の支給に關する特例

この法律施行の際沖繩法(軍関係離職者等臨時措置法)による特別給付金の受給資格者であつて、米軍等に再雇用されたため、その支給を停止された者については、その受給資格を本土法(駐留軍関係離職者等臨時措置法)による受給資格とみなして、特別給付金を支給する。

給することができることとする。

(四) 政令への委任  
この法律で定めるもののほか、防衛庁関係法律の沖繩への適用についての経過措置その他沖繩の復帰に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができることとする。

(六) 防衛庁設置法の一部改正  
防衛施設庁の地方支分部局として、沖繩県那覇市に那覇防衛施設局を設置し、その管轄区域を沖繩県と定めるとともに防衛施設庁の所掌事務として前記(三)の見舞金に關する事務を加えることとする。

(七) 施行期日

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行することとし、公布に際しては、内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならないこととする。

二 議案の修正議決理由

本案は、沖繩の復帰に伴い、防衛庁関係法律の適用についての暫定措置その他必要な特別措置等を定めようとするもので妥当な措置と認められるが、本案で引用しているすでに成立した他の法律等の法律番号については修正することが適当と認められるので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約十五億千円が、昭和四十七年度一般会計予算に計上されている。

昭和四十七年四月二十一日

内閣委員長 伊能繁次郎  
衆議院議長 船田 中殿

(別紙)

(分子及び一は修正)

沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に關する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、沖繩(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。))をいう。以下同じ。の復帰に伴い、防衛庁関係法律の適用について、他の法律に定めるもののほか、暫定措置その他必要な特別措置等を定めるものとする。

(防衛庁職員等の特別措置)

第二条 琉球政府の職員のうち、沖繩の復帰に伴う特別措置に關する法律(昭和四十六年法律第〇〇九号。以下「一般法」という。)第三十二条の規定により防衛庁の職員となり、防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定の適用を受けることとなる職員については、一般職の国家公務員の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給するものとする。

2 沖繩県の区域内に所在する防衛庁の官署に勤務する医師又は歯科医師で、防衛庁職員給与法の適用を受けるものについては、一般職の国家公務員である医師又は歯科医師の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給することができる。

3 琉球政府の職員のうち、一般法第三十二条の規定により防衛庁の職員(一般職の国家公務員である者を除く。)となつた者については、当該琉球政府の職員としての公務を防衛庁職員給与法第二十七条第一項の公務とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた障害補償年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項については、一般職の国家公務員の例に準じ政令で特別の定めをすることができる。

4 前項に規定する者の昭和四十四年九月三十日

以前に支給事由の生じた公務上の災害に対する補償に關しては、同項の規定にかかわらず、その者の職員としての公務を国の公務とみなして労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による補償(同法第八十二条に規定する補償を除く。)の例により補償を行なう。

(人身損害に対する見舞金の支給)

第三条 國は、沖繩において、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日まで、の間に、アメリカ合衆国の軍隊又はその要員の行為により人身に係る損害を受けた沖繩の住民又はその遺族のうち、琉球人の講和請求の支払について(千九百六十七年高等弁務官布令第六十号)に基づく支払を受けなかつた者又はその遺族に対し、その支払を受けなかつた事情を調査のうえ、必要があると認めるときは、同布令に基づいて行なわれた支払の例に準じ、見舞金を支給することができる。

2 前項の見舞金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(防衛施設周辺の民生安定施設助成の特例)

第四条 防衛施設周辺の整備等に關する法律(昭和四十一年法律第三十五号)第四条の規定の沖繩県の区域における適用については、当分の間、同条中「市町村」とあるのは「沖繩県又は沖繩県の区域内の市町村」と、「当該市町村」とあるのは「当該県又は市町村」と、「一部」とあるのは「全部又は一部」とする。

(軍関係離職者に対する特別給付金の支給に關する特例)

第五条 この法律の施行の際軍関係離職者等臨時措置法(千九百六十九年立法第四百七十七号)第二条に規定する軍関係離職者である者のうち同条第一号に係る者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)第二条第一号に係る駐留軍関係離職者である者とみなして、同法第十五条から第十七条までの規定を適用する。

(政令への委任)

第六条 この法律に定めるもののほか、防衛庁関係法律の沖繩への適用についての経過措置その他沖繩の復帰に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる。

2 この法律の成立後に沖繩において法令の制定、改正又は廃止が行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

(防衛庁設置法の一部改正)

第七条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六百十四号)の一部を次のように改正する。  
第五十五条第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。  
三十二 沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に關する法律(昭和四十六年法律第〇〇九号)第三十二条の規定により、見舞金を支給すること。

第四十一条第二項中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。  
第四十四条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。  
二十三 沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に關する法律第三条の規定による見舞金に關すること。

第五十四条第一項の表欄防衛施設局の項の次に次のように加える。

那覇防衛施設局	那覇市	沖繩県
---------	-----	-----

附則

1 (施行期日)  
この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次項の規定は、

この法律の公布の日から施行する。  
2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

〔別紙〕

沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案に対する附帯決議

- 政府は、次の諸点について配慮すべきである。
- 一 振興開発計画の実施その他国の事務の処理に当たっては、地方自治の本旨に沿って実施すること。
- 一 沖繩振興開発審議会の委員の人选及び運営等については、沖繩県の民意を十分に反映しうるよう適正を期すること。
- 一 沖繩の振興開発を円滑に推進するため、土地所有権の確定等土地問題解決のための措置を早急に検討すること。
- 一 沖繩における物価の特殊な現象にかんがみ、物価対策について慎重を期すること。
- 一 公務員給与の換算保障について、適切な措置を講ずること。
- 一 民間労働者の賃金については、企業に対する金融、税制面等を含めた適切な対策を講ずること。
- 一 特別の手当の減額方法については、職員給与に急激な変動をきたさないよう適切な措置を講ずること。
- 一 積立年次休暇の取扱いについては、職員に不利益とならないよう適切な措置を講ずること。
- 一 重要産業及びこれに準ずる産業に従事する第四種被用者に対する特別給付金の支給については、業務の実態等を考慮して適切な措置を講ずること。

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受託について承認を求めるの件に関する報告書

昭和四十七年四月二十五日 衆議院会議録第二十四号 議案に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

世界保健機関は、一九四八年の世界保健機関憲章に基づき、世界の保健衛生の向上を図るため、国際連合の専門機関の一つとして設立されたもので、わが国は一九五一年五月十六日同憲章の受託書を寄託し、同日、同機関に加盟している。

同機関の執行理事会は、總會の決定及び政策を実施すること等の重要な任務を有するものであるが、新規加盟国の増加に伴い、その構成が加盟国全体を公平かつ適切に反映し難くなつた。その結果、一九六七年五月二十三日の第二十回總會において、憲章第二十四条及び第二十五条の改正が採択された。

本改正の内容は、次のとおりである。

- 1 執行理事会の構成員の数を二十四から三十に改める。
- 2 執行理事会の理事を任命する権利を有する加盟国の任期は三年とするが、本改正が効力を生じた後に開催される最初の總會において選挙された十四の加盟国のうち、各二箇国の任期については、これを調整するため、それぞれ一年及び二年とする。

なお、この改正は、世界保健機関憲章第七十三条の規定に従い、全加盟国の三分の二が受託した場合、すべての加盟国に対し、効力を生ずることとなつてゐる。

よつて、政府は、本改正の受託について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めようのである。

二 本件の議決理由

本改正を受託することは、世界保健機関の円滑な運営を通じて、保健衛生の分野における国際協力を推進するため有益であると認め、本件は、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。  
昭和四十七年四月二十一日

外務委員長 櫻内 義雄

衆議院議長 船田 中殿

北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国も加盟している北西大西洋の漁業に関する国際条約(以下「条約」といふ)は、一九四九年に作成されたものであるが、同条約には、条約の改正手続を定める規定がないため、その規定を新たに同条約に置くことを内容とする議定書が、一九七〇年における北西大西洋漁業国際委員会の第二十四年次通常會議において採択された。

この議定書は、新たに条約の改正手続を定める規定を同条約に加え、条約改正の効力発生を促進をはかりとするものでその主な内容は、条約の改正が締約国の四分の三によつて承認されれば、他のいずれかの締約国から改正に対し異議の通告がない限り、すべての締約国について効力を生ずることとしてゐる。

なお、この議定書は、すべての締約国から批准書若しくは承認書又は加入書が寄託された日に効力が生ずることになつてゐる。

よつて政府は、北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めようのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、条約を通ずる国際協力を推進するとの見地から適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。  
昭和四十七年四月二十一日

衆議院議長 船田 中殿 外務委員長 櫻内 義雄

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石炭の採掘に伴つて発生する鉱害の残存量が、なお、ほゞ大な実情にかんがみ、今後さらに鉱害復旧の促進、賠償の円滑化を図るため、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の有効期限を延長するほか、制度の拡充等を図るとともに、産炭地域における工場立地を促進するために必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 臨時石炭鉱害復旧法の一部改正
  - (1) 復旧の対象となる公共施設に、工業用水道及び公園を追加するとともに、その他の公用又は公共用施設についても政令で追加することができることとする。
  - (2) 通商産業大臣は、関係行政機関の長と協議し、かつ、関係都道府県知事及び石炭鉱業審議会の意見をきいて鉱害復旧長期計画を定め、その概要を公表しなければならないこと。
  - (3) 復旧不適農地の要件を緩和し、その農地を復旧することが著しく困難な場合に加え、復旧することが著しく不適当な場合においても石炭鉱害事業団が金銭補償を行ない得ることとし、さらに被害者の申出があつたときは、復旧不適農地の買取りもできる制度を新たに設けることとする。

なお、復旧することが著しく困難又は不適当な家屋等についても、農地と同様金銭補償ができることとする。

(4) 国及び都道府県は、前項の金銭補償又は時価買入れに要する費用に充てるため補助金を交付すること。

(5) 復旧工事に対する都道府県の補助金の交付については、従来の工事の施行者に交付する方式を、事業団に一括交付する方式に改

- (6) 国及び都道府県が、鉱害を生じている土地の本来有していた効用以外の効用を有する土地に実施する工事、いわゆるみなし復旧工事に交付する補助金の率を、そのみなし復旧工事に係る復旧費の百分の七十五(従来は百分の六十五)に改めること。
- (7) その他、かんがい排水施設の維持管理者について、事前に同意を得て選定する方式に改めること。復旧基本計画の作成にあたっては、石炭鉱業事業団が市町村から意見をきく制度を設けたこと等必要な規定を定めることとする。
- (8) 法律の有効期限を昭和五十七年七月三十一日まで、十年間延長すること。
- 2 石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正
  - (1) 臨時石炭鉱害復旧法に基づき資力を有しないものとして納付金の減免を受けた鉱業権者等は、その賠償債権立金のうち、その減免を受けた納付金に相当する額については、取りもどすことができず、取りもどすことのできないものとする。
  - (2) 石炭鉱害事業団の業務に復旧不適農地及び復旧不適家屋等に対する金銭補償、復旧不適農地の買入れを加え、その他通商産業大臣の認可を受けて必要な業務を行なうことができることとする。
- (3) 法律の有効期限を昭和五十七年七月三十一日まで、十年間延長すること。
- 3 産炭地域振興臨時措置法の一部改正
 

地方公共団体が、地方税法第六条の規定により、産炭地域のうち政令で定める地区内において、製造の事業の用に供する設備を新増設した者について、地方税の免除又は不均一

課税を行なつた場合に、その減取額について普通交付税で補てんする措置の対象に事業税を加えること。

4 施行期日  
本法は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、産炭地域振興臨時措置法の一部改正については、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由  
本案は、なお、ほう大な量に達している鉱害の復旧を促進し、賠償の円滑化を図り、あわせて産炭地域に対する工場立地を促進するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費  
昭和四十七年度石炭及び石油対策特別会計(石炭勘定)予算に、鉱害対策費として、百五十一億六千九百七十円が計上されている。  
昭和四十七年四月二十四日  
石炭対策特別委員長 鬼木 勝利  
衆議院議長 船田 中殿

労働安全衛生法(内閣提出)に関する報告書  
議案の要旨及び目的  
本案は、最近における労働災害の動向等に即応し、労働災害の防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、労働者の安全と健康を確保し、さらに快適な作業環境の形成を促進するため、安全衛生管理体制の整備、危害防止基準の明確化等の措置を講じようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

- 1 労働大臣は、労働災害の防止に關し、重要な事項を定めた計画を策定すること。
- 2 総括安全衛生管理者、安全・衛生管理者、作業主任者等の選任及び安全・衛生委員会の

設置等事業場における安全衛生管理体制を整備すること。

3 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を明確にすること。  
4 労働大臣は、危害防止措置についての技術上の指針及び望ましい作業環境の標準を公表すること。

5 建設業等重層下請関係にある職場における元方事業者等の講ずべき措置を定め、また、共同企業体、機械等の貸与者の労働災害防止責任を明確にすること。  
6 特定機械等及び特定有害物の製造、使用等に関する規制を強化すること。  
7 労働者の就業に当たつての安全衛生教育を拡充すること。

8 健康診断等の健康管理を充実するとともに、重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事した者について健康管理手帳を交付し、離職後もその健康管理を行なうこと。  
9 都道府県労働基準局長は、事業者に対し、安全衛生改善計画の作成を指示することができることとし、自主的な労働災害防止活動を推進すること。

10 労働災害の未然防止のため、危険又は有害な事業についての事前届出制を整備するとともに、高度の技術的検討を要するものについては、労働大臣が審査し、必要な報告又は要請をすることができること。

11 右のほか、監督機関の権限、労働災害の防止に資するための国の援助及び研究開発の推進等について所要の規定を設けること。  
二 議案の修正議決理由  
最近における労働災害の動向等にかんがみ、適切な労働安全衛生対策を展開するため所要の措置を講ずることは、時宜に適合するものと認めらるが、なお、事業者の責務等につき、修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそなうおそれのある条件

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。  
昭和四十七年四月二十五日  
社会労働委員長 森山 欽司  
衆議院議長 船田 中殿

(別紙)  
(小字及び一は修正)  
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動によつて労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること。
- 二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者をいう。
- 三 事業者 事業を行なう者で、労働者を使用するものをいう。

第三条 事業者は、単に労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、進んで快適な作業環境の実現のために創意工夫をこらすとともに、安全と健康を確保するようにしなければならない。また、国が実施する労働災害の防止に関する施策に、事業者は、協力するようしなければならない。

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生を防止するよう努めなければならない。

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそなうおそれのある条件

を附さないように配慮しなければならない。

第四条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。

(安全委員会)

第十七条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関するもの。
三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項。

安全委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、第一号の者である委員(以下「第一号の委員」という)は、一人とする。

- 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
二 安全管理者のうちから事業者が指名した者
三 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
3 安全委員会の議長は、第一号の委員がなるものとする。

4 事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。ただし、その推薦がないときは、この限りでない。

5 前二項の規定は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十二条 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十三条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第二十四条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第二十五条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十六条 事業者は、労働災害発生のおそれがあるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

(労働者の申告)
第九十七条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督官又は労働基準監督官に申告することができる。

2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として

て、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(別紙)
労働安全衛生法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法の施行に当たっては、労働条件を確保することを目的とする労働基準法の総合性がそこなわられることのないよう、これと一体的に運用すること。
二 本法の円滑な施行を確保するため、労働基準監督官、安全・衛生専門官の増員と労働安全・衛生を担当する行政体制の整備拡充を図り、労働災害の防止に即応できる態勢を確立すること。

三 本法の制定を契機として、建設業等問題の多い業種についての専門の部会の設置等労働基準審議会の運用の充実に労働災害防止指導員の活用を努めること。
四 本法の制定を契機として、安全及び衛生に関する国際労働条約の批准を進めること。
五 本法制定の効果を一層高めるため、事業者、労働者その他の関係者に対して、本法及びこれに基づく命令の内容特に危険有害業務における防護措置の周知徹底に努めること。

六 通勤途上災害の取扱いについては、通勤途上災害調査会の見解が示され次第、その趣旨に沿って所要の法的措置を講ずること。
七 一般の健康診断についても、可能な限り労働時間内に実施するよう行政指導に努めること。

漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)
に關する報告書
一 議案の要旨及び目的
最近における漁獲量の増大、漁船の大型化または水産物の流通の改善についての要請等に対処するため、漁港の整備を促進することが一層緊要となつてゐる。

本案は、かかる事情にかんがみ、とくに公共性が高く、かつ、事業規模の大きい特定第三種漁港の整備を促進するため、国以外の者が同種漁港の修築事業を施行する場合、漁港施設のうち、外郭施設および水域施設に要する費用についての国の負担割合を百分の六十から百分の七十に引き上げ、地元負担の軽減を図ることができるとするとともに、漁港の維持管理の一層の適正化を図るため、漁港区域内においては、従来の水域のほか、公共空地における行為についても制限することができるとする等所要の規定の整備を図らうとするものである。

議案の修正議決理由
本案は、特定第三種漁港の整備を促進する等のため、適当な措置であると認めるが、本案の施行日である四月一日はすでに経過しているため、公布の日から施行することに改めるとともに、昭和四十七年度予算から適用することを妥当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。
三 本案施行に要する経費
昭和四十七年度一般会計予算(農林省所管)に、漁港施設整備に必要な経費百七十八億九千八百六十万円が計上されており、このうち本案施行に要する経費として、約三億六千八百万円を見込んでゐる。

昭和三十七年四月二十五日
農林水産委員長 藤田 義光
衆議院議長 船田 中殿

附則
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(本字及び一は修正)

昭和三十七年四月二十五日
農林水産委員長 藤田 義光
衆議院議長 船田 中殿

昭和三十七年四月二十五日
農林水産委員長 藤田 義光
衆議院議長 船田 中殿

昭和三十七年四月二十五日
農林水産委員長 藤田 義光
衆議院議長 船田 中殿

昭和四十七年四月二十五日 衆議院會議録第二十四号 議案に関する報告書

し、この法律による改正後の漁港法第二十條第二項の規定は、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金(昭和四十七年度に繰り越された昭和四十六年度分の予算に係る国の負担金を除く)から適用する。

〔別紙〕

漁港法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

わが国漁業をとりまく環境は、内外ともに一段と厳しさを加えている反面、国民の水産物に対する需要は、高度化、多様化しつつ増大する等最近における諸事情の推移にかんがみ、政府は、特に左記事項の実現に留意しつつ、各般にわたる漁業施策を強力に推進し、水産業の振興と国民に対するたん白食料の安定的な供給の確保を図るべきである。

記

一 漁船の大型化等の諸事情の進展に即応するようすみやかに、現行漁港整備計画を拡大改訂し、いわゆる第五次漁港整備計画を策定すること。

二 第三種漁港(北海道以外の地域のもの)については、その整備事業の円滑な実施を図るため、事業実施に要する費用に対する国の負担割合の是正に努めること。

三 中小漁業の振興を図るため、特定業種に係る振興計画の策定及び構造改善計画の認定にあたっては、関係業界の自主的な構造改善の促進に資することとなるよう十分配慮するとともに、農林漁業金融公庫の中小漁業経営改善資金の融資ワクの拡大、融資条件の改善等に努めること。

四 中小漁業における労働関係の近代化に資するため、労働条件の改善及び労働環境の整備等を図ること。

五 水産業協同組合の健全な発展を期するため、漁業協同組合の合併の促進等によりその経営基盤の拡充強化を図ること。

右決議する。

中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近における漁業事情等の推移に即応して振興措置の対象とする中小漁業者の範囲を拡大するとともに、新たに特定業種の構造改善に関する所要の規定を加えて、さらに、計画的に中小漁業の振興を図ろうとするもので、おもな内容は、次のとおりである。

(一) 中小漁業者の定義のうち、その使用する漁船の合計総トン数を二千トンから三千トンに引き上げること。

(二) 指定業種のうち、その経営を安定させるため緊急に構造改善を図ることが必要な業種を政令で特定業種として指定し、当該業種について中小漁業構造改善計画の認定制度を設けること。

(三) この認定を受けた計画に従って構造改善事業を実施する中小漁業者に対し、農林漁業金融公庫から漁船の建造等に必要な資金を特別の融資条件(利率六分五厘、償還期限十八年以内、据置期間三年以内)で貸し付けるとともに、漁船の割増償却、合併または出資を行なう場合に法人税、登録免許税を軽減する等税制上の特別措置を講ずること。

議案の修正議決理由

本案は、特定業種の構造改善を計画的かつ総合的に進めて中小漁業の振興を図ろうとするものであり、適当な措置であると認めるが、本案の施行日である四月一日はすでに経過しているため、これを公布の日に変更することを妥当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のとおり附帯決議を附することに右報告する。

昭和四十七年四月二十五日

農林水産委員長 藤田 義光

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

(本号及び一は修正)

附則

(施行期日)

この法律は、<sup>公布の日</sup>昭和四十七年四月一日から施行する。

〔別紙〕

中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

わが国漁業をとりまく環境は、内外ともに一段と厳しさを加えている反面、国民の水産物に対する需要は、高度化、多様化しつつ増大する等最近における諸事情の推移にかんがみ、政府は、特に左記事項の実現に留意しつつ、各般にわたる漁業施策を強力に推進し、水産業の振興と国民に対するたん白食料の安定的な供給の確保を図るべきである。

記

一 漁船の大型化等の諸事情の進展に即応するようすみやかに、現行漁港整備計画を拡大改訂し、いわゆる第五次漁港整備計画を策定すること。

二 第三種漁港(北海道以外の地域のもの)については、その整備事業の円滑な実施を図るため、事業実施に要する費用に対する国の負担割合の是正に努めること。

三 中小漁業の振興を図るため、特定業種に係る振興計画の策定及び構造改善計画の認定にあたっては、関係業界の自主的な構造改善の促進に資することとなるよう十分配慮するとともに、農林漁業金融公庫の中小漁業経営改善資金の融資ワクの拡大、融資条件の改善等に努めること。

四 中小漁業における労働関係の近代化に資するため、労働条件の改善及び労働環境の整備等

七四八

五 水産業協同組合の健全な発展を期するため、漁業協同組合の合併の促進等によりその経営基盤の拡充強化を図ること。

右決議する。

漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

漁業協同組合整備促進法は、経営不振にある漁業協同組合の整備を図るため、その指導および助成を行なう整備基金の設立、その他の措置を定めることを内容として昭和三十五年に制定された。

しかしながら、整備基金の業務のうち主要業務である利子補給金交付業務は、漁業協同組合の整備計画達成の最終期限が昭和四十七年三月三十一日に到来することになっており、昭和四十六年度で終了する。

本案は、このような漁業協同組合整備基金に関する経過と、特殊法人の整理統合に関する政府の方針にかんがみ、整備基金を解散することとしてその根拠法である漁業協同組合整備促進法を廃止するとともに解散後における清算事務を適正に行なうため、その手続、残余財産の処分等について所要の規定を設けようとするものである。

議案の可決理由

本案は、漁業協同組合整備促進法は、一応その目的を果したと等事情にかんがみ、同法を廃止することは妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のとおり附帯決議を附することに右報告する。

昭和四十七年四月二十五日

農林水産委員長 藤田 義光

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案に対する附帯決議

わが国漁業をとりまく環境は、内外ともに一段と厳しさを加えている反面、国民の水産物に対する需要は、高度化、多様化しつつ増大する等最近における諸事情の推移にかんがみ、政府は、特に左記事項の実現に留意しつつ、各般にわたる漁業施策を強力に推進し、水産業の振興と国民に対するたん白食料の安定的な供給の確保を図るべきである。

記

一 漁船の大型化等の諸事情の進展に即応するようすみやかに、現行漁港整備計画を拡大改訂し、いわゆる第五次漁港整備計画を策定すること。

二 第三種漁港(北海道以外の地域のもの)については、その整備事業の円滑な実施を図るため、事業実施に要する費用に対する国の負担割合の是正に努めること。

三 中小漁業の振興を図るため、特定業種に係る振興計画の策定及び構造改善計画の認定にあつては、関係業界の自主的な構造改善の促進に資することとなるよう十分配慮するとともに、農林漁業金融公庫の中小漁業経営改善資金の融資ワクの拡大、融資条件の改善等に努めること。

四 中小漁業における労働関係の近代化に資するため、労働条件の改善及び労働環境の整備等を図ること。

五 水産業協同組合の健全な発展を期するため、漁業協同組合の合併の促進等によりその経営基盤の拡充強化を図ること。  
右決議する。

衆議院会議録第二十二号中正誤

六〇	段行	誤	十四日
六一	三	十四日に	十四日
六二	四	困難と	困難と
六三	末七	おける	おいて
			正

昭和四十七年四月二十五日 衆議院會議録第二十四号

七五〇

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一冊 五十円

(送料別)

發行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七  
大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二一(六外)